
平成 14 年 第 2 回定例会
上富良野町議会会議録

開会 平成 14 年 6 月 1 8 日
閉会 平成 14 年 6 月 2 0 日

上 富 良 野 町 議 会

目 次

第 1 号 (6 月 1 8 日)

議 事 日 程	1
出 席 議 員	1
欠 席 議 員	1
地方自治法第 1 2 1 条による説明員の職氏名	1
議会事務局出席職員	1
開会宣告・開議宣告	2
諸 般 の 報 告	2
日程第 1 会議録署名議員の指名の件	2
日程第 2 会期決定の件	2
日程第 3 行 政 報 告	2
日程第 4 報告第 1 号 監査・例月現金出納検査結果報告の件	3
日程第 5 報告第 2 号 町内行政調査報告の件	4
日程第 6 報告第 3 号 委員会所管事務調査報告の件	4
日程第 7 報告第 4 号 専決処分報告の件 (上富良野町税条例の一部を改正する条例) ...	5
日程第 8 報告第 5 号 専決処分報告の件 (交通事故に係る和解及び損害賠償の額を定 める件)	7
日程第 9 報告第 6 号 平成 1 3 年度上富良野町一般会計繰越明許費繰越計算書報告の件	1 0
日程第 1 0 報告第 7 号 法人の経営状況報告の件	1 0
日程第 1 1 発議案第 3 号 衆議院議員小選挙区割り見直しに関する要望意見の件	2 0
日程第 1 2 町の一般行政について質問	2 1
1 5 番 村 上 和 子 君	2 1
1 3 年目を迎える介護保険制度の問題点 (課題) と介護予防事業対策の 効果について	
2 子育て支援事業また少子化対策を考えてはどうか。	
3 環境問題として、空き地の適正管理条例を制定してはどうか。	
1 1 番 梨 澤 節 三 君	2 6
1 市町村合併について	
2 教育行政について	
3 議員協議会について	
1 6 番 清 水 茂 雄 君	3 3
1 D P I 世界会議札幌大会における町障害関係者の参加について	
2 学童保育について	
3 交通安全対策について	
1 2 番 米 沢 義 英 君	3 8
1 観光行政について	
2 農業行政について	
3 保育行政について	
4 名誉町民の制度について	
5 生涯教育について	
散 会 宣 告	4 6

目 次

第 2 号 (6月19日)

議 事 日 程	4 9
出 席 議 員	4 9
欠 席 議 員	4 9
地方自治法第121条による説明員の職氏名	4 9
議会事務局出席職員	4 9
開 議 宣 告	5 0
諸 般 の 報 告	5 0
日程第 1 会議録署名議員の指名の件	5 0
日程第 2 町の一般行政について質問	5 0
17番 小 野 忠 君	5 0
1 工事入札制度の改善について	
1番 中 村 有 秀 君	5 2
1 富良野川堤防の遊歩道について	
2 ゴミステーションの維持管理について	
3 J R 上富良野町駅周辺の環境整備について	
3番 福 塚 賢 一 君	5 8
1 町の危機管理意識について	
2 新パークゴルフ関連について	
3 国営土地改良受益者負担金について	
4 道道吹上線の街路事業について	
5 離農跡地を分譲住宅化することについて	
6 5日制に教員退職者の雇用について	
散 会 宣 告	7 0

目 次

第 3 号 (6月20日)

議 事 日 程	7 3
出 席 議 員	7 3
欠 席 議 員	7 3
早 退 議 員	7 3
地方自治法第121条による説明員の職氏名	7 3
議会事務局出席職員	7 4
開 議 宣 告	7 5
諸 般 の 報 告	7 5
日程第 1 会議録署名議員の指名の件	7 5
日程第 2 議案第 1 号 平成14年度上富良野町一般会計補正予算(第1号)	7 5
日程第 3 議案第 2 号 平成14年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)	8 0
日程第 4 議案第 3 号 平成14年度上富良野町老人保健特別会計補正予算(第1号) ...	8 3
日程第 5 議案第 4 号 平成14年度上富良野町介護保険特別会計補正予算(第1号) ...	8 4
日程第 6 議案第 5 号 平成14年度上富良野町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)	8 5
日程第 7 議案第 6 号 平成14年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)	8 6
日程第 8 議案第 7 号 平成14年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算(第1号)	8 7
日程第 9 議案第 8 号 専決処分の承認を求める件(平成13年度上富良野町一般会計補正予算〔第6号〕)	8 8
日程第10 議案第 9 号 財産取得の件(緊急通報システム購入)	9 1
日程第11 議案第10号 上富良野町財政調整基金の設置、管理及び処分に関する条例等の一部を改正する条例	9 3
日程第12 議案第11号 基幹水利施設管理事業の実施の件	9 4
日程第13 平成14年第1回定例会付託	9 8
議案第24号 上富良野町廃棄物の処理及び清掃に関する条例	
日程追加の議決	1 0 0
追加日程第1 農業委員の推薦の件	1 0 0
日程第14 発議案第1号 上富良野町議会会議規則の一部を改正する規則	1 0 1
日程第15 発議案第2号 議員派遣の件	1 0 1
日程第16 閉会中の継続調査申出の件	1 0 2
閉 会 宣 告	1 0 4

第 2 回 定 例 会 付 託 事 件 一 覧 表

議案 番号	件 名	議決月日	結 果
1	平成14年度上富良野町一般会計補正予算(第1号)	6月20日	原 案 可 決
2	平成14年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)	6月20日	原 案 可 決
3	平成14年度上富良野町老人保健特別会計補正予算(第1号)	6月20日	原 案 可 決
4	平成14年度上富良野町介護保険特別会計補正予算(第1号)	6月20日	原 案 可 決
5	平成14年度上富良野町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)	6月20日	原 案 可 決
6	平成14年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)	6月20日	原 案 可 決
7	平成14年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算(第1号)	6月20日	原 案 可 決
8	専決処分の承認を求める件(平成13年度上富良野町一般会計補正予算〔第6号〕)	6月20日	原 案 可 決
9	財産取得の件(緊急通報システム購入)	6月20日	原 案 可 決
10	上富良野町財政調整基金の設置、管理及び処分に関する条例等の一部を改正する条例	6月20日	原 案 可 決
11	基幹水利施設管理事業の実施の件	6月20日	原 案 可 決
	平成14年第1回定例会付託 議案第24号 上富良野町廃棄物の処理及び清掃に関する条例	6月20日	修 正 可 決 修正部分を除く 原 案 否 決
	行 政 報 告	6月20日	
	町の一般行政について質問	6月19日 6月20日	
	報 告		
1	監査・例月現金出納検査結果報告の件	6月18日	報 告
2	町内行政調査報告の件	6月18日	報 告

議案 番号	件 名	議決月日	結 果
3	委員会所管事務調査報告の件	6月18日	報 告
4	専決処分報告の件（上富良野町税条例の一部を改正する条例）	6月18日	報 告
5	専決処分報告の件（交通事故に係る和解及び損害賠償の額を定める件）	6月18日	報 告
6	平成13年度上富良野町一般会計繰越明許費繰越計算書報告の件	6月18日	報 告
7	法人の経営状況報告の件	6月18日	報 告
	発 議		
1	上富良野町議会会議規則の一部を改正する規則	6月20日	原 案 可 決
2	議員派遣の件	6月20日	原 案 可 決
3	衆議院議員小選挙区割り見直しに関する要望意見の件	6月18日	原 案 可 決
4	農業委員の推薦の件	6月20日	推 薦
	閉会中の継続調査申出の件	6月20日	原 案 可 決

平成14年第2回定例会

上富良野町議会会議録（第1号）

平成14年6月18日（火曜日）

議事日程（第1号）

- 第 1 会議録署名議員の指名の件
- 第 2 会期決定の件 6月18日～20日 3日間
- 第 3 行政報告 町長 尾岸孝雄君
- 第 4 報告第1号 監査・例月現金出納検査結果報告の件
代表監査委員 高口勤君
- 第 5 報告第2号 町内行政調査報告の件
- 第 6 報告第3号 委員会所管事務調査報告の件
総務常任委員長 中川一男君
- 第 7 報告第4号 専決処分報告の件（上富良野町税条例の一部を改正する条例）
- 第 8 報告第5号 専決処分報告の件（交通事故に係る和解及び損害賠償の額を定める件）
- 第 9 報告第6号 平成13年度一般会計繰越明許費繰越計算書報告の件
- 第10 報告第7号 法人の経営状況報告の件
- 第11 発議案第3号 衆議院議員小選挙区割り見直しに関する要望意見の件
- 第12 町の一般行政について質問

出席議員（20名）

- | | | | |
|-----|--------|-----|-------|
| 1番 | 中村有秀君 | 2番 | 中川一男君 |
| 3番 | 福塚賢一君 | 4番 | 笹木光広君 |
| 5番 | 吉武敏彦君 | 6番 | 西村昭教君 |
| 7番 | 石川洋次君 | 8番 | 仲島康行君 |
| 9番 | 岩崎治男君 | 10番 | 佐藤政幸君 |
| 11番 | 梨澤節三君 | 12番 | 米沢義英君 |
| 13番 | 長谷川徳行君 | 14番 | 徳島稔君 |
| 15番 | 村上和子君 | 16番 | 清水茂雄君 |
| 17番 | 小野忠君 | 18番 | 向山富夫君 |
| 19番 | 久保田英市君 | 20番 | 平田喜臣君 |

欠席議員（0名）

地方自治法第121条による説明員の職氏名

- | | | | |
|-------------|-------|-------------|--------|
| 町長 | 尾岸孝雄君 | 助役 | 植田耕一君 |
| 収入役 | 樋口康信君 | 教育長 | 高橋英勝君 |
| 代表監査委員 | 高口勤君 | 農業委員会会長 | 小松博君 |
| 教育委員会委員長 | 久保儀之君 | 総務課長 | 田浦孝道君 |
| 企画調整課長 | 中澤良隆君 | 税務課長 | 越智章夫君 |
| 町民生活課長 | 米田末範君 | 保健福祉課長 | 佐藤憲治君 |
| 農業振興課長 | 小澤誠一君 | 道路河川課長 | 田中博君 |
| 商工観光まちづくり課長 | 垣脇和幸君 | 会計課長 | 高木香代子君 |
| 農業委員会事務局長 | 谷口昭夫君 | 管理課長 | 上村延君 |
| 社会教育課長 | 尾崎茂雄君 | 特別養護老人ホーム所長 | 林下和義君 |
| 上下水道課長 | 早川俊博君 | 町立病院事務長 | 三好稔君 |

議会事務局出席職員

- | | | | |
|----|-------|----|-------|
| 局長 | 北川雅一君 | 次長 | 菊池哲雄君 |
| 係長 | 北川徳幸君 | | |

午前 9時00分 開会
(出席議員 20名)

開会宣告・開議宣告

議長(平田喜臣君) 御出席まことに御苦労に存じます。

ただいまの出席議員は、20名であります。

これより、平成14年第2回上富良野町議会定例会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

諸般の報告

議長(平田喜臣君) 日程に入るに先立ち、議会運営等、諸般の報告をいたさせます。

事務局長。

事務局長(北川雅一君) 御報告申し上げます。

今期定例会は、6月14日に告示され、当日、議案等の配付をいたしました。

今期議会運営につき、4月26日、5月30日、6月14日に議会運営委員会を開き、会期日程等を協議いたしました。その内容は、お手元に配付の議事日程等のとおりであります。

今期定例会に提出の案件は、町長から提出の議案が議案第1号ないし第11号までの11件、報告第4号ないし第7号の4件であります。議員からの提出案件は、発議案第1号ないし第3号の3件であります。

各常任委員会合同の町内行政調査報告がありました。

総務常任委員長より、所管事務調査報告として、先進市町村行政調査の報告がありました。

平成14年第1回定例会において付託の、議案第24号上富良野町廃棄物の処理及び清掃に関する条例について、教育民生常任委員長より審査の結果の報告がありました。

監査委員から、監査・例月現金出納検査の結果報告がありました。

町長から、今期定例会までの主要な事項について、行政報告の発言の申し出がありました。その資料として、工事発注状況一覧表をお配りいたしましたので、参考資料としていただきますようお願い申し上げます。

5月30日までに受理いたしました陳情要望の件数は12件であります。その要旨は、さきにお配りしたとおりであります。議会審議の資料としていただきますようお願い申し上げます。

町の一般行政について、村上和子議員外6名の議

員から一般質問の通告があり、その要旨は、本日お手元にお配りいたしましたとおりであります。あらかじめ執行機関に質問内容を通告しております。

なお、質問の順序は、通告を受理した順となっておりますので、御了承賜りたいと存じます。

また、質問の日割りにつきましては、さきに御案内のとおりであります。

今期定例会までの議会の主要な事業は、別紙配付のとおりであります。

今期定例会の議案説明のため、町長以下関係者の出席を求め、別紙配付のとおり出席いたしております。

以上であります。

議長(平田喜臣君) 以上をもって、議会運営等、諸般の報告を終わります。

日程第1 会議録署名議員の指名の件

議長(平田喜臣君) 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により議長において、

6番 西村昭教君

7番 石川洋次君

を指名いたします。

日程第2 会期決定の件

議長(平田喜臣君) 日程第2 会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から6月20日までの3日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(平田喜臣君) 御異議なしと認めます。

よって、会期は、本日から6月20日までの3日間と決しました。

日程第3 行政報告

議長(平田喜臣君) 日程第3 行政報告を行います。

今期定例会までの主な行政執行経過について、町長より報告がありますので、発言を許します。

町長尾岸孝雄君。

町長(尾岸孝雄君) 議員各位におかれましては、公私ともに何かと御多用のところ、第2回定例町議会に御出席いただき、まことにありがとうございます。

この機会に、去る3月定例町議会以降における町政執行の概要について報告させていただきます。

初めに、本年4月からの新体制であります。定年退職を含む欠員の11ポストに対して、医師2名、看護師2名、また、近い将来、建築確認申請受付業務を直接処理するために、建築技術職員1名の新規採用を行うとともに、行政運営の効率化を図るべく、浄化センター管理業務の委託、また、一部においては臨時職員による対応を図り、さらに係長職以上の職員からレポートの提出を求めての人事異動を行い、職員総数233名として、新たなスタートをいたしたところであります。

次に、平成13年度から15年度の3カ年を実施期間として取り組んでおります行財政改革実施計画の実践効果についてであります。平成13年度における実施効果額は1億2,529万円と試算したところであります。行財政改革実施計画においては、一般財源創出額の目標を3億2,000万円と設定したところであり、約39%の達成率となったところであります。

次に、昨年10月1日に施行した情報公開条例及び個人情報保護条例の平成13年度における運用状況についてであります。情報公開条例に伴う請求件数は1件で、全部公開の決定をし、対応したところであり、個人情報保護制度に伴う請求等の件数は0件でありました。また、両条例の施行にあわせて、役場庁舎1階の町民ホールに町政情報提供コーナーを設置し、情報の共有化に努めているところであります。

また、昨年12月19日に、2000年国勢調査の結果を受けて、衆議院議員選挙区確定審議会が、総理に対し、衆議院議員選挙区割り見直し案、5増5減案を勧告いたしました。この案は、北海道における小選挙区選出の衆議院議員定数を13から12に1減する内容で、とりわけ宗谷、留萌、上川の道央圏の政治的発言力を著しく低下させる内容となっていることから、5月8日に上京し、首相官邸、自由民主党本部、関係する各議員に対して、衆議院議員選挙区割り見直しに関する要請活動を行ってきているところであります。

次に、自衛隊関係であります。4月21日から、第1高射特科団、第3地对艦ミサイル連隊、第2師団、上富良野駐屯地、北海道補給所島松駐屯地開庁記念行事に出席をいたしました。

次に、平成15年度の防衛施設周辺整備事業の要望関係であります。4月11日から、陸上自衛隊上富良野駐屯地、第2師団、北部方面總監部、札幌防衛施設局、防衛施設庁、陸上幕僚幹部など、関係機関に対し、新規5事案、継続事案7事案の事業の促進と、新規採択を図るよう、議会議長並びに上富良野基地対策協議会構成関係団体長の同行のもと

に、要望をいたしてまいりました。

また、5月24日に、旭川開発建設部、富良野道路維持事業所長に対し、国道237号線の整備要望を行うとともに、旭川土木現業所富良野出張所所長に対し、道路改良、街路事業整備促進について、また、十勝岳の防災対策としての改修整備などの促進要望を行いました。

また、5月28日には、63市町村で構成する北海道基地協議会総会が上富良野町で開催され、開催地を代表して歓迎のあいさつをいたし、防衛施設周辺整備対策に対する要望などの決議をし、今後、国、関係機関に運動を展開することといたしました。

次に、農業関係であります。

今年の融雪期は、平年に比べ10日以上も早く、春先の天候のよさから農作業も順調に進み、水稲においては昨年より2日早く移植を終了しています。畑作物については、ビート、バレイショ、豆類、タマネギなどは、例年より2日から12日も早く定植を終えています。5月に入ってからの降水量は平年の半分以下で、ビートなど一部の作物の生育に影響が出てきており、懸念をいたしております。さきに発表されました3カ月の天気予報によると、平均気温、降水量とも平年並みですが、6月から7月にかけて、北日本は天気が周期的に変わり、低温の続く時期もあると予報されておりますので、関係機関と連携を密にし、営農技術対策に万全を期してまいります。

次に、5月30日から31日にかけて、美瑛町長、しろがね地区土地改良事業連合期成会とともに、国営土地改良事業の負担金について、上京し、農林水産省、総務省に対し、負担軽減措置が図られるように要望をいたしました。

最後に、建設工事の発注状況であります。お手元に配付しました建設工事発注状況のとおり、5月29日現在で、事業審査係で入札執行した建設工事は28件で、事業費総額で3億4,492万5,000円となっております。また、昨年より試行実施しております予定価格の事前公表につきましては、本年度の発注予定から30件を抽出して、既に10件の事業について実施したところであります。

以上をもちまして、行政報告といたします。

議長（平田喜臣君） 以上をもって、行政報告を終わります。

日程第4 報告第1号

議長（平田喜臣君） 日程第4 報告第1号監査・例月現金出納検査結果報告の件について。監査委員より、監査・例月現金出納検査結果の報告を求めます。

代表監査委員高口勤君。

代表監査委員（高口勤君） それでは、監査・例月現金出納検査結果報告について、御報告を申し上げます。概要のみ申し上げますので、御了承を賜りたいと思います。

定期監査であります。地方自治法第199条第4項の規定により執行したものであります。

1ページをお開きください。

定期監査（貯蔵品検査）結果報告でございます。

監査概要。平成14年4月10日、病院事業の棚卸を監査の対象として、平成13年度末に係る貯蔵品調査等、関係諸帳簿を検閲し、貯蔵品の実地点検を行いました。

検査の結果。棚卸はおおむね適正であると認めました。

次に、2ページをごらんください。

定期監査（車両検査）結果報告でございます。

監査概要。平成14年6月3日、公用車両の整備及び管理状況を監査の対象として、公用車85台中76台の実地検査を行いました。

監査の結果。公用車両の整備及び管理の状況はおおむね良好であると認めました。

次に、3ページから12ページの例月現金出納検査の結果について御報告申し上げます。

地方自治法第235条の2第1項の規定により執行したものであります。

平成13年度2月分から4月分及び平成14年度4月分について、概要並びに検査結果を一括して御報告いたします。

例月現金出納検査を別紙報告書のとおり執行し、いずれも各会計の出納の収支状況は別紙資料に示すとおりであり、現金は適正に保管されていることを認めました。

なお、資料につきましては、御高覧いただきたいものと存じ、説明を省略させていただきます。

また、税の収納状況につきましては、13ページ、14ページに添付してございますので、参考としていただきたいと思っております。

以上です。

議長（平田喜臣君） ただいまの報告に対し、御質疑があれば賜ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（平田喜臣君） 御質疑がなければ、これをもって監査・例月現金出納検査結果の報告を終わります。

日程第5 報告第2号

議長（平田喜臣君） 日程第5 報告第2号町内行政調査の報告を行います。

本報告は、各委員会合同の調査でありますので、事務局長より報告書を朗読いたさせます。

事務局長。

事務局長（北川雅一君） 町内行政調査報告書を朗読いたします。

平成14年第1回定例会において、閉会中の継続調査として、全議員による調査項目とした町内行政調査の経過と結果を次のとおり報告する。

各常任委員長より提出されております。

記。

1、調査の経過。

平成14年5月8日、全議員による合同調査項目である町内行政調査として、町内公共施設等の現況を視察し、町理事者及び所管課長等から説明を求め、調査を行った。

2、調査の結果。

施設等の把握をすることを重点とし、9カ所の現地調査を行ったところ、その実態により、今後の議会審議の糧とすることとしたため、特に調査の意見は付さないこととした。

なお、調査した施設等は次のとおりである。

保健福祉施設建設予定地現況。

新町1丁目4条通道路改良舗装工事。

東2線道路街路灯整備工事。

山加川改修工事（その2）

旧白銀荘現況。

衛生センター施設解体処理。

日清地区道営緊急畑総合整備事業。

清富地区飲料水供給施設整備事業。

国営畑地帯総合土地改良パイロット事業しろがね地区（栽培ハウス）

以上でございます。

議長（平田喜臣君） ただいまの報告に対し、各委員長から補足説明がありましたらお願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（平田喜臣君） なければ、以上で報告を終わります。

日程第6 報告第3号

議長（平田喜臣君） 日程第6 報告第3号委員会所管事務調査の報告を行います。

本件の報告を求めます。

総務常任委員長中川一男君。

総務常任委員長（中川一男君） 総務常任委員会所管事務調査報告書。

本委員会は、所管事務調査として、閉会中の継続調査に付託された事件について、調査の経過及び結果を次のとおり報告いたします。

記。

付託事件名。

1、先進市町村行政調査の件。

1、調査の経過でございますが、総務常任委員会は、平成14年4月2日から4月5日まで、先進市町村である岩手県湯田町及び秋田県山本町を視察し、調査を行いました。

2、調査の結果でございますが、1、先進市町村行政調査の件ということで、調査のテーマは、湯田町及び山本町において、行政改革について、市町村合併についてのテーマとして調査を行いました。岩手県湯田町、それから秋田県山本町の概要、また、調査の概要、そういう点は御高覧いただいていると思いますので、省かせていただきます。

3番目、まとめでございますが、行財政改革について。

両町とも平成8年から5カ年で、行政効率の向上、公平性の確保、人材育成と組織機構について改革を行い、近隣町村による人事交流や財務会計処理システム導入による財政状況の即時把握と分析が挙げられる。厳しい財政状況の中で、経費の節減と職員の人材育成による行政効果の拡大を図るため、既存制度の整理と改善が進められておりました。

行財政改革は、住民の欲求や社会経済情勢の変化に機敏に対応し、適切で効率的な行政運営を進めるため、常に危機感を持った健全財政を維持しつつ、意識改革、職員の育成と、民間企業等からの中途採用、負担の公平化など、行政課題の整理と改善の取り組みが必要と考える。

次、2番目は、市町村合併についてでございますが、岩手県、秋田県ともに、知事の意向は合併に向けられており、両町とも職員による学習会が庁内に広域圏単位に設けられ、合併に関する研究や情報収集と、住民への周知活動が積極的に進められておりました。

合併問題は、住民に対し、健全な財政や自治体運営など、各分野にわたる長所、短所の情報提供はもとより、地域の特殊性や将来性を見据えた意識づくりが必要である。

本町においても、早急に住民の判断材料に資するため、関連する自治体の現状の財政を初め各分野にわたる比較資料を作成し、住民へ情報の提供と課題の周知を行うことが必要である。地域に生活する住民の利益を最大限に考慮し、独自存続、あるいは合併のいずれかにしても、生活への不安が最小にとどまる新しいまちづくりに向け、理事者、町民、議会が、それぞれの立場で問題の整理と課題の解決への取り組みが必要と考え、報告いたします。

以上でございます。

議長（平田喜臣君） ただいまの報告に対し、御質疑があれば賜ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（平田喜臣君） 御質疑がなければ、これをもって委員会所管事務調査の報告を終わります。

日程第7 報告第4号

議長（平田喜臣君） 日程第7 報告第4号専決処分（上富良野町税条例の一部を改正する条例）の報告を行います。

本件の報告を求めます。

税務課長。

税務課長（越智章夫君） ただいま上程いただきました専決処分の報告につきまして、初めにその概要を説明申し上げます。

国におけます平成14年度の税制改正法案の成立が3月末になりますことから、3月定例町議会におきまして、町税条例の一部を改正する条例につきまして、町長の専決処分事項としての指定の議決をいただきました。3月27日、国会におきまして税制改正法案が成立し、3月31日公布されましたので、平成14年4月1日をもちまして町税条例の一部を改正する条例の専決処分をいたしましたので、ここに御報告を申し上げます。

今回の税制改正の一部改正について、その主な部分について御説明を申し上げます。

第1点目としまして、個人町民税の均等割及び所得割におきまして、控除対象配偶者または扶養親族を有する者の非課税限度額をそれぞれ4万円引き上げるものでございます。

第2点目としまして、固定資産税の情報開示の推進といたしまして、課税台帳の閲覧並びに記載事項の証明制度を設けるものでございます。

第3点目としまして、土地の譲渡益に対します個人町民税の課税について、8,000万円を超える部分の6%税率を廃止するものであります。

第4点目としまして、上場株式等の譲渡におけます課税の特例といたしまして、期間を特定いたしました軽減税率の適用、申告不要並びに譲渡損失繰越控除の特例を設けるものでございます。

以上が、主な改正点でございます。

以下、議案を朗読し、御説明を申し上げます。

報告第4号、専決処分報告の件。

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている次の事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

記。

処分事項、上富良野町税条例の一部を改正する条

例。

次のページをお開き願います。

専決処分書。

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された町長の専決処分事項について、次のとおり専決処分する。

記。

上富良野町税条例の一部を改正する条例（別紙のとおり）

平成14年4月1日。上富良野町尾岸孝雄。

上富良野町税条例の一部を改正する条例。

上富良野町税条例（昭和29年上富良野町条例第10号）の一部を次のように改正する。

この後につきましては、条例の朗読を省略させていただきます。条を追って内容の説明をいたしますので、御了承を願いたいと思います。

第24条につきましては、個人町民税の非課税の範囲を定めており、第2項は、均等割の非課税となる所得の限度額の規定でありまして、控除対象配偶者または扶養親族を有する者の加算額を16万円から20万円に引き上げるものであります。

第36条の2につきましては、町民税の申告を定めており、地方税法施行規則の改正に伴い、申告書に別表の様式が加わったものであります。

第68条につきましては、固定資産税の徴収の方法を定めており、地方税法の改正に伴います条例の整備でございます。

第73条の2並びに第73条の3につきましては、固定資産課税台帳の閲覧並びに記載事項の証明についての手数料を定めたものであります。なお、縦覧期間における納税義務者の閲覧につきましては、手数料を徴収しないものとするものであります。

附則第5条の第1項につきましては、個人町民税の所得割の非課税の範囲を定めており、非課税となる所得の限度額について、控除対象配偶者または扶養親族を有する者の加算額を32万円から36万円に引き上げるものでございます。

附則第6条の2につきましては、特定居住用財産の買いかえ等の場合の譲渡損失の繰越控除を定めており、地方税法施行規則の改正に伴い、申告書に別表の様式が加わったものであります。

附則第10条につきましては、固定資産税の読みかえ規定でありまして、地方税法の改正に伴いますところの条文の整備であります。

附則第15条につきましては、特別土地保有税の読みかえ規定でありまして、地方税法の改正に伴います条例の整備でございます。

附則第15条の2につきましては、特別土地保有税の課税の特例を定めたもので、地方税法の改正に

より、運輸施設整備事業団の事業に対する土地の特例が設けられまして、これを第8項として加え、以下、項の繰り下げと条文の整備でございます。

次のページをおめくりください。

附則第17条につきましては、長期譲渡所得に係る個人町民税の課税の特例を定めたもので、平成17年度から適用としておりました課税長期譲渡所得金額の8,000万円を超える部分の税率6%を廃止するものであります。

附則第19条につきましては、株式等の譲渡所得に係る個人町民税の課税の特例を定めたもので、地方税法の改正により、長期所有の上場株式譲渡所得から100万円を控除する特例を平成17年12月31日まで延長する等の条文の整備でございます。

附則第19条の2につきましては、上場株式の譲渡所得に係る個人町民税の課税の特例を定めたもので、所得の申告分離課税としまして、上場株式等の課税譲渡所得について、税率は3.4%とするものであり、また、平成16年度から平成18年度までに限り、所有期間が1年を超える上場株式等の課税譲渡所得についての税率は2%とするものであります。

次に、附則第19条の3につきましては、特定口座を有する場合の町民税の課税の特例を定めたもので、特定口座におけます上場株式譲渡所得とそれ以外の上場株式譲渡所得の区分をして、金額を計算するものであります。

附則第19条の4につきましては、上場株式等取引報告書が提出される場合の町民税の申告に係る特例を定めたもので、町民税の申告を要しないものに、前年度中の所得が証券業者等から提出される上場株式等取引報告書による所得しかない者、また、その所得と給与所得が公的年金所得のみの者についても適用するものであります。

次のページをお開き願いたいと思います。

附則第19条の5につきましては、上場株式等に係る譲渡所得の繰越控除を定めたもので、譲渡損失が生じ、控除ができなかった金額については、その後の年度において連続して申告書を提出しているときに限り、3年間にわたり控除ができるものであります。

附則第20条につきましては、特定中小会社の発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等の譲渡所得の課税の特例を定めたもので、地方税法の改正並びに附則第9条の2から附則第19条の5の4条が加わったことによる条文の整備でございます。

附則、施行期日、第1条、この条例は、平成14年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定、次のページをお開き願います。当該各号に

定める日から施行する。

(1)第68条の第2項の改正の規定、附則第19条の改正規定、同条の次に4条を加える改正の規定及び附則第20条(同条第1項及び第5項に係る部分を除く。)の改正の規定並びに次条第2項から第4項までの規定、平成15年1月1日。

(2)第73条の次に2条を加える改正規定、平成15年4月1日。

次の第2条につきましては、町民税に關します経過措置の規定であります。

第3条は、固定資産税に關します経過措置の適用規定であります。

第4条は、特別土地保有税に係ります経過措置の適用規定であります。内容の説明は省略をさせていただきます。

第5条は、上富良野町国民健康保険税条例の一部改正であります。この中の14条につきましては、国民健康保険税に關します申告の規定でありまして、申告を要しないものについての条文の整備であります。

附則第6項の追加の規定は、上場株式等に係る譲渡所得の繰越控除に係る国民健康保険税の課税の特例であります。

第6条は、国民健康保険税の一部改正に関する適用区分の規定であります。

以上をもちまして、上富良野町税条例の一部を改正する条例についての専決処分の報告といたします。

議長(平田喜臣君) ただいまの報告に対し、御質疑があれば賜ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(平田喜臣君) 御質疑がなければ、これをもって本件の報告を終わります。

日程第8 報告第5号

議長(平田喜臣君) 日程第8 報告第5号専決処分(交通事故に係る和解及び損害賠償の額を定める件)の報告を行います。

本件の報告を求めます。

総務課長。

総務課長(田浦孝道君) ただいま上程いただきました、報告第5号専決処分報告の件につきまして、先にその概要を申し上げます。

本件は、本年2月1日、午前10時ごろ、農業振興課の職員が、ふらの農協上富良野支所において業務の打ち合わせを終え、役場庁舎に戻るため、市街地内旧国道を走行中、通称マルイチ交差点の赤信号を見落としてしまったことから、直前でブレーキをかけましたが、雪道でとまりきれず、スリップして

交差点内に入ってしまった。その際、十勝岳方面から来て、同交差点を江花方向へ通り抜けようとしていました相手方、大型トラックの側面に衝突し、損傷させてしまったものでございます。その後、相手方と示談交渉を進めておりましたが、結果としまして、役場車両が赤信号を見落とすなど、一方的な行為であることから、相手方の車両修理代全額を損害賠償することで、4月1日に示談成立し、同日で専決処分を行ったところでございます。

本件のように、相手方に損害を与えてしまう交通事故に至ったことにつきましては、まことに申しわけなく、心から深くおわび申し上げます。

今後、職員に対しましては、十分に注意を喚起し、交通事故の防止にさらに一層の努力をしてまいります。

以下、朗読をもって説明にかえさせていただきます。

報告第5号専決処分報告の件。

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている次の事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

記。

処分事項、交通事故に係る和解及び損害賠償の額を定める件。

裏面をごらん願います。

専決処分書。

町が運行する自動車の事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成14年4月1日、上富良野町尾岸孝雄。

記。

1、和解の相手方。紋別郡湧別町

、
2、和解の内容。

(1)上富良野町は、相手方、
に対し、金8万850円を支払う。

(2)相手方、
は、上富良野町に対し、本件に關し、今後、上記の金員を除き一切の請求をしない。

以上、専決処分報告といたします。

議長(平田喜臣君) ただいまの報告に対し、御質疑があれば賜ります。

8番仲島議員。

8番(仲島康行君) これ、前回報告をいただいたのですが、考えてみると、本議会のたびにこういう専決処分の報告があるような気がするわけなのですが、そのたびに町長の場合は、今後二度とないよという言葉を何回も繰り返しているのですが、

今回の場合も単純なミスだろうと思うのです、信号見落としということは、非常にたるんでいる証拠であろうというふうに私は思うのです。総務課長も、指導するには、余りにも指導の仕方がまずいのではないかなという思いがするのですが、その点、今後どのように考えるのかなど。処分も考えなければいけないのではないかと私は思うのですが、どうなのでしょうか、町長。

(「関連」と呼ぶ者あり)

議長(平田喜臣君) 3番福塚議員。

3番(福塚賢一君) ただいま同僚議員から同様な質問があったわけですが、ただいま議題となっております本報告が承認されないからといって、専決処分の効力には大した影響はないということは私は承知いたしております。その考え方に立って、この機会に問題提起としてさせていただきたいと思っております。議席を持って過去2年間、総務委員会の席を有していたときに、この種の事案に対してはその都度、町長に質問して、経過してきているところであります。本件は、極めて全体の奉仕者、また公僕として自覚が欠如していると思うのです。ただいま同僚議員から質問ありましたが、全く今の提案理由の説明の総務課長、突然赤になったと、こういう交通安全管理者の立場にある者が、軽々に提案理由を、突然赤になったと。その前に黄色がつくはずなのです、注意の。その辺がどうも軽いと私は思うのです。いわゆる前方不注意、交差点の事故は自殺行為だと思うのです。また、責任度合いが100%公用車が悪い、これは全く言語道断、気のたるみ、問題意識欠如、緊張感が足りないと思っております。幸い人身事故でなくて済んでおりますけれども、不幸中の幸いと思えばよいのですが、今日までこの種の報告は、議席を持ってから、定例会で7回、臨時会で1回、単独事故が日の出山から運転手が1人滑り落ちた件、これは保険対象になっているのかいなのか。それから、救急車が側溝に落ちて、いずれも対応の費用が支払われていると思っております。保険で処理できるという考えではないと思うのです。一遍して物損で終わっていますけれども、人身事故、死亡事故が起きたら、町長、町民に対してどういう申し開きをされるかと考えたことがあると思うのですが、流暢なことではないと思うのです。ついては、本件に限らず、そういう経過をたどってきておりますので、町長、総務課長の提案理由の反省の弁は、全く録音されていた決まり文句で、一過性で、その議会が終わればやれやれと安堵感を持っていると思いたくありませんけれども、真剣にこの案件に対して、今後、人間ですから、車社会ですからといっても、余りにも、定例会で7回、臨時会で1回、

これは異常と言ってもいいのではないかと考えているのです。

つきましては、最後になりますけれども、今回の事故に対する職員に対する町長のとった顛末、それと、この6月から道交法の見直しをされて、厳しく、酒酔い運転、酒気帯び、無免許等、改正されたようですけれども、この機会に、現行制定されておる町の交通法令違反処分基準に関する訓令が、職員が知らないのではないかと。そんな観点を思うときに、町長、この現行存在している訓令の見直しをする考えがあるのかなのか、その点お伺いして、質問を終わりたいと思っております。

以上です。

議長(平田喜臣君) 助役、答弁。

助役(植田耕一君) ただいま仲島議員と福塚議員から、このたびの交通事故専決処分に当たりましての御叱責を賜ったところでございます。たび重なるこういう状態で、本当に申しわけないなというふうに思っているところでございます。私も過去、総務課長をやっております、安全運転管理者という職務の中で、たびたびこういうような形の中で御報告させていただきまして、この点、重々、こういう起こることにつきまして心を痛めていたところでございます。現行、福塚議員の方からもお話ございましたとおり、訓令はございます。この訓令につきましては、三悪を中心とした職員の処分というようなことで、いわゆる故意的な形の中で起きた場合に処罰をするという内容になっているところでございます。こういうことには至ってございませんが、たびたびこういう物損等にかかわる事故が非常に多いということで、この辺、職員には厳重注意を与えながら対処してきたところでございます。しかしながら、こういうたび重なる状況におきまして、私といたしましては、この辺の物損事故等におきましても、厳しい措置を考えていかなければならないというようなことで、ただいま担当の方にその辺の規定等の設け方につきまして研究をさせていただいているところでございます。いわゆる職員を責めるというのではなくて、みずから戒めるということを基本に置いて、そういうような措置を考えていかなければいけないのではないかと。極めて、保険でというお話もございましたけれども、安易性がそこにどうしても結果として出ているというような状況でございますので、その点、厳しく考えていきたいというようなことで、今後の対応について考えているところでございますので、この点、御理解を賜りまして、本件に関しまして御承認方を賜りたいというふうに思うところでございますので、よろしくお願い申し上げたいと思っております。

議長（平田喜臣君） 3番福塚議員。

3番（福塚賢一君） 助役の答弁を賜りまして、気持ちは私も及ばすながら全く同じなのです。でも、今回の10回、単独2件、これらに対しては、もういい加減に、やっぱりムチを与えなければ、アメではだめだと思うのです。

最後にお尋ねしたいのですけれども、現行存在、制定されている訓令を見直す考え方があるのかなのか。まして、私はそう思いませんけれども、職員の中で、いわゆる酒気帯び運転をしている職員があるやに仄聞しておりますので、この際、やはり徹底して、訓令を見直したぞと。かかることのないように運転業務に当たっていただきたいという意味を含めて、現行制定されている訓令を見直す考え方があるのかなのか。道路交通法も6月からその点厳しくなったので、あわせてお尋ねしておきたいと思えます。

議長（平田喜臣君） 助役、答弁。

助役（植田耕一君） 福塚議員の再質問にお答え申し上げます。

基本的に私申し上げましたのは、議員もおっしゃるとおり、道路法の改正等もございまして、罰則等が相当厳しくなってきました。今の訓令等に関しましては、3悪を中心にした罰則規定になってございます。あわせまして、こういった専決処分で物損事故等の関係もございまして、その辺のところを総合的に勘案しまして、現在の規定を改正していく考えでございます。御理解を賜りたいと思えます。

議長（平田喜臣君） 他にございませんか。

12番米沢議員。

12番（米沢義英君） 専決処分ということで、議会等から委任されているということがうたわれています。その内容というのは、議会が議決したと同じ意味で、いわゆる議会そのものがこれを認めるか認めないかというような、極めて重要な専決処分事項という内容を盛り込んでいるのがこの趣旨の意義であります。そういう意味では、そういうことも踏まえて、やはり今後、この問題については、やはり私は、臨時議会を開いて、きっちりとこの問題を、たびたびこういう状況でありますから、開いて、物事をどうだったのか、そのいきさつはどうだったのかということまで、やはり区別した中での議会設定というのも考えなければならないし、また、そういう対応も町の方で考えてもらわなければならないというふうにも考えております。この間、何回もそういう規定については見直すということも話し合われてきて、今回、同じようなことを何回も言っているわけなのです。そういうことも含めて、見直すと

いうことも含みを入れて答弁しておりますが、もう一度、こういった専決処分の重みをどのように感じて、また、町民に対してどのようにこの問題についておわびを申し上げようとしているのか。また、内部的にもどういう職員に対する訓示等を詳細にやったのか、この点について改めてここで明らかにしていただきたい。

議長（平田喜臣君） 助役、答弁。

助役（植田耕一君） 米沢議員の御質問にお答え申し上げます。

極めて専決処分がたび重なるというようなことで、その安易性ということを私どもに指摘されているということでございます。基本的には、内容的に見ますと、本当に注意を怠っている状況がその主な内容でございます。そういう観点からも、庁内会議等におきましては、課長会議等開きまして、その辺の、常に車を運転するときに当たりましては、やはり安全運転という意識を持って運転していただくということを、乗るときにやっぱりそういう気構えというものを持ってもらおうというようなことで、しばしば課長会議の中で私の方から注意をしていただくように努めて、最近特にそういう面につきましては、毎月の会議の中でそういうことを申し上げてきているところでございます。

今、米沢議員がおっしゃるとおり、こういうたび重なる中で専決処分ということは、非常に私ども、本当にこうやって提案することが本当に心苦しい、本当に申しわけないなということも思っております。保険で措置されるからという中で、そのまま放置された状態でいいのかという点も、ただ町長から嚴重注意をやって、それでいいのかという点も、非常に反省点として持っております。そういう点も含めまして、先ほど申し上げましたけれども、みずからを、自己を戒めるのだという点から、一つのこういう訓令等をもちまして、厳しい措置を考えていかなければならない。そういう中で、やはり交通事故に対する町民への信頼、また、逆に町民への交通安全に対する啓蒙等を進めていかなければならないのだろうというふうに思っておりますので、この点、言葉を申し上げてもなかなかその辺のところを、何回となくこうやって繰り返している中で、その誠意というのが見られないというふうに受けとめられずけれども、執行側といたしましては、その点、十分注意していきたいというふうに思っておりますので、御理解をいただきたいと思えます。

議長（平田喜臣君） 他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（平田喜臣君） 御質疑がなければ、これをもって本件の報告を終わります。

日程第10 報告第7号

議長（平田喜臣君） 日程第10 報告第7号法人の経営状況の報告を行います。

本報告の説明を願います。

初めに、上富良野町土地開発公社の報告を求めます。

企画調整課長。

企画調整課長（中澤良隆君） ただいま上程いただきました、上富良野町土地開発公社の経営状況につきまして御報告を申し上げます。

1ページをお開きください。

平成13年度上富良野町土地開発公社事業の御報告を申し上げます。

1、報告事項であります、土地開発公社の経営状況として、平成12年度事業報告、決算、また、平成13年度の事業計画、予算などについて、6月19日、第2回定例町議会で報告をいたしましたところであります。

次に、2の承認事項ですが、平成12年度事業報告、決算並びに平成13年度の事業計画、予算等について、町の承認を5月28日にいただいたところであります。

3の理事会の議決状況であります、理事会は都合3回開催をいたしました。

第1回理事会は4月19日に開催し、平成12年度事業報告、決算、13年度の事業計画、予算などについて可決いただきました。

第2回は7月17日に開催し、事業計画及び予算の一部変更、また、宅地分譲の募集要項について協議をいたしました。

10月の23日、第3回目の理事会を開催し、前田中理事長の後任として、植田耕一氏が選任されたほか、上期の報告、また、下期の事業計画について協議し、可決をいただきました。

2ページをお開きください。

南町2丁目、旧武道館跡地ではありますが、この宅地分譲の状況を御報告申し上げます。

分譲区画は全体で8区画。下の方に図面がついておりますが、南2条通側が6区画、南2丁目1番通側が2区画となっております。A- が平成14年3月22日の売買契約締結により、全区画の8区画が完売となったところであります。なお、A- の土地引き渡しにつきましては、平成14年4月30日をもって引き渡しを完了しているところであります。なお、現在の建築状況についてであります、8区画のうち、既に入居しているのが2戸、ただいま建築中が4戸、未着手が2戸となっております、この未着手2戸につきましても、3年以内には建築されるものと承知をいたしているところでございま

日程第9 報告第6号

議長（平田喜臣君） 日程第9 報告第6号平成13年度上富良野町一般会計繰越明許費繰越計算書報告を行います。

本件の報告を求めます。

議長（平田喜臣君） 総務課長。

総務課長（田浦孝道君） ただいま上程いただきました、報告第6号平成13年度上富良野町一般会計繰越明許費繰越計算書報告の件につきまして、先にその概要を申し上げます。

本件は、北海道農業開発公社が事業主体の畜産基盤整備事業1件及び北海道が事業主体の耕地関係事業3件並びに町が事業主体の橋梁架換事業1件の、あわせまして延べ5事業にかかわる予算につきまして、条件的に年度内に事業の進行見通しが立たないことから、本年3月の補正予算として繰越明許費の設定をしておりました。このたびの平成13年度会計決算を迎えました際に、予算で設定しておりました金額と同額の金額を平成14年度に繰り越しましたことから、地方自治法の規定に基づき、その内容を報告するものでございます。

それでは、以下、朗読しながら御説明いたします。

報告第6号平成13年度上富良野町一般会計繰越明許費繰越計算書報告の件。

地方自治法第213条第1項の規定により、平成13年度上富良野町一般会計歳出予算の経費を別紙繰越計算書のとおり繰り越したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告する。

それでは、裏面の繰越計算書をごらんいただきたいと思っております。

この表では、冒頭申し上げました五つの事業につきまして、事業ごとに繰り越した額と、あわせましてその財源内訳を記載してございます。繰り越しました金額、総額では1億616万8,000円ですが、その財源といたしまして、国及び道支出金初め諸収入や町債など、総額で9,188万円の特定財源を見込んでございます。残りにつきましては1,428万8,000円ですが、一般財源となっておりますところであります。特に特定財源は未収入となっておりますが、それぞれの事業完了時期を見極めながら受け入れることといたしております。

以上、報告第6号の説明といたします。

議長（平田喜臣君） ただいまの報告に対し、御質疑があれば賜ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（平田喜臣君） 御質疑がなければ、これをもって本件の報告を終わります。

す。

次に、3ページをお開き願います。

貸借対照表について御説明いたします。

平成13年度につきましては、先ほど報告いたしましたように、南町2丁目の宅地分譲を行いましたので、これらにかかわる決算となっているところがあります。

まず、資産の部であります。流動資産のみで、現金・預金が5,800万8,796円、未収金478万800円。この未収金については、2ページで説明をいたしましたが、A - の土地分譲の分で、平成14年4月30日に完済されておりますが、平成13年度決算におきましては未収金として処理をさせていただいております。

資産の部合計は6,278万9,596円でありませ

す。負債の部ですが、負債はありません。

資本の部。

資本金300万円につきましては、上富良野町の出資金であります。

次に、剰余金であります。当期末処分利益は5,978万9,596円で、そのうち93万6,847円が当期の利益となっております。

資本の部合計は6,278万9,596円となったところでありませ

す。次に、4ページをお開きください。

損益計算書であります。まず、経常損益の部の事業収益であります。分譲売上合計で3,799万6,000円、事業費用としては、売上原価3,679万3,000円、売上総利益120万3,000円が内訳でございます。

次に、事業外損益の部であります。当期末処分利益は総額で5,978万9,596円でありませ

す。販売費及び一般管理費31万3,238円の内訳であります。需用費が3,003円、公租公課費7万円につきましては、法人町民税、道民税の均等割分であります。旅費5,500円、報酬20万4,000円と費用弁償3万円は、理事会等の開催によるものであります。また、雑費735円が販売費及び一般管理費の内訳となっております。

次に、剰余金の処理であります。当期末処分利益の5,978万9,596円は、次年度の準備金として繰り越すものであります。

次に、5ページの事業収益明細表、事業原価明細書、6ページの完成土地明細表等につきましては、説明を省略させていただきます。

7ページをお開きください。

平成14年度上富良野町の土地開発公社事業計画であります。現在、事業予定はありません。今後、

町からの依頼等があった場合に対処することといたしております。

平成14年度上富良野町土地開発公社の予算であります。収益的収入につきましては、収入予定はなく、第2款事業外収益は5万5,000円で、受取利息4万円と雑収益1万5,000円の内訳となっております。

次に、支出であります。第2款販売費及び一般管理費の185万9,000円の支出を予定しております。

資本的収入及び支出につきましては、いずれも執行予定はありません。

以上で、上富良野町土地開発公社の経営状況についての御報告とさせていただきます。

議長（平田喜臣君） 次に、株式会社上富良野振興公社の報告を求めます。

商工観光まちづくり課長。

商工観光まちづくり課長（垣脇和幸君） ただいま上程いただきました、株式会社上富良野振興公社の経営状況につきまして、御報告を申し上げます。

経営状況に関する書類の1ページ目をお開き願います。

初めに、平成13年度の事業報告といたしまして、会議等の開催、審議状況についてでございます。

まず、株主総会関係では、平成14年4月23日に定時株主総会を開催し、議決をいただいたところであります。

内容といたしましては、平成12年度の事業報告、決算及び平成13年度事業計画、事業予算についてでありました。

また、13年10月10日には臨時株主総会を開催いたしました。取締役田中伴幸氏の辞任に伴い、植田耕一氏の選任を行いました。

取締役会では2回の開催をいたしております。

平成13年の10月10日に開催の第1回の取締役会議におきましては、代表取締役の選任を行い、植田耕一氏が選任され、就任をいたしました。上半期の事業につきましての報告を行いました。また、13年度12月から、町営スキー場リフト運行管理の受託についての審議と、オートキャンプ場の冬期間の開設につきましての審議を行いました。

平成14年3月28日の第2回の取締役会議におきましては、平成13年度の事業報告並びに決算方針について及び日の出公園、島津両公園の受託管理につきましての審議をいただき、あわせて、14年度の経営方針などの審議を行ったところでございます。

2ページをお開き願いたいと存じます。

部門別の事業報告でございます。

(1)の保養センター白銀荘につきましてでございます。

入館者につきましては、全体で12万5,155人となりました。その内訳は、日帰り客が、前年12万7,999人に対しまして11万4,977人で、90.5%と若干減ったところでございます。これに対しまして、宿泊客は、前年9,206人に対しまして1万1,788人となりまして、110.6%となったところでございます。これら、当初入館予定者の13万3,000人と比較しますと、率で94.1%となっておりますが、宿泊者の利用の伸びによりまして、利用売上金の対比では99.99%、切り上げて100%というところになったところでございます。また、開業から5年1カ月の平成14年2月23日には、入館者70万人をお迎えすることができました。

次に、町内在住の70歳以上の方、障害のある方に、2月に行いました無料の入館者につきましては、1,015人の利用をいただいたところでございます。

年間利用者と売上げにつきましては、7ページの表を御高覧願いたいと存じます。

次に、(2)の日の出公園オートキャンプ場でございます。

オートキャンプ場は、7月1日にオープンをしたところ、近隣に類似施設がないことや、地理的な利便性から、当初計画を大きく上回る利用となりました。また、試行的に実施しましたコテージの冬期間の開設は、PR不足などもございまして、予定の392人に対しまして155人と、39.5%の利用となったところでございます。

次に、開設から3月31日までの入場人員、件数、売上金につきましては、総入場者人員は1万6,232人で、うち、有料入場者数が8,376人となっております。売上げにつきましては、1,101万1,350円となりました。

(3)の日の出公園の町民スキー場ではありますが、例年、12月の月上旬にリフトの開設を行うところでしたが、昨年は降雪不足で、開設が12月の21日となりまして、3月10日までの運行となりましたところでありますが、無事故で、多くの町民の利用があり、ほぼ予定した利用でシーズンを終えることができております。

イのリフトの利用券の販売状況でございますけれども、リフト利用券の販売につきましては、2,760枚の枚数で、売上金が1,424万6,444円となっております。予算額1,500万円に対しまして95.0%となったところでございます。

次、4ページをお開き願いたいと存じます。

貸借対照表について御説明をいたします。3事業

合算となっております。

資産の部、流動資産としまして、総額で1,942万7,906円、その内訳は、定期預金1,000万円、現金・預金691万8,781円、売掛金1,000円、期末商品250万8,025円。固定資産としまして、旭川信用金庫などに対する出資金3万円でございます。資産合計は1,945万7,906円となるところであります。

負債の部であります。流動負債合計では584万8,543円となっております。内訳としましては、商品、売掛金、未払金、預り金、入湯税預り金などあります。

次に、資本の部では、上富良野町、ふらの農協、上富良野商工会、旭川信用金庫の資本金が1,000万円、法定準備金250万円、剰余金は、前年度の未処分利益75万6,025円に当期利益の35万3,338円を加えました1,109万9,363円となっております。資本の部の合計は1,360万9,363円となり、負債・資本の合計は1,945万7,906円となります。

次、5ページに移らせていただきます。

損益計算書について御説明いたします。

営業収益の部であります。施設利用収益と売店収益をあわせた売上げ合計が1億2,165万4,442円となったところであります。その内訳といたしまして、白銀荘においては1億921万8,448円、オートキャンプ場が1,101万1,350円、スキー場が1,424万6,444円となっております。

次に、営業費用につきましては、売上原価として、期首の商品、当期商品仕入れ2,380万1,049円から、期末商品・棚卸高250万8,125円を差し引いた2,129万2,924円となっております。売上総利益では1億36万1,518円となります。

次に、販売費及び一般管理費についてでございますが、トータルで9,017万9,644円となっております。その内訳といたしまして、白銀荘につきましては6,931万1,168円、オートキャンプ場につきましては1,500万円9,957円、スキー場につきましては584万9,839円であります。これらを差し引いた営業利益は1,019万5,544円となるところでございます。

次に、営業外の収益につきましてでございますが、受取利子、配当金、雑収入、管理受託収入を含めまして、1,143万4,884円となっております。管理受託収入の内訳といたしましては、白銀荘が1,831万1,579円、オートキャンプ場が479万478円、スキー場が475万3,515円となっております。

営業外費用につきましては、町への寄附金2,100万円を行いました。内訳といたしましては、白銀荘から2,025万6,368円、オートキャンプ場が41万5,287円、スキー場が32万8,325円となっております。これらを差し引いた経常利益は62万5,438円となるところでございます。さらに、法人税など27万2,100円を差し引き、35万3,338円が当期利益となっております。これに前年度繰越利益の75万6,025円を加えました110万9,363円が、当期未処分利益となります。

6ページをお開き願いたいと存じます。

販売経費及び一般経費の内訳でございます。御高覧をいただきたいと存じます。

次に、8ページをお開き願います。

平成14年度の事業計画について御説明を申し上げます。

まず最初に、保養センター白銀荘につきましては、景気の低迷が続く中、温泉の特質を生かし、旅館協会などと連携し、宣伝に努め、利用促進に努めてまいります。

あわせまして、10ページをお開き願いたいと存じます。

入館者につきましては、前年度とほぼ同数の13万人を予定いたしまして、売上高を1億1,254万9,000円を計上しております。

営業費用といたしまして、当期商品仕入れ2,287万5,000円、販売、管理費7,325万円を予定いたしております。これらの営業利益が1,636万9,000円となります。

営業外利益では、受取利子、施設管理受託収入など、182万円で、合計1,818万9,000円を見込んだところでございます。

なお、販売費及び管理費につきましては、11ページを御高覧いただきたいと存じます。なお、括弧書きにつきましては、前年度の決算額を載せておりますので、御高覧をいただきたいと存じます。

次に、日の出オートキャンプ場でございます。

日の出オートキャンプ場につきましては、本年は4月に正式に北海道オートリゾートネットワーク協会の会員に認められまして、各種共済などの利用指定を受けました。開設は4月の下旬から10月までの営業を予定しております。

利用者数につきましては、前年度の実績を参考に、有料入館者8,200人、売上高を1,045万円と予定いたしております。販売費及び一般管理費につきましては1,369万2,000円を見込んでおりまして、差し引き営業損益の369万2,000円を町からの受託収入として予定をいたしたところでござ

います。

なお、販売費及び管理費につきましては、13ページを御高覧を願いたいと思います。

次に、日の出スキー場につきましてでございます。

町民に親しまれるよう、また、安全な運行管理に努めてまいりたいと存じております。

営業に関しましては、前年度の実績を参考に、リフト利用者が10万8,000人、営業収益150万円と予定したところでございます。すみません、14ページの収益を見ていただきたいと存じます。販売費及び一般管理費につきましては1,081万8,000円を見込んでおります。差し引きの営業損益931万8,000円を町からの受託収入として予定をいたしております。

なお、販売費及び管理費につきましては、隣の15ページを御高覧いただきたいと存じます。

続きまして、本年度から管理業務を行うこととなりました島津、日の出両公園の件でございます。

まず、島津公園でございます。島津公園につきましては、町民の憩いの場、またレクリエーションの場としての機能を確保しつつ、サービスに努めてまいりたいというふうに思っております。

営業収益は1万円でございます。一般管理費につきましては358万7,000円を見込んでおりまして、差し引き営業損益357万7,000円を町からの受託収入として予定しております。16ページにこの部分の説明が載せてあります。

なお、同じく管理経費につきましては、17ページに記載してございますので、御高覧を願いたいと存じます。

次に、日の出公園につきましても、町の観光の拠点施設といたしまして、管理運営を図っていかねばならないということと存じております。

営業収益につきましては、公園の使用料45万円です。それと、一般管理費につきましては1,998万5,000円を見込んでおりまして、差し引きの営業損益1,953万5,000円を町からの受託収入として予定をいたしております。

これらの収支につきましては、18ページ、19ページに記載しておりますので、御高覧をいただきたいと存じます。

戻りまして、10ページを御高覧願いたいと思います。

10ページの白銀荘の平成14年度の損益計算書に寄附金1,800万円と計上いたしておりますが、これら額の決定につきましては、今後の取締役会におきまして審議をいただきますので、よろしく願いをいたしたいと存じます。

また、同じく当期の経常利益を18万9,000円

と計上いたしておりますので、あわせてよろしくお願いをいたしたいと存じます。

以上で、株式会社上富良野振興公社の平成13年度の経営状況についての報告とさせていただきます。

議長(平田喜臣君) ただいまのそれぞれの報告、説明に対し、御質疑があれば賜ります。

15番村上和子君。

15番(村上和子君) 平成14年度事業計画及び予算でございますが……。

議長(平田喜臣君) どちらの報告ですか。

15番(村上和子君) 8ページ、日の出公園、オートキャンプ場の14年度の計画でございますけれども、どうして前年1万23人の実績を持ちながら、今年度の計画は1万人と、売上高も1,000万円。私は民間で長く働いてまいりましたが、計画というのは、前年実績を踏まえて、そしてせめて前年実績の計画を立てるといいでしょうか、何かこれ、端数整理をしたような低い計画を立てまして、どうして昨年実績を上回ることができるのでしょうか。行政の計画というのは、何か消極的だと思うのですけれども、そうしまして、ただいまの報告では、前年度はPR不足でもあったと。こういう課題を残しながら、なぜこういう計画、これではちょっと昨年実績を上回るといのは大変難しいのではないかと思いますけれども、その事業計画、いかがでございますか。どのようにお考えでございますでしょうか。

議長(平田喜臣君) 商工観光まちづくり課長、答弁。

商工観光まちづくり課長(垣脇和幸君) 15番村上議員の御質問にお答えいたしたいと存じます。

平成14年度におきましての日の出オートキャンプ場の計画の件でございますけれども、昨年は新規オープンということでもございまして、当初計画を大きく上回る利用があったということでございます。本年は2年目を迎えて、それらの人気はまだ一段と落ちつくのではなからうかといった見通しも立ててございます。

それと、最後のPR不足の件でございますけれども、ここにつきましては、昨年、試行的に実施しました11月から3月までのコテージの開設でございますけれども、この開設がPR不足等もありまして利用が減ったということの御説明でございまして、本年度につきましては、まだ冬期開設につきましては、その部分は計画を今のところしておりませんので、御了解を賜りたいと思います。

議長(平田喜臣君) 他に。

3番福塚議員。

3番(福塚賢一君) ただいま議題となっております。

ます振興公社の件でお伺いしたいと思います。

これから質問する案件、内容につきましては、13年一般会計補正予算で町長の権能責任において適切に専決処分報告されておりますことは理解しております。たまたま振興公社の役員構成については、助役が代表取締役であるということでありまして、そのゆえをもって、2点ほどこの機会に質問させていただきたいと思います。

ページ数は、振興公社の5ページの損益計算書中、営業外損益の部、営業外費用、寄附金2,100万円についてであります。私は、予算の執行にあつては、秩序ある財政支出が基本であると思っておりますし、また、総務委員会のさきの閉会中の所管事務調査報告にあつては、支出管理の適正化ということで議長に報告して経過しておるところであります。ついでには、公社の役職員のふだんの御苦労に対しては頭の下がる思いをいたしておりますが、寄附金2,100万円を一般会計にしたと。オートキャンプ場の運営について、一般会計の13節委託費で500万円の契約をなさっている。その根拠は、需用額800万円必要であるけれども、収入は300万円しか見込まれないと。不足する500万円については一般会計でフォローしてくれないかということで委託契約が結ばれた経過にあると思うのです。それはオープンの時期でありましたけれども、順調に客を迎えることができ、収入と支出のバランスが本会計で確保される見通しが立ったにもかかわらず、採算性がとれている、見極めがつくのに、10月の精算払いをしているのが今日の会計の状況なのです。このことについては、速やかに解除をして、見極めが立った、採算性がとれた時点で、早い時期に、精算払いをしないで、契約を解除して、戻入されることが、財政法上、財務規則の精神に触れないのではないかと、私はかように考えるわけですが、代表取締役を兼ねて助役の考え方を伺いたいと思います。今後にあつて、このような方法をとるといことは、いたずらに寄附金の額を増すだけであつて、理解もできませんし、評価できるものでありませんので、適正な会計処理をするためには、この方法がベストであつたのかなかつたのか。私はなかつたと思つて質問させてもらっているわけですが、聡明な助役の見解を賜りたいと思います。

それから、2点目でありますけれども、これも代表取締役、助役としての考え方を賜っておきたいのですけれども、振興公社の営業活動の中で、必要とする物資の調達にあつては、従来、振興公社にあつては、町内の既存の商店からものを求めてきた、買って来た、また買っていただいたと。それが少なくとも町長の言っている商店街の活性化、商工振興に

直接、間接的にかかわって、商店街の経済活動も活発化されていたと思いますが、最近では、仄聞するところ、Aコープ一辺倒で調達しているところ、これが事実とすれば、これは考え方を改めてもらわなければならない。少なくともAコープ含めて、広く町内で調達できるものは調達していくような考え方を、代表取締役の責任において、その趣旨を徹底される考え方が配慮されるかどうか、その考え方に対して、この機会に御意見を賜っておきたいと思っております。

以上です。

議長（平田喜臣君） 助役、答弁。

助役（植田耕一君） 3番福塚議員の御質問にお答え申し上げたいと思っておりますが、基本的には、私、この場というのは代表取締役での発言にはならないというふうに思っておりますので、御提案しておりますこの経営状況報告については助役の立場で、裏に代表取締役の看板があるということでお答えさせていただきます。

まず、寄附金のお話でございますが、これまで白銀荘を経営したときから委託をして今日までやってきて、こういう形の中で寄附金の取り扱いをしてきたところでございます。議員おっしゃるとおり、この取り扱いについて、税法上の関係等の懸念も頭にあって、その辺のことがあるのかなというふうに思います。従来、決算を過ぎた中で、公社としての意思決定でやっていた経緯がございます。その辺、13年度におきましては、その1年の経営状況の判断の中から、年度内に、この剰余金の取り扱いについて、基本的に町の要請を受けた中で、どれぐらい対応できるのかという判断をいたしまして、会社の取締役会の中でそういう意思決定をさせていただきまして、このような措置をしてございます。3月の下旬の段階で仮決算を起こしまして、その辺の意思決定をいたしてございます。以後、決算を迎えた段階で、その辺の数字が変わることの御了解を賜った中で、そういう寄附金の対応の措置を内部的にはやっているという状況でございます。

そういう中で、オートキャンプ場とのお話もございました。最終的には、それぞれ13年度におきましては三つの事業をやってございますが、トータル的に会社としては、個別に事業計画等におきましてはそれぞれ損益計算書等をつくりまして、わかりやすいようにということで御説明申し上げているところでございますが、決算を迎える段階におきましては、これは全部集約しまして決算報告をさせていただいているところでございます。それで、最終的には、この三つの事業をあわせた中で最終の判断をするというのが、いわゆる株式会社における経理上の適正な取り扱いになるのではないかなというふうに

思っております。議員のおっしゃる中におきましては、オートキャンプ場については、利益が出た中の時点で、もう事業も終わっているのだから、そこで精算してということで、町の方へそういうものを戻入してはというような御意見だったと思っておりますので、その点、前段申し上げました決算処理の中で取り扱っているということで御理解をいただきたいと思っております。

それから、2点目の、いわゆる町内への振興公社としての調達の関係でございますが、1社に偏った中であるとすれば、これは即改めなければいけないというふうに思っておりますし、議員の御発言のとおり、町内の商店街で幅広く調達していくようなことで、私として指示をしていきたいというふうに思っておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

議長（平田喜臣君） 3番福塚議員。

3番（福塚賢一君） 2点目は、今後十分、町の商店街の活性化、購買力の向上のために行政努力をされることを期待いたしますが、1番目の質問です。私はそんな内容で聞いているわけじゃないのです。全く助役の、聡明という失礼な言葉を使わせてもらったけれども、全く答弁と思われぬ。単純なのです、自分が聞いているのは。要するにオートキャンプ場ができました。係る経費は800万円係ります。収入は300万円しか見込めないから、一般会計でひとつフォローしてくれと。では500万円を、委託契約を結んで支払いますと、こういうことで500万円が10月の時点で、収支のバランス、採算性がとれるという観点に立っているにもかかわらず、前段で申し上げました秩序ある財政の支出、前総務委員会の財政に関する議長に対する報告、その点を踏まえていくなれば、少なくとも契約を解除して、500万円を戻入すれば、2,100万円が1,600万円で、助役、この件に関しては、田中助役のときに、自分は税対策ということで、それは行政としておかしくないかということで最後に言葉をもらいましたけれども、私は、それは税法上こだわっているわけではないのです。その考え方が、理事者が、あるいは代表取締役なのですから、それが、それでいいのです、税金を納めたくないから寄附したいと、わかりやすく言わせてもらえれば、それならそれでもいいのです。ただ私が言っているのは、800万円かかるから、300万円しか利益がないから、500万円足りないからやったと。10月で1,000万円上がったのです。それで、振興公社の役職員の方には頭が下がると、素直な気持ちで申し上げているのです。昨年は2,000万円の寄附を一般会計に受けている。ことしは2,100万円というけれど

も、500万円はいつているわけです。それで差引額1,600万円なのです。先ほどの趣旨説明、課長の答弁で、1,800万円、14年。それは先ほど同僚議員から質問あったけれども、僕は、予算は少なめに、支出は多めという基本原則があると思うのです。その精神にのっとっていないのではないかと。要するに500万円の13節委託料、振興公社と一般会計でした、それに対して僕は必要ないのではないかと。やはり財政の秩序ある支出ということだけ考えれば、解除して、戻入させるべきであったのではないかと、こういうことを助役、1点目に聞いているわけですから、税がどうのこうの、それは偉い、偉いと言ったら大変失礼ですけれども、それは助役なり町長の考え方だから、これ以上僕は言及しませぬけれども、端的にそのことを聞いているわけです。

以上です。お答えいただければ幸いです。

議長（平田喜臣君） 助役、答弁。

助役（植田耕一君） 福塚議員の再質問にお答え申し上げます。

私、余分なことを申し上げました。本当に申しわけないと思いますけれども、基本的には、日の出オートキャンプ場につきましては、いわゆる夏期間を営業するということの中で見積もりをしたところでございます。そういう中で委託契約を結んだわけでございます。結果的に収入を上げたということになりました。その後、こういう状況の中で、冬期間を開催すべきということで、これは町長として町民の皆さんに広くここの施設を使っていたらこうという中で利用を考えたという中で、冬期間の経営に踏み切ったところでございます。そういう中で、収支につきましては、残念ながら夏期間で余剰が出てきた中で、冬期間が、先ほど課長もお話ありましたとおり、PR不足等の点もあって、なかなかお客さんが予定より下回ったというような状況の中で、収支につきまして、冬期間は赤字というようなことになったところでございます。そういう中で、経費を使った中で、最終的には決算の中で処理させていただいたという内容になってございます。基本の、福塚議員のおっしゃるとおり、その事業の時期等が変わらなければ、福塚議員言うようなことで、町が委託に係る裏負担は見るということになってございますので、そういう点が一つの方法かなというふうに思いますけれども、現行の13年度におきましては、前段申し上げた中で執行させていただいたということを御理解いただきたいと思いますし、福塚議員のお話の中にありましては、夏期間を一つの事業期間とする場合におきましては、趣旨を踏まえた中で検討させていただくということをお願いを申し上げます。

議長（平田喜臣君） 3番福塚議員。

3番（福塚賢一君） 助役の自分に対する答弁、コメントは、できるだけ理解したいという観点に立っておりますが、であれば、少なくとも500万円、冬期間やったというときの営業の何がしの収入があるわけです。その経過に対して、いわゆる概要報告の中で、いわゆる行政配慮、説明がないということは、いささか問題、指摘をさせていただきたいと思うのです。一応シーズンオフについてはやらない考え方であったけれども、やったけれども、これだけ収入があってこれだけ不足したと。町の方から500万円もらったけれども、この分に使いましたと、そういう、きょうの事業報告の中になぜ説明を入れる配慮をしないのか。したがって、今の自分の時間は、その内容をちゃんと文字であらわしてくれば、時間を費やすこともなかった。非常に残念であります。この辺、私はそう思いますけれども、助役の考え方があれば、これが最後ですから、聞かせてください。

議長（平田喜臣君） 商工観光まちづくり課長。

商工観光まちづくり課長（垣脇和幸君） 3番福塚議員の御質問にお答えいたします。

先ほども説明の中で、冬期間の開設につきましては予定額の39.5%の利用実態でございました。その中で、費用等の数字を上げておりませんでしたので、ここで御報告させていただきます。

冬期間の売上げにつきましては41万6,300円、予定していましたが収入は102万円でございます。102万円の予定に対しまして41万6,300円の冬期間の利用収入となったところでございまして、この対比でいきますと40.8%の予定額に対します収入となったところでございます。最終的に、先ほども2,100万円の内訳で御説明しましたとおり、最終的に町からいただいた503万円と売上げをもって支出の経費を差し引いた残りが、オートキャンプ場につきましては41万5,287円の残となっておりますので、この部分を寄附金の方に入れたということでございます。

以上であります。

議長（平田喜臣君） 他にございませんか。

18番向山議員。

18番（向山富夫君） 白銀荘の件について1点お聞きしたいと思っておりますけれども、白銀荘、直接的ではないのですが、実は過日、報道で、道道、白銀荘のところから美瑛の方に抜ける道路の冬期の閉鎖期間を短縮してほしいというような要望を道に出されているというふうにお聞きしているのですが、私もぜひ冬期の閉鎖期間が短縮されると、十勝岳の温泉地区のみならず、とりわけ白銀荘には非常に利用

率を高めるためにいいことではないかなというふうに思うのですが、現在どのような見通しであるのか、またどのような経過にあるのか、お聞かせいただければと思います。

議長（平田喜臣君） 企画調整課長、答弁。

企画調整課長（中澤良隆君） 18番向山議員の御質問にお答えをさせていただきます。

通称横断道路の関係についての御質問であります。昨年までは5月の16日ごろからのオープンになっていました。それ以前から、なるべく早く開通をというようなことで、今年度につきましては、連休前の4月の27、28日ぐらいにあいたところでございます。ただ、土現や何かとのお話の中では、やはりあそこは山の地帯であるというようなことで、通常、昼間はかなり雪が溶けていて、下から行ってもそんなに支障はないのですが、その時期には、やっぱり雪が降ったりとか、それから、下では夏タイヤで、それがそのまま上がって行って、冬タイヤで管理をするのが非常に難しいとか、いろいろなことがありましたものですから、今年度につきましては、蛇足になるかもしれませんが、昼間だけのオープンになりました。ただ、その中で、さらに今、4月の27、28日ごろから今回開通したわけですが、なるべく通年を目指してというようなことで、町として土現の方にさらに要望を加えていきたいというふうに考えています。また、その結果、今年度、白銀荘の入り込み等については、その期間、やっぱり前倒しすることによってかなり効果があったというふうに報告も受けているところであります。

以上であります。

議長（平田喜臣君） 18番向山議員。

18番（向山富夫君） 非常に展望が持てる展開になっているのかなというふうに、さらに推進、道の方に強くお願いしていただきたいと思いますが、あわせて、今回、こういう形で、少しでも開通期間が長くなるようにという中で、美瑛町の方と連携をとられておられるのか、その点、もう一度お尋ねします。

議長（平田喜臣君） 企画調整課長。

企画調整課長（中澤良隆君） 正式には美瑛町の方との連絡、連携についてはとってございませんが、今後につきましては、やはり通年を目指していくときには、美瑛と、また白金温泉郷との連携というのは必要になってくようかと思えます。ただ、ちょっとここで一言お話をしておきたいのですが、やはり通年あけるということには、かなりいろいろな問題点が生じてくるというようなことも土現サイドから言われておりますので、そこら辺の解消を含めて、

なるべく早くそういうことが実現できるようには努力はしていきたいと思いますが、やはりかなり時間も要するのではなかろうかなというふうに考えているところでもあります。

議長（平田喜臣君） 1番中村議員。

1番（中村有秀君） 振興公社の関係で、平成13年度の吹上温泉の関係は、月別仕分け集計表というのが出て、収入は細分化して明らかになっております。したがって、オートキャンプ場、スキー場の関係も、単なる項目だけではなくて、このような月別な形での集計表の資料提出をお願いしたいということをまず要望したいと思います。

それから、冬期間のコテージの利用は、昨年10月の議会で非常にもんだのです、実際に冬期間必要かどうかということで。私も、できれば、例えば社会教育関係団体にこういう周知をして、1泊研修だとか、いろいろな形の手立てを十分やりながらやるべきだと。せっかく上がった利益を冬の間につぶすのではないかという多くの議員の意見があったわけです。それがこの2行程度のPR不足だったということでおさめられているということに対して、非常に遺憾の意を感じます。

それから、三つ目、吹上温泉の夜間電話のことで。10時以降の関係。これはどのような管理人との取り扱いに、いくなれば就業規則が何かあると思えますが、それらについてお伺いをいたしたいと思えます。というのは、年間1万178人の宿泊客がいると。そういうことで、私はたまたま友人から宿泊の関係の、札幌から問い合わせがあった。そのときに、電話をしたのだけれども、10時以降は出なかったと。そういうことで、一体どうなのかなという疑問を感じております。それで、それらの体制がどうなっているかということでお伺いをいたしたいと思えます。

以上です。

議長（平田喜臣君） 商工観光まちづくり課長。

商工観光まちづくり課長（垣脇和幸君） 1番中村議員の御質問にお答えいたします。

まず、1点目のPR不足の件でございますけれども、まず公社を通っていきまして、すぐ近くに民間の同じような施設もございますので、いわゆる大々的なPRを避けてきたところもございます。また、文化連盟等々に対しましても、会長さんの同行を願いまして、コテージの施設案内もいたしております。こういうところがこういう料金で使えますということで、そういった冬期間の打ち合わせとか、そういった研修にぜひ使ってほしいということなので、そちらの方にも働きかけをいたしております。

2点目の、白銀荘の10時以降の対応でございます

すけれども、一応10時で消灯ということになっておりまして、一応当番制で職員が対応しております。たまたま議員の事例でございますけれども、当日はお客さんの入りが少なく、通常、10時から行う掃除を、10時前に風呂の掃除に行っていたということで、電話番号がちょっとその間、15分か20分だと思いますけれども、ちょっとついておらなかったというところに、タイミング悪くお電話がかかってきて、電話に出られなかったということで、大変申しわけなく思っております。そんな事例で、たまたま電話に出られなかったということの事情でございました。今後そんなことのないように、きちっと10時以降は電話の対応をするようなことで、職員に対して指示をしまいたいというふうに思っております。

以上であります。

資料につきましては、後ほどスキー場とオートキャンプ場につきましての月別の資料をお出ししたいと思います。

議長（平田喜臣君） 1番中村議員。

1番（中村有秀君） 今、課長が事例ということであれなのですけれども、現実に私が電話をした。この電話番号が4126と3251、2件あるのですけれども、これを交互に僕はかけていたのです。それで、どうしても電話が出ないので、武山さんのところに電話したのです。そうしたら、彼はこう言っていました。午後10時以降は管理人しかいないので、電話応答はしないことになっているとの返事。それでもう一つ、緊急時にはどうなるのか。それまで詰めて考えていないという返事なのです。それで、武山さんは、今出ないのだから、私が電話しても管理人は出ないでしょうねという返事です。これは10時7分、僕と武山さんとの応答です。先ほど言ったように、1万人以上の方が宿泊していて、町内、町外から緊急時に何かあるときに、こんな感覚でやっていていいのかどうかという、非常に心配をしたのです。ですから、風呂の掃除云々は、それはいいですけれども、だれかそうやって応答ができるような体制になっていないかどうかという問題と、もう一つは、内部は私わかりませんが、それでは夜中、仮眠中にそういう緊急電話があった場合の切りかえだとかそういう装置がどうなっているのか、それまで不安になってくるのです。いうなれば、第三セクターというから、公的な宿泊施設で、夜間が連絡できない、応答しなくてもいい、緊急時は何も詰めていませんということで済むかどうかという問題なのです。それらについて、就業規則が何か、どういう形になっているか、それを明らかにしていただきたいと思えます。

議長（平田喜臣君） 商工観光まちづくり課長。

商工観光まちづくり課長（垣脇和幸君） 中村議員の御質問にお答え申し上げます。

先ほどもお答えいたしました、10時以降は電話に出ないということにはなっておりませんが、緊急等もございますので、10時以降の部分については当直の者が対応することとなっております。

それから、別の宿直室に電話が引かれているかということでございますけれども、あそこの場合は2本あるのでございますけれども、相当音が大きく設定されておりまして、対応できるような状態となっておりますところでございます。先ほど申しましたように、ちょっと15分、20分間、持ち場を離れたということにつきましては、まことに対応が不適切ということでございますので、そういったことで、今後はそういったことのないようなことの対応をさせていただきたいというふうに思っております。

以上であります。

議長（平田喜臣君） 他にございませんか。

12番米沢議員。

12番（米沢義英君） この機会ですから、なかなかふだんは聞けないところもありますので、お伺いいたしますが、今のそれぞれの、いわゆる振興公社で受け持っている所管のいわゆる雇用実態は、役員から含めてどのようになっているのかということです。近年、いわゆる農協の退職者がふえつつあるというような話が出てきております。そういう誤解があっては困りますので、やはりこういう雇用の厳しい中で、やはり等しく、仕事を求めている方もおられます。そういう意味では、こういう状況の中でも、やはり対応できるものは、雇用の拡大という形の中で、やはり公平に物事を配分できるような、やはりそういう施設管理を行う、また人員配置を行うと。確かにそれぞれの与えられた能力等や力関係もありますから、一律にいかない部分もあるかと思いますが、そういった部分の配慮がなされているのかどうか含めてお伺いいたします。

それと、管理ということで、トイレ等の管理も委託等を行っているかと思いますが、やはり住民からも苦情の多いのが、隅々まできれいにされていないと。トイレに至ってもクモの巣が張っているというような状況が、ずっと見ましたら、やっぱり実態はそんなのです。やはりそういうことを一つ一つ、観光のまちということの裏づけにふさわしいような、やはり施設維持管理体制を強化すると。高齢者事業団に委託しているのであれば、そういったところもきちっと徹底するというような管理体制をきちっとする必要があると思えますが、こういう実態は御存じな

のか。前からも何回も出ておりますが、いまだに改善されていないということになれば、やはり管理体制が疑われると思いますが、この点、もう一度確認しておきたいと思えます。

議長（平田喜臣君） 商工観光まちづくり課長。

商工観光まちづくり課長（垣脇和幸君） 12番米沢議員の御質問にお答え申し上げます。

1点目の、これら施設の対応の人事配置でございますけれども、白銀荘におきましては、常務、それから次長、それから職員がそこに4名で、計6名でございます。そのほかに臨時職員が、女性が4名ということでございます。それから、キャンプ場につきましては、ことしから職員ということで2名と、それから次長ということで1名の3名と、あとは女性の臨時が2名ということと、それから繁忙期に手伝っていただく男性の方が1名、そのほかに、前年からあります日の出公園とオートキャンプ場の芝のそういった刈り取り作業で2名の方々が閉鎖時期までの清掃作業に従事をいたしておるところでございます。

それから、2点目のトイレの清掃の件でございますけれども、まず、十勝岳の一番上にあります駐車場公園のトイレ、それから無料の露天の湯の簡易トイレ、それから白銀荘の前にあります北海道が建設しましたトイレにつきましては、白銀荘に委託をして清掃をさせております。これらにつきましては、それらに従いまして適正に行われております。それから、そのほかの町のいわゆる公園等々の施設につきましても、今年度から島津公園と日の出公園につきましては公社の方に委託ということでございまして、早速島津公園につきましてもペンキの塗りかえなどを行って、最小の費用できれいで気持ちのよいトイレの使用ができるようなことで、職員、公社、それぞれ努力をいたしておりますけれども、なおまた議員が御指摘のような、そんなことがないようなことで、一層の気をしめてそういった清掃に当たってまいりたいというふうに思っておりますので、御理解をいただきたいと存じます。

議長（平田喜臣君） 助役、答弁。

助役（植田耕一君） 米沢議員の雇用の関係につきましてお答えさせていただきたいと思えます。

ただいま課長の方から、雇用の人数等申し上げたところでございます。この雇用の採用状況といいましか、そういう点につきましては、やはり今の経済状況の中で、失業がふえている。そういう中で、我が町におきましてもそのような形態の実態があるというようなことも踏まえまして、その辺のところを判断いたしまして、幅広く雇用ができるような形をというふうに思っております。中には、やはり能

力的な関係もございますから、たまたまオートキャンプ場の方で農協の職員が固まったということで、御批判を受けているところでございますが、私もその辺のところは承っておりますが、そうした内容の中での話ということで御理解賜っておきたいというふうに思っております。全体としては雇用の公平化ということをやったり考えていかなければならないというふうに思っておりますので、御理解をいただきたいと思えます。

議長（平田喜臣君） 他にございませんか。

11番梨澤議員。

11番（梨澤節三君） せっかくの機会ですから、日の出公園、非常にきれいになってきているのですけれども、8ページです。焼却炉がキャンプ場の方に設置してあるのですけれども、もうあれは不要なものではないかと思えますので、これの撤去。

それからもう一つは、上っていく方の車止めがひん曲がっているのです。やっぱりこれからラベンダーのシーズンになって、お客さんも多くなりますから、細かいところも気配りをして、施設管理をやっていただきたいなというふうに思いますが。

以上です。

議長（平田喜臣君） 商工観光まちづくり課長。

商工観光まちづくり課長（垣脇和幸君） 11番梨澤議員の御質問でございますが、1点目の焼却炉につきましては、もう使用はしておりませんけれども、議員御指摘のとおり、施設がまだ残っております。コンクリート並びにブロックでつくってございまして、速やかにとはまいりませんが、何とか使用はもちろんのこと、撤去の方向で壊してまいりたいというふうに思っております。

2点目の、パーゴラが上がっていくところの車止めの1本が曲がっております。多分何かの事情で曲げられたというふうに思っておりますので、これは特殊なものでございまして、現在、同じものの発注をして、お祭りの部分には間に合わせたいというふうに思っております。

以上であります。

議長（平田喜臣君） 他にございませんか。

8番仲島議員。

8番（仲島康行君） さっき中村議員の質問の中で、課長、冬期間使用するとき、既存の施設もあるので余り大々的にやらなかったというようなことをちっと言ったようなつもりでいるのだけれども、始めるときにはそういうことを十分にPRしながら冬期間やりたいということでしたか始まったと思うのです。今回、この中にもそう書いてあるのに、そういう答弁をするということは一体どういふことなのかなと思うのです、僕は。整合性がなくて

おらんのではないかと。実際、PRをしてやるのか、PRしてやると既存の施設に影響があるからしないのか、どちらかでなければならぬと思うのです。中途半端な答えをしておいたらだめなのです。そこをきちっとわかるように説明してください。

議長（平田喜臣君） 商工観光まちづくり課長。

商工観光まちづくり課長（垣脇和幸君） 8番仲島議員の御質問にお答えいたします。

確かに議員おっしゃるとおり、冬期間の開設に当たりましての御審議の中でのことでは、PRに努めてまいりたいというふうなことで始まったところがございます。それで、町報の広報誌の方にも記載をして周知をしていたところがございます。先ほど私が答弁しました、付近にということがございますけれども、一応同じような施設ということで、1店、同じような宿泊施設でありますので、そういったところの部分も、すぐ近くでございますので、近傍でございますので、これらの部分にも配慮しなければならないということが、後になって申しわけないのですけれども、わかったところでございまして、それ以降、余り積極的なPRを行ってこなかったというところがございますので、当初、そういうところの部分の配慮が抜けていたということで、まことに申しわけなく思っております。

以上であります。

議長（平田喜臣君） 8番仲島議員。

8番（仲島康行君） 答えだめよ。整合性がなくておらないというのだ、僕は。そうでしょ。PRしてやると一生懸命言っているのに、なぜそれができないのか。答え方が違うでしょ、あなた。前年もそういうふうにしてやりますよと。ことしもPRして一生懸命やりますよと書いてあるわけだから。だけれども、近所にあるからそれはできないのだと。できないならやめたらいいのではないですか、それは。どっちかにならなければだめでしょ、それは。人が質問しているときに手を挙げるな。何考えているんだ。

議長（平田喜臣君） 商工観光まちづくり課長、答弁。

商工観光まちづくり課長（垣脇和幸君） 仲島議員の御質問にお答えします。

PR不足云々の部分につきましては、通常の4月から10月までのオートキャンプ場の運営につきましては、14年度の運営方針の中で、いろいろな関係機関の協力も支援もいただきながらPRしていきますよということがございます。PR不足だったというところの部分につきましては、冬期間のコテージの開設につきましてはPR不足の面もあったのかなということの部分述べておりますので、御理解

をいただきたいと存じます。

議長（平田喜臣君） 他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（平田喜臣君） 御質疑がなければ、これをもって法人の経営状況の報告を終わります。

この際、暫時休憩いたします。

午前11時12分 休憩

午前11時29分 再開

議長（平田喜臣君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第11 発議案第3号

議長（平田喜臣君） 次に、日程第11 発議案第3号衆議院議員小選挙区割り見直しに関する要望意見の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

2番中川一男君。

2番（中川一男君） 発議案第3号を朗読をもって提案理由といたします。

発議案第3号衆議院議員小選挙区割り見直しに関する要望意見の件。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第2項の規定により提出いたします。

提出者、上富良野町議会議員、中川一男。

賛成者、同じく清水茂雄、同じく西村昭教。

送付先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣。

衆議院議員小選挙区割り見直しに関する要望意見書。

平成13年12月19日、2000年国勢調査の結果を受け、衆議院議員選挙区確定審議会が総理に対して、新たな衆議院議員選挙区割り見直し案、（5増5減案）を勧告しました。この勧告によると、北海道の議員定数は1人減となっております。現状の北海道経済が依然として厳しい状況にあることを考慮すると、この克服のためには、政治の場における発言力の拡大、政治力の結集がより強められております。しかし、今回の削減により、北海道の政治的発言力を著しく低下させることや、東京都に次いで議員1人当たりの対応人口が全国第2位になることなどから、1票の価値が低く評価されることにもなります。

したがって、政府においては、宗谷、留萌、上川という不可分一体の経済圏、文化圏、生活圏を考慮し、地方への配慮であるはずの基礎定数配分は、逆に北海道にとって不利な取り扱いになっていることなどを踏まえ、区割り見直し案を撤回し、現状の1

3定数を維持されていくよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出いたします。

よろしく願いいたします。

議長（平田喜臣君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（平田喜臣君） なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、発議案第3号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（平田喜臣君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第12 町の一般行政について質問

議長（平田喜臣君） 日程第12 町の一般行政について質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、15番村上和子君。

15番（村上和子君） 本日は、早朝よりワールドカップサッカー、日本チームベスト8に向け、日本中、大変盛り上がっておりますが、私は勝てることを念じながら、さきに通告してあります3項目について質問いたします。

まず1項目目は、3年目を迎える介護保険制度の問題点、課題と、介護予防事業対策の効果についてお尋ねします。7点ございますので、1点ずつ、よろしく願いいたします。

1点目は、介護サービスの利用状況は現在どのようになっているのか。

2点目は、介護サービスの月平均利用料金は幾らぐらいであるか。

3点目は、介護保険料の収納率は。

4点目は、家族介護慰労金の状況はどのようになっているのか。

5点目は、問題点があるとすればどういう点なのか。それらの対応はどのように取り組まれているのか。

6点目、介護認定は来年4月から、85項目から12項目減って79項目に減り、痴呆の判定は軽く認定されていましてために、6項目ふえる予定だそうでございますので、そうなりますと、3年ごとに改定される介護保険料金やヘルパー確保など、今後の見通しとしてはどのようになるでしょうか。

それから、7点目は、介護予防対策としていろいろ事業を展開しているが、寝たきりゼロ作戦、閉じ

こもり健康運動指導、虚弱高齢者や地域ふれあいサロンなど、介護予防事業が高齢者を取り巻く生活面や環境面などで考慮しながら幅広く取り組まれているが、それらの実態と効果はどのようになっているのか、お尋ねいたします。

2項目目は、子育て支援事業、また、少子化対策を考えてはどうか。

日の出山公園を2カ年計画で植林を進める計画があるが、子供の誕生日を祝っての記念植樹など考えてみてはどうでしょうか、お伺いいたします。

3項目目は、環境問題として、空き地の適正管理条例を制定してはどうか。

今、上富良野町も市街の街路に大変花が植えられてきて、だいぶきれいになってきておりますけれども、その反面、現在、土地の所有者が町外に移住したり、高齢化して管理が行き届かない等の理由で、だれの所有地かもわからない空き地が方々にありまして、雑草などが繁茂している。火災や病害虫の発生の原因になったり、廃棄物の不法投棄を誘因しているため、それらを防ぐためにも空き地の適正条例の制定をしてはどうかと考えますが、いかがでございましょうか。

以上でございます。よろしく願いいたします。

議長（平田喜臣君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） ただいま15番村上議員の御質問にお答えいたします。

最初に、3年目を迎える介護保険制度と、介護予防対策に関する7項目の質問についてであります。

まず1点目の、現在の介護サービスの利用状況については、要支援及び要介護の認定者は、今年3月末現在で、在宅が291人、施設が87名、あわせて378人おられます。介護サービスの利用状況につきましては、現在、在宅サービスにおいては、訪問、通所系のサービスを利用されている方が一番多く、60%。続いて、短期入所の16%。残り、住宅改修、福祉用具購入等のその他のサービスの順となっておりますところであります。施設を利用されている方では、老人福祉施設、老人保健施設、介護療養型医療施設の三つの介護保険施設に87人がそれぞれ入所、利用されている状況にあります。

次に、2点目の、介護サービスの月平均利用料金であります。在宅サービス利用者で約5,600円、施設入所者は、食費も含めて約5万5,600円の負担となっております。

3点目の、介護保険料の収納率については、前年度実績で99.5%であります。

4点目の、家族介護慰労金については、在宅における介護認定者の要介護4または5に相当する町民税非課税世帯の方で、かつ、過去1年間、介護保険

サービスを利用しなかった方を対象として金品を支給する制度であります。現在、その該当者はおりません。

5点目の、介護保険制度上の問題点はあるかとの御質問であります。本町においては、介護の必要な方が要介護度の範囲内で必要な介護サービスを利用できるよう、介護サービス各事業所とケアマネージャーとが連携を密にしており、また、在宅サービス利用促進補助制度など、町独自の利用者負担の軽減策を講じていることから、一人一人の利用回数も伸びているので、現在のところ特に大きな問題点もなく、順調に推移している状況にあります。介護保険制度が始まって3年余りであり、成熟するまでに時間を要しますので、今後、課題が生ずる都度、改善、見直しが行われ、よりよき制度として定着していくものと考えておるところであります。

6点目の、要介護認定における調査項目の見直しに伴う介護保険料やヘルパー体制など、今後の見直しについての御質問であります。国では、平成15年度から痴呆性高齢者に対する1次判定の調査項目を見直すこととしております。このことにより、要介護認定者の介護度が変わり、介護サービスの利用回数が増加することも予想されますが、サービスの提供は利用者の希望に沿って行われ、都度変化してまいります。大幅に保険給付費が伸び、介護保険料に影響を及ぼすとは考えておりません。なお、現在、介護保険事業計画の見直し作業を進めておりますが、今後、介護サービスの見込み量を把握するとともに、利用者の意向を十分に見極めながら、総合的に検討を加えてまいりたいと考えております。

また、ヘルパーの確保については、町で平成10年度から3カ年間、3級ヘルパーの養成講座を開設しており、自衛隊曹友会主催による2級ヘルパー養成講座も2カ年行っており、資格取得者が約160人おられます。このうち、社会福祉協議会、介護保険施設に介護職として就職されている方が約30人、その資格を生かした職についていない方が約130人おられますので、介護サービスの利用が増加したときには、その方々に担っていただくよう考えておるところであります。

7点目の、介護予防対策の実態と効果についてであります。町では、高齢者の方々が要介護の状態ですらざる期間を短くし、健康寿命を延ばすために、新寝たきり予防事業や生活習慣の改善とあわせ、社会的交流を確保するための地域ふれあいサロン事業など、さまざまな予防対策に取り組んでいるところであります。本年度は、さらに高齢者の身体機能の維持、向上を図るために、生活に運動を取り入れることを主眼とした介護予防事業を重点的に行ってお

り、老人クラブや介護予防教室、運動セミナーなどの参加者に対して健康運動を指導し、理学療法士などの専門職を活用した中で、年100回程程度の教室などを予定しております。これらの事業展開により、ボランティアや福祉推進員など、住民の参加による活動も広がりが出てきている点と、他には、介護認定者のうち、要介護2までの軽度の方の割合は、富良野沿線の他市町村に比べても高くなっており、また、平成12年度、13年度に比べても年々伸びておりますので、その事業効果があらわれていることで認識しておるところであります。

次に、2番目の、記念植樹の御提言についてであります。平成13年4月29日の緑の日にも、町制施行50周年を記念し、あなたの記念植樹として、118名の方々により、桜の苗木482本を日の出公園に植林した経緯があります。植栽地は、平坦部と緩斜面を選定し、植樹が安易な場所で行っております。ここへは、植林した人が木の育成観察などに訪れているのをしばしば見かけているところであります。本年より施行の日の出公園整備事業は、西側斜面にラベンダー園、園路、あずまやなどの整備及び森林部の植林を行うものであります。この森林予定地の大部分は、傾斜が大きく、また、将来、木の手入れにより伐採等もあることが予想されますことから、この場所での記念植樹は困難であると考えているところであります。しかし、ほかの公共の場所に、御提言いただきました住民参加による子供の誕生を祝う記念植樹を行うことも選択肢の一つであると思います。これから、植栽が容易な場所で植林の予定がある場所には、取り組みを検討したいと存じますので、御理解を願います。

次に、3番目の御質問の、土地の管理保全につきましては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第5条で、土地または建物の占有者は、その占有し、または管理する土地または建物の清潔を保つように努めなければならないと定められますとあり、あくまで所有者によりまして自己管理が行われるものであり、近隣への悪影響などに関しましては、積極的に地域からの発信が解決への早道と考えております。町といたしましても、広報等の媒体を通じまして、町民の皆様方の御協力を求めていきますとともに、不在地主の方々で目に余る状況のある場合につきましては、地域からの情報等をいただきながら、対応を進めてまいります。したがって、法に定められていることもあり、御提言の条例制定につきましては、その考えはありません。なお、御指摘の廃棄物の不法投棄に関しましては、法に触れることから、しかるべき対応で臨んでまいりたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思いま

す。

議長（平田喜臣君） 再質問があれば賜ります。

15番村上議員。

15番（村上和子君） 1項目目の介護保険の件でございますが、1点目、2点目ということで、再質問させていただきます。

1点目の利用状況ですが、認定を受けている人が291人だということで、在宅、通所あわせて60%ということでございますけれども、通所と在宅の割合は何人と何人なのか。例えば12年度4月では44人、13年度4月では64人、20名ぐらいいふえているのです。そういうことですので、お尋ねしたいと思います。

それから、2点目の料金でございますが、5,600円というのは、身体、それから家事援助あわせて、1カ月の利用時間30分から1時間未満とすれば、私は15日ぐらいの利用になるかと思うのですが、これが果たして多いのか少ないのかわかりませんが、これは利用度としてはいかがなのでしょう。

それから、5点目の今後の問題点について、現在、特に大きな問題もなく、順調に推移しているのとらえておられるようではございますけれども、私は、介護を受けている人に、サービスの供給量、質がどのようなものなのか、アンケート等で介護の実態調査をする必要があると考えますけれども、これらについてはどのようにお考えになるのか、ちょっとお聞かせいただきたいと思います。

それから、6点目の認定項目の見直しの件でございますが、今後につきましては、今まで痴呆症の人はどちらかというと軽く認定されていまして、今後、認定が6項目ふえることによりまして、今度は厳しく判定されると思いますので、そうなりますと、これらの人に対して訪問回数とか、時間的にも利用がふえると思うのでございますけれども、身体介護、家事援助等の料金改定も厚生省では見直すと、こう言っておりますので、そうなれば、当然利用者の負担もふえると考えられるわけですが、今現在、認定は富良野地区広域で行っておりますけれども、そのほかも何かこういう広域で取り組むとか、そういう状況が現在あるのかどうか、お尋ねしたいと思います。

7点目の、介護予防対策としていろいろ取り組んでいらっしゃるわけですが、地域ふれあいサロンも、希望地区が大変ふえまして、6地区から今10地区、申し込みがあると。結構なことだと思えますけれども、社会福祉協議会に任せっきりにしなくて、保健福祉課としても連携を密にとって、しっかり被保険者が要介護状態になることを防止するのだという目的をはっきりさせて、効果を求めてやっていただき

たいと、こういうふう考えるのですけれども、いかがでございましょうか。

それから、2項目目の子育て支援事業、少子化対策でございますけれども、日の出山の植林予定場所は傾斜が大きくて、記念植樹が困難だということでありましたならば、私は上富良野町で生まれたお子さんが健やかに成長することを願って、上富良野町でのお子さんの誕生を記念して記念植樹をするのも、これも一つの子育て支援事業と考えられるのですけれども、町として、全体の都市計画の中で、緑の森なるところを設定しまして、継続的に知恵を出しまして、お子様誕生に向けての記念植樹を考えていただきたいと思うのですけれども、いかがでございましょうか。

それから、3項目目の、空き地条例がちょっと町では制定を考えないと、こういうような今答弁いただきましたけれども、法律第5条で、こういう所有者が土地とか建物の清潔を保つように努めなければならないと定めているのだそうでございますが、なかなかそれらが守られておりませんし、ただいまの町長の答弁でありましたら、そういう事態があれば地方から発信してくれと。そうすればすぐ解決するのだとおっしゃいますけれども、そうもなっていないものですから、私はこのような条例を制定すれば、町長が雑草の除去や管理を勧告しやすくなるのではないかと考えられるのですけれども、現在、そのような条例の考えはないということでございますので、地域からそのような情報の発信があれば、即スピード、現在行われておりませんので、地域から発信すれば即やるのだと、これが解決だとおっしゃいますけれども、そうもなっておりませんし、法律があったとしても守られておりませんので、こういうものがあればかえってそういうことがやりやすいかと思ったのですけれども、そういうことがありましたら、雑草の除去などを速やかに適正な管理をしていただきたいと思うのですけれども、その点、もう一度ちょっとお聞かせいただきたいと思います。

議長（平田喜臣君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 15番村上議員の再質問にお答えさせていただきます。

まず、介護保険制度の問題ですが、他のことにつきましては計数的な部分でありますので、所管課長の方からお答えさせていただきます。

まず、5番目の問題点、これらにつきましては、これから、3カ年終わります、15年からまた3カ年、新たな介護保険制度の中で新たな見直しをしていくわけですが、その見直し作業を今町はとり進めている最中でありまして、この3年間の実績とその状況を見極めた中で、今後の15年からの

見直しをして対処していきたいと思っております。

議員から御質問のありました、利用者のアンケート、これはもう既に実施をしております、所管委員会の皆さん方には御報告を申し上げておりますので、これらのアンケートの実施の経過につきましても、担当課長の方からまた御説明をさせていただきたいと存じます。

7番目の問題であります、これらにつきましても、今、町がとり進めております大部分については、社会福祉協議会の委託等々の中で対応しておりますけれども、担当課として、それらの状況、内容の把握、また、実態を十二分に認識して対処していかなければならないというのは議員の御質問のとおりでありまして、これらにつきましても担当の方では十分対処しているということで、委託しているから担当所管は状況が把握でき得ていないということではなくて、把握しているということで御理解をいただきたいというふうに思っております。

それから、他の介護関係につきましても、御質問の部分につきましても、担当所管からお答えさせていただきます。

次に、子育て支援事業の問題で、植樹の問題であります、これは私も議員のお考えに賛同しております。我が町で生まれた子供が我が町にそういう記念のものがあるということになると、町を離れても、またこの上富良野町を訪れてみようかというようなことも考えていただける、そういうものがあるというふうに認識しますので、これは考えさせていただきたい課題だなというふうに思っておりますけれども、ただ、今議員からお話ありました、町の緑の森的部分をどういうふうに位置づけし、そしてこれらの記念植樹につきましても、永久に対応でき得る、途中で伐採だとか、邪魔になるとかということにならないような場所を選定しなければならない。そういうようなことも含めながら、今後の課題として考えてまいりたい、研究してまいりたいというふうに思っております。

それから、もう1点の空き地の問題であります、これはさきにも申し上げましたように、もう既に法的な根拠がなされております。今、町の方では、御案内のとおり、町には今、環境整備係長が1人で、ごみの方から何からすべてを対応しているというように、人員不足というところとあれですが、そういう対応でありまして、空き地等々を見て歩くということには難しい問題がございます。それで、近隣の方が、先ほどもお答えさせていただきましたように、悪影響を及ぼすような空き地の管理体制があるものにつきましても、この担当の方にひとつ連絡をいただければ、町として地主に対して善処方を申し

上げるということで、解決が促進されるものというふうに認識いたしております。

しからば、議員のおっしゃるように、何ぼ言っても対処しない地主に対してどう処理するかということにつきましては、当然、先ほども申し上げました、占有者の責任で管理をしていただかなければならないわけでありまして、それらの対応については最善を尽くして対処していただくように努めてまいらなければいかんというふうに思っておりますので、何はともあれ、やはり近隣の方々がこれらの対応を図っていただき、それらについてどうしても処理できない、あるいは町外の地主等々の問題につきましては、町の方にお申し出いただきたいなというふうに思っておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

議長（平田喜臣君） 保健福祉課長、答弁。

保健福祉課長（佐藤憲治君） 15番村上議員の介護保険に関する再質問にお答えさせていただきます。

まず、1点目の在宅の利用状況に関してでございますが、これにつきましては、在宅通所系が60%ということでございますけれども、この在宅サービスの中でも、訪問介護とか、あるいはデイサービスとか、いろいろなサービスの組み合わせの中で御利用いただいております。特にその中で訪問介護につきましては、昨年の、13年の4月と本年の4月と比較しますと、本年の4月が90人ということでございます。前年度と比較しますと1.4倍に訪問介護のサービスが伸びている状況でございます。

それから、2点目の利用者の方の負担の御質問でございますが、これにつきましても、これは先ほど、在宅におきましては月平均お一人が約5,600円というお答えをさせていただきましたが、これにつきましては、訪問介護のみならず、すべての在宅サービスの月平均が、先ほどお一人の負担が5,600円ということでございますので、これにつきましても、今後、介護報酬額の見直し等もされる想定の中で、これにつきましてはそれぞれの利用者の方が介護サービスを自分で選択し、都度、自分の体の状態に応じてサービスを選択していくこととなりますので、これらについては、負担増の関係については、それぞれの利用者の意向の中で御負担となっていくことになろうかと思っております。

それから、次に6点目の、来年度、痴呆の1次判定の調査項目がふえるようなことになってございますが、これに伴って、当然、判定が重くなると、訪問回数や何かもふえるのではないかと御質問でございますが、これにつきましても、いろいろなサービスの組み合わせとか、そういう中で、一概

に訪問介護のみがふえるということではなく、そういういろいろな組み合わせの中で、認定者の、利用者の方がサービスを選択していくというようなことになるかと思えます。

それから、最後に、地域ふれあいサロンについて、社協に任せっきりではないのかという御質問でございますが、決してこれについては、社協と町とが連携をしながら、それぞれの地区において専門職の派遣の要請があれば、当然、町からも出かせせてもらいながら、協力しあいながら、財政支援のみならず、人的な派遣も協力体制もとってございますので、そういうようなことで御理解を賜りたいと思えます。

それから、介護認定審査会のほかに広域でのというお話でございますが、今、現状としては、5市町村がそのような、それぞれの所管の部署では研究にはまだ至ってございません。ただ、問題点はそれぞれの市町村によって持っている状況であります。

それともう一つは、利用者の意向把握をしてはということでございますが、これにつきましては、既に利用者の方々の意向も把握させていただいております。その中で、今後、介護保険の計画の見直しに参考とさせていただきたいなということで考えております。

議長(平田喜臣君) 再々質問があれば賜ります。

15番村上議員。

15番(村上和子君) 介護保険につきましては、順調に来ているということでもありますけれども、今後においては、認定項目も変更があり、また、介護の料金も改定される予定でございますので、やっぱりそれらをしっかり、今度3年ごとに料金見直しもでございますので、しっかり、誤ることがないように見直しを立てて取り組んでいただきたいと思いますけれども、今現在で、何か介護保険事業計画の見直し作業を進めていると、こういう先ほど御答弁いただきましたけれども、それらについてどれぐらい、ちょっとわかる範囲で聞かせていただきたいと思いますのですが。

それと先ほどの、ヘルパーも登録はたくさん、どんどん町の方でいろいろ講習もやっているのだと、こういうことでございますけれども、実際にやってくれる人が、お尋ねしましたところ少ないのだと。社会福祉協議会の事務局長さんも、戸別訪問をして、何とかヘルパーをやってくれないかと、このように言っているのだと、こういうことを聞いておまして、やはりこれからまた量的にもふえると思えますので、それらのことの対策もしっかり踏まえてやっていただきたいと思いますし、アンケートの実施の資料、ございましたら後ほどお願いしたいと思います。

す。

以上の点で、再質問、よろしくお願いたします。どのようにお考えか、お願いたします。

議長(平田喜臣君) 町長、答弁。

町長(尾岸孝雄君) これから15年からの介護保険制度につきましては、まだ国の方で最終的な、今議員のおっしゃるような利用料の見直しだとか、そういった最終的な部分がどう動いてくるのかという部分もありますし、今の状況の中で、町は現況を十分見極めた中で、今、計画の見直しを図っているということで御理解いただきたいと思えます。

他のことにつきましては、所管課長の方からお答えさせます。

議長(平田喜臣君) 保健福祉課長、答弁。

保健福祉課長(佐藤憲治君) 利用者のアンケート調査の内容でございますが、これは後ほどお示ししたいと思います。

それから、ヘルパーの体制の御質問でございますが、これにつきましては、実際、町内にまだ介護職として資格を持っている方が約130人おられますので、これらの方々のそういうサービス、それぞれ社協等がそういうサービスが伸びることによって、それぞれのサービス事業者がそれに見合った体制を、町内に公募させてもらうことになるのですけれども、これについては私ども、十分潜在的にそういう人材が町内にはまだおられるという認識を持ってございますので、これらの方にそれぞれ担っていただくような働きかけというのは、当然それぞれの事業所等での一つの取り組みの中でしていただくことになりまして、そんなことで御理解を賜りたいと思えます。

議長(平田喜臣君) 以上をもちまして、15番村上和子君の質問を終了いたします。

この際、昼食休憩といたします。

午後 0時08分 休憩

午後 1時00分 再開

議長(平田喜臣君) 昼食休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、11番梨澤節三君。

11番(梨澤節三君) 私は、通告に従い、質問いたします。

初めに、市町村合併についてお聞きします。

町の市町村合併への取り組みを見ますと、町広報、今月の6月号から来年2月号まで、毎回「合併を考える」を載せる計画となっており、真剣さがうかがえます。わかりやすい判断材料を提供して、最後は

町民の皆さんの判断を受ける、これが最良かと思えます。

私も、昨年10月、富良野管内5市町村の合併シミュレーションを作成してみました。これですが、このほかに資料として、栗山5町とか、ニセコ7町村、こういうのと比較しながらつくってみました。それで、ニセコ7町村と栗山5町とを比較してみまして、地方債現在高ですが、要するに借金です。これを見ますと、富良野圏は5市町村で約375億円、ニセコ7町村は約410億円、それから、栗山5町は約650億円と、これは非常に多いです。これから比較しますと、富良野圏はまだまだ恵まれた方かなと思います。

合併をした場合のシミュレーションはできるのですが、しない場合に、透明性が見えない。このところをわかる範囲でお答えいただきたいと思えます。3月の議員協議会で、元行政マンであった同僚議員の質問に対し、結局そのところがはっきりわからなかった。平成19年、20年のところが最も知りたいところとなっております。

それで、質問に入りますが、一つ目は、平成19年、20年ころの町の歳入はおおむね幾らと見積もるのか。

合併5市町村では399億円、見えております。この予算に見合う適正職員数は何名と見積もるのか。合併シミュレーションで見ますと、5市町村で977名おりますのを、10年後を目標に適正職員数500名ということに見えております。

3番目に、地方債現在高は平成13年度末で幾らか。これにしろがねダムの償還金を加えると幾らになり、全体の償還方法についてはどのようにお考えか。

四つ目は、地方分権の今日、現状でいくと、国、道からの権限委譲を受けることは難しいと思えますが、その受ける可能性についての方法は。

5番目は、現行でいくと、市町村には今、それぞれ執行機関として係があり、管理職があり、町長がある。議決機関として委員会があり、協議会があり、議会がある。これを5倍すると、この地域は30のチェック機関となっています。さらに、広域として、このほかに消防議会、衛生議会、串内議会等があります。今、農協、土地改良区は合併し、商工会、観光協会等も合併をささやかれています。このようなときに、自治体はどのようにあるのがよいのか、お考えをお聞きいたします。

次、2番目に、教育行政についてお聞きいたします。

一つ目に、現在、元気な高齢者がふえてきており、大変喜ばしいことです。この方々は、夏はもちろん

ですが、冬も工夫をして、公民館、社教センターを利用して、健康増進と交流に努めています。この方々は、いつかはまち起こしになくてはならない存在にもなることではないでしょうか。その中でも、一部の方たちは個人で施設をつくり、これを利用して、冬期間、パークゴルフをしています。道東に行きますと、さすがパークゴルフ発祥の地、ジャンボハウスを活用して、冬期パークゴルフを実施しています。

そこで、冬期間でもパークゴルフ、ゲートボール等、これはお年寄りだけでなく、これがあれば小中学生がキャッチボールをしたり、バントの練習ぐらいはできるかと思えます。それで、暖房とトイレを設備した大型ジャンボハウスの建設について、いかがお考えか、お聞きしたいと思います。

次に、中国の瀋陽事件のテレビを見て感じさせられました。あの外交官であるところの国家公務員にしてあのありさまです。日本人としての誇りもなく、国家意識もなく、あげくの果てには世界で共通の常識、男は女性と子供を守るという意識もない。ですから、日本の常識は世界の非常識ということなのです。それが当たり前になってきている日本であるということなのですが、年のころなら四、五十歳代か、戦後教育の集大成を見せつけられたというような感じがします。日本の歴史と国家に対し、誇りを持つ。誇りとまでいかなくても、正しい歴史認識と国家意識を持った日本人を育てるには、これから40年から50年はかかるかと思えますが、腰の引けたあいまいな、あっちにいい顔、こっちにいい顔の日本人の大人の姿勢、即瀋陽の外交官です。立場にある者は腰を据えて立ち向かってほしい。そこでお聞きしますが、瀋陽事件を見て、教育はどうあらねばならないのか、教育長のお考えをお聞きします。

大きな3番目で、議員協議会開会の依頼についてお聞きします。

議員必携第2編第8章、172ページ、全員協議会。これは一般的に非公開であり、法的根拠を持たず、かつ会議録には記載されない会議であり、会議規則に縛られることなく、お互い忌憚のない意見を述べるができる。そして、これには三つの型があります。一つは、本会議審議中、これを中断して議員のみで審議する。二つ目は、議会の行事運営活動について議員のみで審議する。3番目が、これは町長に関係ありますが、町長が意見を聞くための協議会とありますが、現在は、議会提案予定の案件の事前審議型ではないかと、そのように受けとめられますが、これは議員必携を読みますと、必要最小限に謹んではいかがですが、このように書いてあります。また、近隣の美瑛、中富、富良野においても必要最小限ということやっており、議会開会前にや

ることではないということでありました。美瑛の形はちょっと違いましたが、それで、協議会開会の依頼は必要最小限にすることについて、町長、いかがお考えか、お尋ねをいたします。

以上をもって終わります。

議長（平田喜臣君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 11番梨澤議員の御質問にお答えいたします。

最初の市町村合併に関する1点目、平成20年度以降の歳入状況についてお答えいたします。

現時点で将来を予測することは極めて難しいものと感じております。御承知のように、従来の右肩上がりの経済成長から大きく変化し、現在は大変に厳しい状況にある中で、景気が回復に向けて動き出すことを期待しております。国においては、地方公共団体の自主的、主体的な財政運営を促すことなどを目的に、地方交付税の見直しに着手しており、その内容が今後どのようにしていくのか。加えて、税源移譲や国庫補助制度の問題がどのように議論され、結果、どのようにしていくかなど、数多くの承知できない問題を考えると、平成20年度以降の歳入額を予測することは、現時点では困難と考えております。

このことから、さきにお示ししておりますとおり、国の経済財政諮問会議における今後5カ年の経営予測数値をもとに試算した、平成18年度までの5カ年における町財政の中期見通しとしたところであります。その後の見直しについては、経済状況の推移いかんによって変動するもので、国の新しい経済財政指数等を見極めながら、逐次財政の見直しを明らかにしていかなければならないと考えておるところであります。

2点目の、歳入に応じる適正職員数につきましては、歳入の額を予測し、それにより適正職員数を求めることについても極めて難しいことであります。しかしながら、本町では、効率的な行政運営の実現を図るべく、行財政改革実施計画を策定しており、その課題の一つとして、職員数の適正化を図ることにしておりますことから、当面は、その中で示しております三役を除く現在の一般職員数を、現行の233名から、平成18年度時点において220名の目標数に削減することに鋭意努力してまいらなければならないと考えております。

3点目の、地方債現在高としるがねダムの償還金に関してお答えいたします。

厳しい財政状況の中にあって、将来の見通しについての御説明をさせていただいておりますが、この中で申し上げましたとおり、一般会計の地方債現在高は93億円、また、投資的経費となる国営しろが

ね土地改良区事業に伴う負担金総額は27億円であります。この経費の償還方法としては、地方債は約定に基づき、国営事業については負担金総額の軽減を図るために低利資金に切りかえし、年次計画で負担をすることを前提としております。この内容は、2月段階での御説明から大きく変わる状況になっておりませんことから、行財政改革の推進を図ることによって、さらなる財源の確保を求め、財政均衡を図ってまいりたいと考えております。

4点目の、北海道などからの権限の委譲についての御質問であります。地方分権が平成12年度から実施に移行されており、北海道においては、現時点では、限られた事務ではありますが、市町村への権限委譲を進める予定となっております。その計画に沿って、市町村との間において毎年度協議を繰り返している状況にあり、権限委譲を受ける側としての市町村が、受け入れる執行体制とその意思があれば、権限委譲を受けることは十分に可能となっております。

5点目の、市町村自治体のあり方についての御質問であります。地方自治体を取り巻く状況は、地方分権、財政難、少子高齢化社会など、ますます厳しくなることが予想されます。このような状況から、本町においても、より効率的な行財政の運営を推進していかなければならないとの考えから、健全財政維持方針、行財政改革実施計画などを定め、あらゆる分野での改革に取り組んできているところであります。

さて、上富良野町の将来のあり方についてであります。自治体の将来像につきましては、大別しますと、広域行政や行財政改革を積極的に推進することにより、自主自立の道を求めるのか、また、市町村合併の道を求めるのかの二つになると考えております。この平成14年度という年度は、市町村の合併の特例に関する法律の有効期限の関係から、大変重要な年と考え、広報誌などを通じて、住民自身が自立か合併かの選択をすることができるような情報の提供を積極的に行うとともに、今後においてもまちづくりトーク等を開催し、上富良野町の将来のあり方について、住民の生の声を聞いてまいりたいと考えております。いずれにいたしましても、常に申し上げておりますように、市町村の将来像は住民の意思により決定されるべきものと考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

2番目の教育行政の御質問は、後ほど教育長の方からお答えするとして、3番目の議員協議会の御質問にお答えさせていただきます。

御承知のとおり、地方公共団体の長と議会は、それぞれが町民の信託を受けた町民の代表機関であ

り、お互いに町民の意思を代表して行政運営に当たらなければならない立場にあります。執行機関たる町長においては、法令に基づく議会の議決を求めなければならない重要な案件や、実際の運営に関し重要な意思決定を行うこととなる事項など、行政運営上の必要な案件などについて、説明責任を果たす中で、それぞれの立場での真剣かつ十分な協議を重ね、また、両者が十分に理解を深めた上で、町の重要な課題や将来方向を定めるための議論を尽くす場の一つとなる議員協議会は重要であると考えております。過去からも大きな役割を果たしてきているものと認識いたしているところであります。

今後も、私といたしましては、行政運営上の大きな課題などについては、全議員と十分に話し合い、町の方針を決定する義務と責任がありますので、引き続き必要に応じ、議員協議会を開催することについて議長に依頼し、開催していただくことといたしたいと思っております。また、非公開かどうかについては、その協議案件の内容に応じて判断しなければならないものと考えております。

議長（平田喜臣君） 次に、教育長、答弁。

教育長（高橋英勝君） 11番梨澤議員の教育行政に関する1点目の御質問にお答えいたします。

町民の健康づくりや体力の維持、増進、スポーツを通じた人とのふれあい活動は、高齢化や余暇時間の増大等に伴い、日常生活はもとより、生涯学習の観点からもますます重要になってきております。特に高齢者の方々が、心身ともに健康で、人生の生きがいを求め、生活していただくためには、日ごろよりみずから健康づくりに心がけていただくことも大切であります。高齢者の方々がスポーツ、レクリエーション等を通じて健康増進を図るための施設整備を行うといった行政配慮を推進することの必要性についても認識しているところでございます。最近、多くの方が気楽に楽しめるスポーツが普及し、その中でも、子供からお年寄りまでが楽しめるパークゴルフの愛好者は年々ふえている状況にありますし、高齢者の方々の愛好者も増加しております。また、ゲートボールにつきましても、世代間交流を行うなど、高齢者のスポーツの普及にも力を入れているところでございます。

御質問の、冬期でも使用可能なジャンボハウスの建設につきましては、理想であります。町の財政事情もあり、実現することは困難な課題だと思っております。現在、冬期間も、社会教育総合センター、公民館の施設を利用いただいておりますが、これからも現有施設の中で有効利用が図れるよう配慮してまいりたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思います。

次に、2点目の質問にお答えさせていただきます。

先月、5月8日、中国瀋陽の日本領事館に亡命を求めて駆け込んだ事件については、日本、中国の対応について世界が注目しておりましたが、5月23日に15日ぶりに解決が図られたわけでありました。この事件で、在外交官の対応や職員の意識、そして外国の出先を指示すべき立場の外務省の危機管理のあり方など、さまざまな問題が浮き彫りになり、他人事ではなく、私も危機管理と職員の意識の改革等について大きな教訓を得たところであります。

戦後、日本は世界でも類を見ないと言われるほどの急激な経済発展を遂げてまいりました。そのこと自体は喜ばしいことでありますが、反面、社会環境も、人間の価値観もまた変化してきているように思います。教育についても、学校教育法の学習指導要領の中で、豊かな心を持ち、個性豊かな文化創造と民主的な社会及び国家の発展に努め、進んで平和な国際社会に貢献し、未来を開く主体性のある日本人を育成する。その基礎として道徳性を養うという教育指針が規定されております。

私は、幾らよい制度ができて、幾らよい指導指針が紙の上ででき上がっていても、幾らよい教育方法が考案されても、教育に携わるそれぞれの立場の人たちの努力と情熱と指導力がなければ、よい教育も意識改革も行われたいのではないかと考えております。教育委員会といたしましても、本町の教育向上のため、新学習指導要領の着実な推進や、教育改革のねらいと、その背景となる教育指標を十分見定めた教育活動を展開し、成果を得よう、また、危機管理や、私どもも含め、教員、職員の意識改革についても、今後より一層最善の努力をしてまいりたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思います。

議長（平田喜臣君） 再質問があれば賜ります。

11番梨澤議員。

11番（梨澤節三君） 教育行政から先にお聞きします。

ジャンボハウスの件につきましては、また豊かになってからということで、了解をしました。

答弁の中で、主体性のある日本人を育成するという、これは大事なことではないかと思っております。

この瀋陽事件についてですが、さきの報道で、山内東大大学院教授が講演した話ですが、闘争心を欠いた外交エリートと、このように言われています。確かにこういうところもあるかと思っておりますが、私は、あれを見たときに、頭をよぎったのは、入学式、卒業式における小学生が、国旗・国歌斉唱のときに、来賓が歌う、教員が歌わない、それをきよきよと見ている、あれが重なりました。そこで、これは

結局小学校に入ってから高校までという12年間、一番大事なときにそれで育っていらっしゃいますから、大変だと思います、もとに戻すのは。それで、国家公務員のあいまいな姿勢のみならず、地方公務員の偏った思想、信条は非常に日本を危うくするものではないかというふうに思っているのです。

その一つは、ここに、私、これをもらったわけではないのですけれども、持っております。自治労上富良野の組合だよりで、「梨澤議員、自治労は政治団体ではありません」と書いてあります。私がつくったものではありません。その中に、そもそも国旗・国歌法は、日の丸・君が代を国旗・国歌と規定したにすぎず、尊重規定も罰則規定もない。そして、思想、信条の自由を侵すべきものではないとありますが、これは公務員の言うことではないのです。先ほど同僚議員が質問の中で、公僕であり全体の奉仕者と、このように言うておりましたが、全くこういうことでいくと偏っているということになります。

その次に、これも同じく、「私たちは有事法制に反対します」これは自治労北海道本部。ここに何で私、こういうのを出すかという、「今、悲惨な歴史を心に刻み」と書いてあるのです、日本の歴史を。このように、そうではないと言う人もおります。それからこういうように言う人もおりますが、公務員です。全体の奉仕者で、偏ってはいけません。ところが、国家公務員にしてあいまいな心の持ち方、それから地方公務員にしてこのように偏っている。これは日本というものを直すのは大変なものだと私は思います。地方公務員200万人とも言われております。そして、この自治労は、政治癒着、裏金の報告もまだ終わっていないはずなのです。そういう組織が、裏金でそういうことをやっている組織が、日本の歴史とか国歌のことを言う資格があるのかというふうに思います。これは主ではありませんけれども、私はそのように思います。

先日、礎大学の記念行事がございました。非常に立派でした。記念誌をいただいた、その中で、荻野昭一さんが「老爺の戯言」ということでこのようなことを言うております。この中に、「老爺の戯言。先日、ゲートボール連盟で大雪青年の家に研修をした。朝夕の集いに、国旗の掲揚と降納があり、国歌を斉唱する。我々のグループが声高らかに歌っているのに、隣の小学生の集団はだれ一人と声を出さず、年寄りの行為に好奇のまなざしを向けている。よくよく見ると、引率の教師たちもみんな口をつぐんでいる」と、こういうことです。そして、国歌を知らない小学生が育ってきているということです。「歌うことができない大人たちの姿を見て、彼らに日本国民の誇りなど微塵もないように思われ、悲しささえ覚

えるものでありました」と、こう書いてあります。私もそう思っている1人なのですけれども、私だけではなく、このように思っておられる方がいる。私は思うのですけれども、小学校だけでもよろしいですから、礎大学を入学式、卒業式に御案内申し上げてはいかがでしょうか。これは一つ、ちょっとお聞きします。

それから、次は、これも歴史ということについてになるのですけれども、この前の町の広報で、叙勲、3名の方が出ました。大変おめでたいことで、心からお祝いを申し上げたいと思います。その広報を見てみますと、内閣総理大臣から贈られたとありますが、それは間違いです。叙勲は日本国天皇がだれだれを叙すということで、内閣総理大臣とか賞勲局長というのは、しよせんはお手伝いをして、作業員みたいなものなのです、はっきり言ったら。そういう立場にはないのです、贈るといふ。ですから、これは訂正文を出すべきだと私は思います。なぜ私がこれを言うかという、天皇という言葉が出てきますと、日本の歴史が入ってくるのです。必ず歴史がこれに伴ってきているのです。ですから、私はこれは大事にしたいというふうに考えておるので、これを今出したわけです。

そこで、私は、ちょうど3歳の孫が2人おります。この孫に、世界地図を広げてありますけれども、そこに、ここは日本だよと、日の丸の旗、これが日本の旗だよと。そうすると、何の抵抗もなく受け入れて、ちょうど冬期オリンピック、そして今のワールドカップ、日本、日本とはしゃいでおります。そして、ワールドカップを見てもわかりますように、あの若い選手の方たち、君が代をきちっと歌っております。あのよう大きな日の丸が観客席いっぱい広げられております。それで、日本は法治国家であります。日の丸は法制化されております。罰則とか尊重は関係ありません。これは守るのが当たり前なのですが、ワールドカップを見てわかるように、定着もしておりますことですから、小学校で教師が国歌を斉唱しないということについては、これは教育長、どのようにお考えになるか。

それともう一つ、今、私、3歳の子供の話をしましたけれども、幼児教育から、やっぱり国旗というもの、国歌というものを、はっきり言ってわからせる。子供の人権などは関係ないのです、これは。子供の人権などというものではないのです。当たり前のことなのです、世界として。子供のときから自然に受け入れて、小学校に行っても自然にいくというようになるのが普通ではないのかなというふうに思っているのですけれども、この件について教育長のお考えをお聞きいたします。

次は、議員協議会についてですが、これは3月定例議会の議会だよりです。これの全般を見て、実は議員協議会ということを質問したわけなのですが、私も議員協議会については、他の委員会の情報も入るということで、全面的に否定しているものではありません。ただ、さきの3月定例議会前の議員協議会では、同僚議員が、平成19年、20年の予算編成について質問していたところ、議長が同僚議員の質問をとめ、私は、なぜ質問を続けさせないかと言ったところ、おまえは黙っていると面罵されております。そして同僚議員は、議会の名誉を傷つけたかのように議会運営委員会に呼びつけられているという状況が、町長司会の議員協議会であったわけなのです。そこで、町長は難しい質問はさせないでくれというようなことを言っているのですか。もしそうなら、最低の話です。そういうようなことは言わないということは万々思っておりますが、何ともこのところが納得のいかないところだったのです。この議員協議会の司会進行は町長みずから実施しております。ですから、混乱を起こすのも起こさないのも町長みずからということになります。今後、このような混乱が起きない、起こさないということをしかり言っていたらなければ、無用な混乱は私としては迷惑な話でございます。そういう点、見地からも、議員協議会ということについての町長のお考えを今一度お聞きいたします。

次は、市町村合併についてです。

同僚議員が平成19年と平成20年の予算編成について質問した、これが私も合併シミュレーションをつくったのですが、ただつくただけにしかすぎなかったのかなと思ったら一致できました。といいますのは、合併シミュレーションを見ますと、5年後、10年後の予算から借金払いから何から全部見えます。ところが、町長言っておりますように、平成19年、20年、このときの予算編成については、答弁で言われておりますように、非常に不透明で、構築することができないというように言われているのです。片や、合併をすると10年先が見通すことができる。こちらは5年先が見通すことができない。これは、私が今質問していることは、議会だよりに載って町民の皆さんに行きます。町民の皆さんが何ととるかなのです。非常に大切なところに来ているのです、これは。5年先も読めないのかと。私、嫌味で言っているわけではありません。私も真剣に、大変なことだということであるので、言わせていただいております。

それから、要するに予算編成を組むことができないということは、国を頼りにしているからのことにほかならないと思います。しかし、地方交付税も減

らされていくことでしょうし、それから、行政改革で職員の削減もと言われておりましたが、そういう中において、権限委譲ということの、これは受けますよという意思はあっても、恐らく物理的に無理ではないかというように思います。

ここからですが、私の一番心配しているのは、町の地方債、即借金のことです。一般財源の地方債は93億円、私のつくったのでは91億円でしたが、今93億円になっております。それから、しろがねダムの町負担金が27億円、合計120億円。さてここで、しろがねダムからの送水管の維持管理ということについては、これはまた別に論議されることであろうと思います。この120億円についてですが、今、市町村合併という特殊な状況の来ているところでの、一步踏み込んで、合併という特殊状況の中で、5市町村の地方債、今、375億円ありますが、400億円を超えていくかと思っております。これを合併市で借金の、要するに地方債返還のための整理組織を立ち上げ、一括返還して、あと10年かけて償還するというのを、道、国に申し入れてはいかがでしょうか。

以上、お尋ねいたします。

議長（平田喜臣君） 教育長、答弁。

教育長（高橋英勝君） 梨澤議員の再質問にお答えしたいと思いますけれども、教育にかかわるいろいろな、議会のたびにいろいろ助言、御指導等いただいておりますけれども、基本的には梨澤議員とそんなに異なるものではないのですけれども、ただ、道徳的価値観、先ほど私から答弁させていただきましたけれども、指導要領の中に道徳という部分、その道徳の中に、日本人としての自覚を持って国を愛し、国家の発展に努めなければならないというような項目がございまして、ただ、その中に、梨澤議員、うちのいろいろな学校現場を直視して見ていただいておりますので、いろいろな違和感を持っているのかなと思っておりますけれども、当然、法治国家でありますし、決めたことについては、日本人としての自覚ということの、やっぱり履行してほしいということの願いは同じであります。ただ、思想、信条、言論の自由だとか、いろいろな中で、梨澤議員もこの中に、これから意識改革するのに四、五十年かかるよねと言っておりますように、私たちも、学校現場、また国のそういう指導指標、いろいろなものをイコールにするというのは時間がかかるなどは思っておりますけれども、ただ、日本人としての誇り、また、先ほど言いました自覚、そういうものについては、学校現場、幼児教育から含めてどうあるべきかということについては、今後より一層、私たちが意を用いて、そのことに意識を持って対処し

ていかなければならない課題だと思っておりますので、そういうことで、今後さらなる努力をしたいということで御理解いただきたいと思えます。

議長（平田喜臣君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 11番梨澤議員の再質問にお答えさせていただきます。

まず、議員協議会の件でありますけれども、私といたしましては、先ほども申し上げましたように、執行機関と議決機関がそれぞれ町民の代表として、まちづくり、大きな行政課題、それらの案件について十分に論議し合う場として、私は重要な場であるというふうに認識いたしておるところでございます。そういった観点から、議員協議会の運営方法についてはいろいろな問題があるかと思いますが、それらの改善、是正を図っていただきながら、今後もこの協議会の継続をしてみたいというふうに思っておりますので、御理解をいただきたいと思えます。

次に、市町村合併の関連する事項でありますけれども、まず、財政の見通し、これにつきましては、予算議会の中で幾度となく御説明を申し上げてまいりましたように、先ほどもお答えさせていただきましたが、国の経済財政諮問会議が、これから先5カ年の経済予測数値をもとに、我が町は5カ年間の中期財政計画を立てて、議員の皆様方に御説明を申し上げたところでございます。それから先につきましては、今、国の方向が全く見えてこないというのが現状であります。

ただ、議員も御質問にありますように、合併すれば、これから10年間の財政状況というのは見極められて、また、その先5年間、段階的に減少していく、その5年間の数値も見極めることができるわけですが、合併しない、自主自立の道を歩んだ自治体の財政状況というのが、現状ではどのような対応を国が考えておるのかということにつきましては全く予測でき得ない。現在の交付税制度につきましても、減額措置を打ち出しております。補助金、助成金制度につきましても、廃止の方向で進められております。きょうの新聞報道を見ますと、地方分権委員会が、地方財源の確保のために、補助金等々を廃止して税の配分を対応すべきであるというような報道が、地方分権委員会の中で審議されている報道もなされております。今現在、国は、地方分権の推進は進めましたが、地方財源の位置づけがまだ不明確だ、ここが私どもにとりまして非常に厳しい。今、北海道は、市町村合併に伴う財政的なシミュレーションをつくり出して発表するということがあります。これらにつきましても、私どもとして、道は市町村の将来的な国の財政方向を見極めている

のかという御質問をさせていただきました。しかし、道も私どもと同じように、先は見えていない、予測の段階。

きょうのある新聞を見ますと、ある町村では、町長みずからが、将来の財政状況の予測について町民に説明、報告をしたという報道も載っております。しかし、安易に予測をすることが、果たしてその予測どおりにいくのか。例えば、私ども地方財政の最も重要な町村民税、これらにつきましては、景気の動向によって、景気がよくなればふえてくる、景気が悪くなれば下がってくる、ある程度景気の動向を見極めながら、税収の予測はある程度の期間の部分については予測できる。しかし、現在の交付税、補助金制度、国からの部分については、全く予測がつかないというのが現状でありまして、これからずっと先の、5年先、6年先の部分まで予測することは厳しいということで、御理解を賜りたい。財政見通しを立てるということは、非常に今、難しいときにあるということをお理解いただきたいと思えます。

次に、道からの権限委譲の問題であります。私は、ある程度というよりも、地方分権という基本は、やはり権限の委譲であるということをお思いますときに、権限の委譲は大いに受けるべきであると。しかし残念ながら、私どもが望んでいる権限の委譲はなかなか委譲していただけないということが歯がゆい部分もあるわけですが、私は、権限の委譲は大いに受けて、地方自治体として、町村として、自主自立のまちづくりのためには権限の委譲は大いに受けていくべきだ、それに対処していくべきだというふうに考えておりますので、御理解をいただきたいと思えます。

次に、最後になりますが、地方債の問題であります。議員も御指摘のとおり、非常に厳しい状況にあります。今、93億円の一般会計の地方債の償還は、中期財政計画の中でも御報告させていただいておりますように、計画的な償還をしてとり進めていきたい。加えてまた、健全財政維持方針に基づいた起債の枠の制限を図りながら、地方債が増額していかないようにとり進めて、財政運営をしていきたいというふうに思っております。これ以上の地方債の増額にならないような財政運営を図るべく、健全財政維持方針を立てて進めさせていただいておりますので、その地方債の償還計画に基づいた中での対応を進めていきたいというふうに思っております。

また、しろがね償還、27億円につきましては、これは負担金として、今日までに整備された道路、河川等々の負担金をお支払いすることに相なるわけ

であります。この負担金支払いにおけるしるがね償還につきましては、これは財政計画の中でも位置づけておりますように、投資財源の中で償還をしていくということを基本に押さえております。5カ年間の中期計画の中でもお示ししておりますように、国営の償還はすべて投資財源の、公共事業投資の枠の中で償還をしていくというふうに考えておりますので、これらの償還を図ることによって、公共事業の投資の事業が減少していくということにつながっていく場合もあり得るなど。財政状況においてはそうなるなどということも認識しながら、しるがねの償還を進めていきたい、計画的にとり進めていきたいというふうに考えております。

それから、最後に、地方債の一括償還という部分につきましては、道、国への働きかけをしてはどうかということではありますが、この問題につきましては、町村会におきましても、常に国、道に、財政状況、利息の軽減、そういうようなことを考えながら、地方債の一括償還を働きかけております。しかし、この門戸は、ある面では開かれておりますが、それを実施することによって、向こう3カ年、ちょっと年数は間違えているかもしれませんが、私の記憶では、一括償還をすれば、向こう3カ年間だと思えますが、町債、地方債の発行を禁止すると。財政的に健全であるから地方債を借りなくてもいいだろうというようなことにつながってくるという部分もありまして、各自自治体では、金利の高い過去の地方債を一括償還して、金利の安いものにかきかえたいという願いを持って、町村会としても国に働きかけておりますが、これが今なお、申し上げましたように条件がありまして、それになって対応でき得ないというのが現実であります。そういう中にありますので、今後も町村会を通じながら、一括償還における書きかえ等々の対応についても努力してまいりたいというふうに思っております。

以上です。

議長(平田喜臣君) 再々質問があれば賜ります。

11番梨澤議員。

11番(梨澤節三君) 再々質問で、さらなる懸念事項についてお伺いをいたします。

この合併について、いろいろなことを国の方にお尋ね、お聞きしている間は、結構親切に教えてくれます。しかし、今言ったこと、一括返還、そういうようなことについて国に、これについてはどのようなものなのかと言いますと、ぱっと手の平が変わりますね。こちらが自主的に動き出すとぱっと変わります。いずれここが壁になっていくということかと思いますが、合併については、とにかく国が強いということが受け取れます。先ほども言いました

けれども、国も、あの官僚が、平成19年とか20年の、もう終わっているときです、合併が。そのときの予算の配分など、彼らはむだな仕事はしないと思いますよ、私は。もう少しすると、これが露骨にはっきり見えてくる状況になるのではないかなというふうに思っております。

それで、今、合併ということで、入り口論議でやっているのです。そうすると、入り口論議というのは、メリット、デメリットというのはぐるぐる回ってしまって、進まないのです、これは。メリットの人を追ったらデメリットの人が出てきて。大切なことは、一步踏み込んで考えていかなければならないのではないかなというように思います。私が、こういう特殊状況の中だから、合併市の地方債を一括返還をしてはいかがですかということを行いました。実は、もう私の考えどころではないのです。これはPHP総合研究所です。実効ある地域主権研究プロジェクトということで、地域主権の確立に向けた七つの挑戦ということで、このことで、北海道212市町村とか、700兆円の国債と地方債、これを新設する共同管理機構に移し、国と地方が分担して返済することを提案ということで、これだけではなくて、七つの提言が入っております。これは読みますと時間がかかりますから読みませんが、この中では、交付金というようなものに縛られてはだめですよというぐあいに言っています。この件については、700兆円ということになってきますと、郵貯、簡保の金の流れが、動きにも影響が出るというようなことだそうです。

それで、この前の委員会で、上川支庁から、市町村合併支援に関する農道整備事業についてとか、その合併支援の農道事業実施計画、これが5月24日に来ていますが、こういうような、はっきり言えば、悪く言えば要らぬお世話ではないかなというように思うのです。やる、やらないというようなことは、これはこちらの、今はもうそういう時代になってきているのではないかなと思います。ただし、支庁も道庁も、保身、延命に入っているのではないかということも考えられます。それと、どんどん合併施策を進めていかなければならないような状況にあるのかもしれない。

それで、この地方債の件については、私でも、町の借金はどうしようかなということ、このシミュレーションをつくったときからずっと考えておりました。そして先ほど言ったような一括返還ということ、これは日本中がいずれ考えてくるようになるかと思いますが、一応たどりつきます。ですから私は、町のベテランの職員グループに、この市町村合併の研究会をしっかりとやっていただきたい、やらせるよ

うにさせていただきたい。やはり行政マンですから、違います。これをしっかりやっていただきたい。そのときにはどうぞこれを使ってください。これは北海道に一つしかありません。これは総務省が出したもので、国が出したものを、私は取り寄せたのです。来るかなと思いましたが、来ました。私のわからないものがいっぱいあります。しかしベテランの行政マンは見ればわかりますから、この中からとって、ここが発信地になって、上富良野が発信地になって、要求、要望を出していただきたいというように思います。

この前、片山総務大臣、5月12日の報道では、2005年3月に迫っている特例法の期限は延ばすつもりはないとはっきり言っています。そして、中央がすることは、国防、外交などに限定して、あとはすべて地方がやるべきであると、このように言っています。ただ、これで、先ほど町長もちょっと言いましたけれども、税源移譲のことについて総務大臣が言いましたら、今度は財務大臣が補助金を減らすぞというような、要するに市町村合併の我々を抜きにした話をやるのです、必ず上で。このときに、やはりしっかりした勉強をして、要求、要望というものをやっていただきたいというように思います。官僚が恐らく大きな壁になると思いますけれども、それで、これをやるときには道も一緒に、道もいずれ道州制というようなことで、上川支庁はいずれなくなるでしょうけれども、もしかしたら道庁もなくなるのかもしれませんが。この辺はわかりません。それで、道も一緒になって対策を立てて、そしてそれを逐次住民に出していただいて、安心感を与えていただきたいというように思います。今、地方に必要なことは、とにかく勉強して、努力して、政府を動かすことにあるのではないかとこのように思いますが、町長、いかがでしょうか。

議長（平田喜臣君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 11番梨澤議員の再々質問にお答えさせていただきます。

地方分権についての御意見を承りました。議員も懸念されておりますように、私自身も、これからの地方自治はいかにあるべきなのかということ認識した中で、やはり地方分権というのがとり進められてきている。これは私どもが願って、市町村も地方自治を願って対応した地方分権であります。残念ながら国の方は、地方財源についての位置づけをまだ明確にしてもらえないというところに大きな課題があるわけですが、私的な、私個人の考えであります。平成17年3月31日に向けた市町村合併の特例措置、これらの時期が来るまでは、合併しない自治体に対する地方財源というものがはつき

り国は示してくれないのかなと。ある面で、ここで厳しく対応すれば、アメにムチ、ペナルティという、国は地方自治からそう批判を受けるというようなことも考えますと、この17年3月31日、この期限が一つの大きな地方財源へ向かっていく転換期かなというふうに思っておりますが、そういうことを考えつつ、地方財源の位置づけ、国がどうするのか見極めつつ、町としては今後も広域行政や行財政改革などを積極的に進めて、自主自立の道を選ぶのか、あるいは市町村合併の道を選ぶのか、ここらあたりは、議員がお話ありますように、住民に対しては十分に町村合併に関する情報を提供しながら、住民とよく生の声を聞きながら、ことし1年かけて、私としては住民の声をまとめていきたいというふうに思っておりますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

また、御提言ありました、内部の町村合併、広域行政に関する研究、検討であります。これは既に立ち上げながら、広域行政を推進し、町村合併についてということで、今、内部で検討、研究会を組織を挙げて進めているところでありますので、御理解をいただきたいと思っております。

議長（平田喜臣君） 以上をもちまして、11番梨澤節三君の一般質問を終了いたします。

次に、16番清水茂雄君。

16番（清水茂雄君） 私は、このたびの定例会に当たり、過日通告いたしました課題について町長の考えをただし、要望するものであります。質問は、要点を絞り簡潔に行いますので、理事者におかれましては、要旨を御理解の上、実のあるお答えをお願いします。

初めに、第6回DPI世界会議札幌大会への当町障害関係者の参加について伺います。

第6回障害者インターナショナル大会が、ことし10月15日から18日までの4日間の日程で、札幌市開催がDPI世界評議会で決定され、世界各国から多くの障害関係者が参加し、「すべての障壁を取り除き、違いと権利を祝おう」をテーマに、大会スローガンを「なくそうバリア、ふやそうこころのバリアフリー」をもとに、小泉首相出席予定を初め、多くの要人が参列して開催されます。

当町には、障害認定者だけでも、3月31日現在600名。うち、身体障害者協会加盟者106名。こうした実情の中で、協会では、二度とない機会であり、代表者を参加させて、各国の社会における障害者のあり方、施策などなどのノウハウに接し、社会における障害者の生きるすべての権利について学び、当町における福祉施策及び教育の運営に資したく、参加を熱望しておられるが、現在の協会財政は、

実質、町助成金が7万円、社協よりの助成金が12万円、この中から上部団体等への負担金8万5,000円、残額10万5,000円、協会運営が精一杯であります。大会参加費支出は不可能である。以上の点から、大会参加費については町が考慮すべきであると考えます。町長の所信をお伺いいたします。

次に、学童保育についてお伺いいたしますが、完全週休2日制実施に伴い、低学年児童を持つ保護者を中心に、若いお母様方から、学童保育の必要性について切望の声が数多く上がっております。町として、子育て支援施策の観点から、学童保育の充実を図るべきであり、町長の施策についての考えを伺いたい。

次に、交差点における安全対策について伺いますが、この点については、以前にも何度となく要望してまいっておりますが、最も危険と思われる国道西11線の変則交差点、国道基線交差点、西1線北27号のJR路線を含む変則鍵型6差路交差点、道道吹上上富良野線東1線交差点、北3条東1丁目交差点などなどの対応策について要望しましたが、一向に確たる改善が見えません。一瞬間違えば人命にかかわる問題であり、早急に対応を図るべきであります。経過及び今後の対策についてお伺いしたいと思っております。

2点目に、JR上富良野駅前交差点に横断歩道の標識がなく、非常に危険であり、JR利用者から強い要望の声が上がっており、早急に改善すべきであると考えますが、対応についてお伺いいたします。

以上であります。

議長（平田喜臣君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 16番清水議員の御質問にお答えさせていただきます。

1点目の、DPI世界会議札幌大会への町身体障害者協会関係者の大会参加費を考慮してはどうかとの御質問であります。この大会は、身体障害者のみならず、知的障害者など、あらゆる障害者の集いであり、議員も御質問にありましたように、「なくそうバリア、ふやそうこころのバリアフリー」をスローガンとして開催されることは、まことに意義あるものと認識いたしているところであります。

議員からの御質問の大会参加費につきましては、町といたしましては、協会運営に対し助成を行っているところでありますが、このような臨時的な事業に対する助成は配慮していないわけであり。協会から要望があれば、どのような形の支援が望ましいのか、町としても検討してまいりたいと考えております。

次に、2点目の、完全週休2日制実施に伴う子育て支援施策として、学童保育の充実に関する御質問

であります。町といたしましては、青少年の学校外活動の充実を図るため、子供たちがゆとりを持って過ごすことのできる環境づくりを着実に推進するよう努力していくことが大切なことであると認識いたしております。当面の具体的な取り組みといたしましては、教育委員会が中心となって、家庭教育の充実やスポーツ少年団、子供会活動、児童館活動など、地域におけるさまざまな団体との連携を深め、学校休日における遊び、文化、スポーツ活動の場や、機会の提供などの推進に鋭意努力しているところであります。

議員から御質問の、学童保育所の設置については、二つの児童館の機能を最大限生かした効果的な運営を望む多くの保護者の意見があることや、週休2日制の普及により、各児童館で親子一緒に参加できる行事や、児童が創造力、表現力を養うことができる行事を、毎月土曜日の2回実施しておるところであります。また、両親が労働等により、昼間家庭にいない留守家庭児童等の放課後対応も行っているなど、児童館運営の一層の充実にも努めておりますので、当面は学童保育を設置することは考えておりません。今後においては、平成15年度に予定している町の児童育成計画、いわゆるエンゼルプランで、児童、家庭などの実態や、子育て支援に対するニーズ調査を行い、放課後児童健全育成事業としての学童保育について検証していく考えでありますので、御理解を賜りたいと思っております。

次に、3点目の交通安全対策につきましては、まず、国道西11線の交差点は、既に分離帯が設置され、改善が行われたところではあります。信号機の設置については引き続き公安委員会へ要望いたしてまいります。

また、国道基線交差点の改善対策については、開発局、公安委員会、町の3者で検討会議を開催して検討を進めてきておりますが、現状では信号機の設置は不可能であるとの見解が示されたことから、他の改善案について、関係機関との協議を進めているところであります。

次に、西1線北27号については、その後も地権者との協議を進めておりますが、現在のところ全地権者の同意を得るまでには至っていない状況にあります。今後も継続的に地権者と協議を進めてまいりたいと考えております。

また、北3条東1丁目交差点については、死亡事故の発生、交差点内事故も多いことから、交通量調査等を行い、信号機の設置を要望すべく、基礎資料の整備を終えましたので、本年度内に関係機関に要望してまいります。

信号機の設置、道路改良などの交差点安全対策に

関する整備については、予算や構造上の問題、また、関係機関での考え方などがあることから、時間を要している実態にありますことを御理解いただきたいと思ひます。

J R上富良野駅前交差点においては、歩行者の安全確保の観点から、横断歩道の設置について、平成12年4月、公安委員会と協議を進めたところではありますが、信号機の設置が伴わない横断歩道の単独設置は行わないとのことから、現時点では、お互い注意をいただきながら、安全の確保をお願いしたいと思ひております。

議長（平田喜臣君） 再質問があれば賜ひます。

16番清水議員。

16番（清水茂雄君） 各項目について再質問させていただきますが、初めに、D P I世界会議札幌大会における町障害者関係者の参加について、前向きなるお答えをいただきましたが、以前に町担当部署に要望があり、担当部署で、協会予算の中で配慮するようにとの答えであったと聞いておりますが、協会の財政事情及び大会の意義を熟慮の上、全面援助すべきであると考えております。追って、協会より要望があると思ひますが、その節は特段の配慮をお願いしたいと思ひます。参加の最も望ましい形としては、障害関係者数名及び社会福祉協議会または町担当部署からの参加も望ましいと考えておりますので、あわせてお考えいただきたい。参考までに申し上げますが、大会参加費用は、1名につき旅費7,660円、これは滝川からの特急料金を含めております。参加費2万5,000円、さよならパーティ費が5,000円、滞在費が1万5,000円掛ける4泊、6万円。合計で9万7,660円。仮に3名参加するといいたしますと、29万2,980円であります。

次に、学童保育について伺ひますが、児童の健全育成事業は、行政の中で最も留意し、施行しなければならない最重要課題であります。町長は、各団体との連携を深め、さまざまな機会の提供に鋭意努力している、また、各児童館で関連行事を毎月2回実施と答えたが、詳細なる内容説明をいただきたいと思ひます。今後、エンゼルプランで、放課後児童健全育成事業として学童保育について検証と言われたが、体制確立のめどはいつなのか。このような課題については、完全週休2日制実施までに万全の体制を整えるべきであったのではないかとと思ひます。今後にゆだねるなどはもつてのほかであり、早急に万全の体制を図るべきであります。再度、町長の誠意を持った答弁を求めます。

次に、交通安全対策について伺ひますが、1点目の国道西11線交差点は、道路改良に伴ひ、幅員が

非常に広くなり、観光シーズンに入ると交通量がふえまして、国道横断が困難になり、危険であります。早急に解決をお願いしたいと思ひます。

2点目の、国道基線交差点に信号機設置不可能の関係機関見解の理由について説明を求めます。

3点目の、西1線北27号交差点は一向に進展していない。解決を、地権者に同意を求めればかりでなく、J R側に解決策を求めべきでないかと考えております。27号道路は、現地で見たとくろでは、踏切をまっすぐにしていただければ解決するのでないかと思われます。なかなか地権者の同意を得るといふことは、地権者におかれましては農地であり、生活が係っているのて、2年間もその点で努力されたと思ひますが、今後、その点が同意を得られるとは思われがたいと思ひます。

なお、先ほどのお答えの中で、1点、お答え漏れがありました。道道東1線交差点についてお答え漏れがありましたので、この点についても見解を承ります。

5点目の、北3条東1丁目交差点については、積極的に取り組んでおられるようであるが、通学路でもあり、早急に解決をお願いしたいと思ひます。

6点目の、駅前交差点の安全対策については、お互いに注意して安全確保という問題ではないのではないかと私は思ひます。J R利用者は、通学学生と高齢者等が過半数を占めており、発車時間などの関係から、注意が散漫になり、列車への走り込み乗車などなどで非常に危険な状況を呈してあります。対応について今一度お答えいただきたい。

以上であります。

議長（平田喜臣君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 16番清水議員の再質問にお答えさせていただきます。

まず、D P I札幌大会の件であります。これにつきましては、先ほどもお答えさせていただきましたように、通常、この会に対しましては、通常の運営費に対しての助成しか行っていない。臨時的な部分については、どの組織も同じであります。制度の中で予算要求をしていただく何なり対応をしていただひて、対処しているのが現状でございます。この大会があることにつきましては、先ほど議員からの御質問にお答えさせていただきましたように、協会からの要望があれば、町としては検討してまいりたい。しかし、すべてが100%助成なのか、あるいは一部負担なのかという部分につきましては、例えばその事業内容によっては一部負担、あるいは自己負担という部分も生ずるのかなというようにも含めて、調整をさせていただきたいと思ひます。しかし、これはあくまでも協会から正式に

要望があればということで、御理解賜りたいと思います。

それから、学童保育につきましては、先ほどもお答えいたしましたように、来年度予定しておりますエンゼルプランに基づきました子育て支援全般にわたる計画を立てていきたいというふうに思っておりますので、御理解をいただきたいと思えますし、また、現在、議員の御質問にありました、週休2日制が実施される以前にその対応を図っておくべきではないかという御質問であります。週休2日制が実際に実施されて、児童の動向がどのように変わっていくのかという実態というものは十分認識して対処していかなければならないというふうに思っておりますのでありまして、ことし4月から始まりました週休2日制の中で、今後、児童がどのような形の中で対処し、それを行政として、地域として、家庭として、学校として、どうそれぞれに対処していかなければならないのかを十分に検討しながら、15年を目指したエンゼルプランに取り込んでまいりたいというふうに思っておりますので、御理解をいただきたいと存じます。それまでの間は、先ほど申し上げました2児童館におきまして体制を整備しながら、十分にその受け入れを進めてまいりたいというふうに思っておりますし、これらの中で、基本的に学童保育という施設を重視するのか、あるいは留守家庭のかぎっ子対策というものを重点に置くのか、そういったことも含めながらエンゼルプランの中では考えてまいりたいなというふうに思っております。現在では、かぎっ子対策、すなわち留守家庭における対応ということで、2児童館をフル活動してまいりたい。この2児童館が、もし施設的に狭く、オーバーフローするような状況にありますれば、例えば社会教育センター等々の中で対応できないか、また、他の施設で対応できないか、そういった部分をも十分検討してまいりたいというふうに思っております。現在は2児童館で十分な対応ができるという状況にあるということで、御理解をいただきたいと思えます。

それから、もう1点の内容等々につきましては、担当課長の方からお答えさせていただきます。

それから、交通安全の施設であります。これは議員が何度も御質問をいただいておりますのでありますが、今回の行政報告でも報告させていただいておりますように、常に関係機関には要望を展開しております。しかし、そう早く解決ができ得ないというので、議員もお考えのとおり、私自身もいらついでいるところでありますが、これらの部分につきましては、さきにもお答えさせていただきましたように、国道につきましては旭川開発建設部、道道関係につ

きましては旭川土木現業所、また、信号規制等につきましては公安委員会ということで対応しておりますので、これらの是正ができるように、今後もより一層要望を展開してまいりたいというふうに思っております。

まず、1点ずつ御説明申し上げますと、国道西11線の変則交差点につきましては、拡幅工事を終わって信号機の取り付けということでありますが、これはさきにもお答えしましたように、公安委員会に要請をしているところであります。何度も申し上げておりますように、富良野警察署管内に信号機が設置されるというのは数力所しかない、年間。そういう中で、最も危険な箇所から順次やっていくと。公安委員会の予算も少ないというようなことから、なかなか順番が回ってこないというのが現実でございますが、そういったことを含めながら、公安委員会には要望展開を継続して進めているところであります。

それから、国道基線交差点、これにつきましては、先ほどもお答えさせていただきましたが、開発、公安委員会、町の3者で何度も煮詰め、何度も現地調査をし、対応したところでありますが、跨線橋と交差点の距離が短く、勾配が強いと。その中で信号機を取りつけることは、追突事故を誘因させる危険性がある。勾配度数と距離との関係から、公安委員会としては信号機の設置については不可能であると。いうならば交差点整備を進めていかなければ、現状では信号機の設置は不可能であるという回答をいただいております。しかし、何らかの手法を考えてまいりたいというふうに、これらの是正策を今後も開発建設部並びに公安委員会、町として調整を進め、対処してまいりたいというふうに思っております。

それから、西1線北27号、JR路線であります。過去において、議員にも図面を見せて説明申し上げました。これはJRから、これでなければだめだという法規定の中で示されたもので、JRの認可を得て設計した図面であります。あれを変えることはでき得ないと。これはあくまでもJRさんの責任ではなくて、これは町の道路管理者として対処しなければならぬ問題であると。ただ、踏切横断に対しましては、交通安全上、こういうような部分、こういうような基準という中で規制されているということですので、あの提示しました図面で解決する道しかない。そのためには、地権者の了解を今後も根気よくお願いをして、対処していかなければならないというふうに思っているところであります。これらにつきましても、早急に対応できるように、議員のお力も、協力もいただければというふうに思っております。

次に、道道吹上上富良野東1線交差点でありますけれども、これにつきましても、信号機等々の設置を要請しておるところであります。横断歩道の設置をしない限り、道路改修、縁石を落として横断歩道の設置をしない限り信号機の設置ができないということでもありますので、これは道に対しても要望をいたしているところでもありますので、こういった予算措置というのは、なかなか今、公共事業予算というのは、特に道路事業予算というのが、国も道も、町も同じであります。減額されているというような中で、非常に厳しいということでもあります。引き続き要望を展開してまいりたいと思っております。

それから、北3条東1丁目交差点につきましては、先ほどもお答えさせていただきましたように、それらの対応が、調査等々も終わったので、引き続き公安委員会に要望を進めていくということできり進めてまいりたいというふうに思っておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

答弁漏れがあったようであります。

JR駅前交差点につきましては、先ほども申し上げましたように、これも道路構造を直さなければ信号機はつかない、歩道もつかないと。歩道と信号機は合体であるということでもありますので、これらにつきましても、今後、駅前周辺整備事業と絡みながらとり進めてまいりたいというふうに思っております。

議長(平田喜臣君) 次に、保健福祉課長、答弁。

保健福祉課長(佐藤憲治君) 16番清水議員の、児童館事業の週休2日制への対応の内容の御質問でございます。児童館事業としましては、児童に健全な遊びを与えて、その健康を推進し、そして情操豊かにするというを目的として児童館事業を運営しているところでございまして、この週休2日制の対応につきましては、毎週土曜日の2回の行事の内容でございますけれども、茶道とか七宝焼きとか、あるいはいろいろな楽しみゲームや何かを、児童館の構成員がいろいろ企画いたしましてやっている事業内容でございます。

議長(平田喜臣君) 再々質問があれば賜ります。

16番清水茂雄君。

16番(清水茂雄君) D P I世界会議札幌大会参加については、大変に前向きな御答弁をいただきましてありがとうございます。この点については、協会の方にも私からも報告しておきたいと思っておりますので、要望があり次第、早急に対応をお願いしたいと思います。なお、参考までに、7月15日までに申し込まなければ、何か参加費及び宿泊等について保証しかねるということでもありますので、できれば

その前に解決いただきたいというふうに考えております。

次に、学童保育についてであります。現在の町における学童保育については、いろいろな施策を講じておられますが、不十分ではないかと私は思います。というのは、多くのお母様方から、学童保育についての設置を何とかお願いしたいという声が多く上がっているということは、現状の施策ではまだ不十分なのではないかというふうに考えますので、熟慮の上、お考えいただきたいと思っております。

なお、交通安全対策につきましては、一瞬間違えば人命にかかわる問題ですので、要望して、あとは腕をこまねいているということではなく、もっともっと積極的に取り組んでいただきたいと思っております。

例えば国道西11線の変則交差点などは、どうしても信号機の設置が必要と思っております。例えば手押し信号等の設置ということも考慮に入れてはいかかなと。

また、基線交差点におきましては、前に一度申し上げたことがあるのですが、あそこは基線側から国道を横断する際に、非常に車が揺れます。ねじれるように揺れます。皆さんお通りになってわかっていらっしゃるのではないかと思うのですけれども、非常に車の走行が、困難とまでは言えないかもしれませんが、非常にスムーズに通り返けができないような実情にあります。特に冬などはスリップしますので、非常に危険です。というのは、国道側に轍ができております。そのために、ちょうど国道と基線との道路が幾分斜めになっている関係で、それで車の左右の車輪の通行帯の轍に入る間隔が違う関係で、車がよじれます。せめてああいう点だけでも、やはり国の方に改善を強く申し入れるべきだと思うのです。そうした点で、もう一度お考えを伺いたいと思っております。

また、先ほどの西1線27号の交差点におきましても、非常に車両の通行が、特に大型車両などは通行に非常に支障を来しているというような状況にありますので、早急に解決に向けて努力いただきたいと思っておりますので、お願いいたします。

以上、再度改善についての答えをお願いしたいと思います。何分にも、先ほども申し上げましたように、人命にかかわる問題ですので、解決に向けて最善の努力をお願いしたいと思います。

以上であります。

議長(平田喜臣君) 町長、答弁。

町長(尾岸孝雄君) 16番清水議員の再々質問にお答えさせていただきます。

まず、D P I札幌大会につきましては、先ほど来、お答えさせていただいておりますように、協会から

の要望があれば、その内容いかにによっては検討し、対応していきたいというふうに思っております。

また、学童保育の問題につきましては、これにつきましては、過去に教育委員会が父母のアンケート調査をした経緯もございますが、その中で、要望状況が、議員皆さん方からの御意見と違った父母の反応もありますが、さきに申しあげましたように、15年度につくりますエンゼルプランにおける対応の中で、十分父母の認識等々もお受けしながら対処してまいりたいというふうに思っております。先ほどもお答えさせていただきましたように、学童保育という施設が必要なのか、それともかぎっ子対策としての対応が必要なのか、ここらあたりで、同じ施設をつくっても中身が相当変わってまいります。そういったことも含めて、今後の課題として検討してまいりたいというふうに思っておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

それから、交通安全対策、これにつきましては、決して要望したからそれで終わりというようなことではなくて、常に公安委員会並びに道路管理者と調整をしながら、現地調査をしたり、いろいろな対応をいたしております。そういう検討を加えた結果の回答をいただいております部分、そしてまた、正式の回答をいただけない部分、それと、さきに申しあげましたように信号関係、財政投資の係る部分についてはなかなか難しいというお答えの中で、要望を展開してきております。議員がおっしゃるように、人命にかかわる問題でありますので、私といたしましても、これにつきましては滞りなく常に要望展開と実施方の促進をお願いしております。

また、27号の踏切につきましては、これは町にとって重要な観光道路の一部であります。これは早急に何とかしなければならぬということできり進んでいるところであります。やっとJRさんの許可を得たと。許可と申しますか、方向を定めていただいたということですが、なかなか地権者との調整がつかないというようなことで、滞っているということですが、このことにつきましても、町の観光道路として、西側27号道路は整備、充実させていただきました。ところが、日の出公園に向かう東側27号道路の整備がまだ残っているということも含めて、十分今後の対応を図っていきたいというふうに思っておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

議長（平田喜臣君） 以上をもちまして、16番清水茂雄君の一般質問を終了いたします。

この際、暫時休憩いたします。

午後 2時36分 休憩

午後 2時55分 再開

議長（平田喜臣君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、12番米沢義英君。

12番（米沢義英君） さきに通告してありました点について質問いたします。

近ごろでは、観光行政も大きくさま変わりしています。従来の名所旧跡回りから、体験型の観光などを取り入れるなど、観光旅行そのものの内容が変わってきているのが実態であります。例えば、農村観光、自然体験型の観光等、多様な広がりが今あるという状況です。また、住民の中にも、そういう観光のさま変わりをきちっとキャッチしながら、独自の考えでまち起こしをしようとするグループ、あるいは個人も出てきているという状況、新たな芽が出てきています。そういう意味では、行政としても、そのような住民の思いや観光者のニーズをきちっととらえ、運営体制を強化するということが今求められています。ところが、町においては、その運営体制が必ずしも十分とは言えないという現状があります。今、ラベンダー観光においても、全国的にラベンダーが植栽されるという状況になり、特に上富良野町でなくてもラベンダーが見学できるという状況にもなっています。しかし一方、上富良野町のラベンダー観光の地の利を生かす、これも本来の行政の役割です。町においても、住民と、また関係機関と一緒に、将来の上富良野町の観光というのはどうあるべきかという点でもきちっと話し合っ、て、見直しをする時期にかかっているというふうに考えますが、この点についての町長の見解等について求めます。

あわせて、近ごろでは日の出公園の出店調整のおくれ、これが問題になっています。昨年、そしてことしという形の中で、相変わらず出店業者に至っても調整がなかなかされないという不満の声が出て、業者にしてみれば大切な収入源であり、さらにさかのぼってみれば、仕入れから販売の計画のめどをきちっと立てる大切な時期であり、そういう時期に出店の調整がおくれるということは、まさに業者にとっても営業にとっても死活問題だと言わなければなりません。今後、このようなことを二度と起こさないためにも、町においてこのような体制をすばやく調整を行う、これが今求められていると考えますが、どのような対応をされるのか、お伺いいたします。このような対応のおくれについて言えば、この従来型の観光に余りにもこだわりすぎるか、あるいは観光旅行のさま変わりしたその現状をきちっとつかまえていないか、あるいは行政の運営体制の人員配置

等の不備等がこういったおくれに拍車をかけるという状況になっているものと考えます。

次にお伺いしたいのは、農業行政の問題で、BSE対策の問題についてお伺いいたします。

BSE対策のおくれが今でも尾を引いているという状況の中で、農畜産物にいろいろなしわ寄せが起きているという状況があります。当上富良野町においても、畜産農家、酪農家初め、その風評被害の広がり等も考えれば、大きな経営にも悪影響を及ぼして、価格の低迷という状況の中で、経営に深刻な、また大きな打撃を与えるという状況であります。廃用牛を初めその他の畜産価格においても、従来の高い時期よりも価格が3分の1以上に低下するという異常な事態で、廃用牛に至っては、地方の処理場に運ばなければならない。この背景には、万が一この上富良野町でBSE、こういうものが発生するという状況になれば、風評被害が広がり、このまち全体のイメージ、富良野全体のイメージも崩れるという状況の中で、処理場に忍びなく出しているというのが実情であります。また、当然、出せば費用も1頭4万円からかかりますから、その対策にも追われるという状況で、この富良野沿線においては、中富良野町、富良野市において、この搬送費用にかかわる費用の半分等を補助するという状況になっており、当町においても早急な対策が必要と考えますが、この点についての町の対応をお伺いいたします。

次に、保育行政についてお伺いいたします。

西保育所の民間委託の話し合いが、この間、保護者と、3月14日から3回持たれました。さらに保育所の民間委託反対の署名が、約1カ月間で2,682名の署名が町に提出されるという状況になりました。この間の話し合いの中で、保護者は町の進めようとしている民間委託に対してどうも納得できないという状況があります。それは、保護者に十分な説明もなく、一方的に平成15年から民間委託をするという話が保護者に伝わった途端、余りにも早急であり、心の準備もできない状況の中で、委託というのは納得できないという声が上がりました。当然ではないでしょうか。それにあわせて、事後対策として、町においても保護者に対する説明会が開かれましたが、しかし、これもお粗末なものであり、保護者の納得できるだけの十分な説明がされない、こういったところにも大きな不満を抱かざるを得ないという状況になりました。今問われているのは、保護者に猶予期間をきっちり与えて、そして何年かかっても、この西保育所の問題について、保護者の話し合いをきっちり行う。平成15年という委託期間を撤廃、白紙に戻して、十分な納得できる期間を保証する、これが開かれた行政のあり方ではないかと考

えます。

なぜここまでこういう問題がこじれたのか。その原因は幾つかあると思いますが、私は、その点で言えば、第1番目に、子育て支援の充実、そのために必要な財源の移行を委託という形で行い、財源の確保をして充実にあてるということを町の説明では強調しておりますが、しかし、これは第2課題であり、財源の確保を優先する、これから始まるうとするしろがね灌排事業や保健センターの建設、あるいは財政の維持管理上に多額の費用がかかるという形の中で、子育て支援は二の次であり、財源の確保を優先する余りに、十分な保護者に納得できる説明が行われなかった、ここに大きな問題点があり、また、保護者との間でのいざこざが絶えないという状況になっているものと考えます。ここを根本的に見直すべきではないでしょうか。町長に改めてお伺いいたしますが、もう一度白紙に戻して、十分な話し合う期間を設けるべきだと思います。

次にお伺いいたしますのは、子育て支援の強化ということをうたっています。しかし、この間の保護者への説明でも明らかなように、説明内容が一転二転する。そして、保護者から初めて説明があって、必要な書類も提出する、こういう状況であります。また、担当者の話を聞いていても、子育て支援に対する考えが定まっていないというのが状況であります。ですから、こういうところにも見られるように、子育て支援の充実をするのであれば、また、保育行政の充実をするのであれば、それなりにふさわしい話し合い、そして計画を持った後に、具体的などころまで保護者に説明する、こういう対策がないもとの委託というのは中止すべきだと思いますが、この点についての町長の見解を求めます。なおかつ、これでもやめずに15年という限度で民間委託を進めようとしているのか、答弁を求めます。

次に、名誉町民制度の問題についてお伺いいたします。

町では、社会に貢献した方に対する表彰制度があります。しかし、その制度の中にも、時の流れにあわない制度も出るという状況です。法の前には、私たち人間はそれぞれ平等であり、等しいということが言われています。当然、社会に貢献した人に対する評価は大切にしなければならぬと考えますが、しかし、この表彰制度においても、過度の制度であってはならないということではないでしょうか。今、地方においても国会においても、特権を生かしたこの制度はなくすべき、これは当然のことです。我が町においても、名誉町民に対する四つの特例が与えられています。その中でも緊急に見直し、そして廃止が必要だと考えるものについては、年50

万円の年金給付を見直し、そして廃止の方向で検討すべきだと考えますが、この点についての見解を求めます。

次に、生涯教育についてお伺いいたします。

今、若い世代の活字離れが言われています。本の読み聞かせや、乳幼児の健診時に絵本を贈る運動、ブックスタートが、自治体で今取り組まれています。そして広がりを見せています。2001年には21自治体だったのが、2002年の6月に入って169の自治体に広がり、今後、300まで広がると思っています。その背景には、親子関係の希薄化が起因すると思われる少年犯罪や児童虐待などの多発、大きな社会問題となっています。こういう問題を少しでも変えるために、赤ちゃんのときから絵本を読んであげることによって、言葉かけの行為で親子の絆とコミュニケーションを深める機会ともなるとされて、今、大きな話題になっています。乳幼児健診に参加したすべての参加者に、絵本や読み聞かせアドバイス集などが入ったブックスタートパックを、図書館員と保健師さんが、説明の言葉と、そしてプレゼントするというものであり、赤ちゃんと保護者が一生にわたり図書館を意識し、利用する、生涯学習の下地を造成する機会となるという点でも大切なことではないでしょうか。町においても図書館の利用頻度がふえてきており、また、子育て支援についても、本の読み聞かせ初め乳幼児に対する子育て支援の強化をうたって、生涯学習の一環として、今、強調されています。そういう意味では、町としても、この大切なブックスタート、これをきっちりと将来の町の計画に入れて、実施検討をすべきだと考えますが、この点についての教育長の答弁を求めます。

議長（平田喜臣君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 12番米沢議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、1番目の観光行政についてであります。平成13年度の我が町への観光入込客数は100万人を超え、前年比126.1%となったところでありますが、半数が国道沿いの大型施設の通過型観光客であり、宿泊者数については7万1,300人と、入込数の7.1%程度になっている状況であります。景気がなかなか回復しない中、観光目的も変わりつつあり、見る観光から、ウォーキングに代表される体験型に、団体行動から小グループに、また、地場の安全でおいしい食べ物に、あるいは体を癒してくれる効能の高い温泉にと変化してきております。

また、町を代表するラベンダー観光についても根強い人気がありますが、バイオ技術により新品種が開発され、どこでも栽培が可能となることから、

ラベンダーを後継できるような観光資源を育てていくことも必要かと考えておるところであります。今、全国的には富良野の中の上富良野であります。自然景観、農畜産物、観光ボランティアの方々の温かいおもてなしなどの資源を生かし、地域性豊かな通年型の観光を目標に、町、観光協会、関係の事業者、生産者が、それぞれの役割を担う中から、町のアピール力を高め、新たな客層への対応と、リピーターをふやしていくこと考えなければならないと考えております。平成元年に策定いたしました町観光開発基本計画も、時代の変化に沿ったものとなるよう、また、まちの資源をもう一度見つめ直すことも必要であることから、現行の計画を見直したいとも考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、日の出公園の観光売店の質問についてであります。例年、ラベンダーの開花時期の7月1日から1カ月間、日の出公園内に店舗の出店を許可し、営業いたしているところであります。例年、この出店に際しましては、ラベンダーまつり実行委員会の会議を経て、その後開催される出店者会議において、留意事項、申し合わせ事項などについて協議を行い、5月末までには調整を終えているところであります。本年につきましては、事務局の対応ができており、出店予定者に不安を与えたことを深くおわびを申し上げる次第であります。なお、出店者調整会議は、おくれましたが、昨日終了し、出店、営業に支障のないよう取り計らったところでありますので、御理解をいただきたいと思っております。

次に、2点目のBSE、いわゆる狂牛病対策についてお答えいたします。

BSEについては、昨年、平成13年9月に国内で初めて発生し、本年5月には北海道で4頭目が発生する中で、肉牛経営では牛肉価格の下落が続き、経営に対する不安があるものと考えております。また、酪農においても、廃用牛の出荷が停滞することで、乳牛の更新もおくれていくこととなり、生乳生産の減少につながり、結果として経営を圧迫することになります。このことから、国、道、市町村、農協などでは、経営圧迫解消の一端として、肉用牛肥育経営安定対策事業、大家畜経営維持資金などの事業を推進しているところであります。

御質問の、廃用牛の輸送費用に対する支援につきましては、酪農における廃用牛だけでなく、肉牛の出荷についても検討しなければならない課題であることから、その推進策については、農協など関係機関と協議、調整中であり、具体的提案ができるよう考えておりますので、御理解を願いたいと思っております。

次に、3番目の質問の保育行政についてお答えいたします。

まず、1点目の西保育所の委託に対する反対署名についてであります。2,600余名の署名の重みは強く認識しているところであります。委託に当たっては、保護者の皆さんが持たれている不安や疑問点をいかにして払拭し、御理解いただけるかが重要でありますので、なお十分に話し合いを重ねながら、委託事業について判断していく考えであります。

2点目の、説明も十分でない中で委託は中止すべきではないかとの議員のお考えにつきましては、今後予想されます少子化の進行とともに、女性の就業機会の増大や、社会情勢の変化に対応した総合的な子育て支援施策の整備が必要なことから、町では、国や道のエンゼルプランを基本に、平成15年度に児童育成計画を策定し、子育て支援策の充実を図っていく考えであります。

西保育所の委託化計画については、行財政改革実施計画に基づき、多様な保育サービスの対応や、子育て支援事業の充実を図るために、民間活力を取り入れることにより、限られた職員の配置や限られた財源を効果的に、効率的に活用することができ、町全体の子育て支援策を向上させることをねらいとしており、引き続き保護者の理解と協力を得ながら進めていく考えであります。

次に、4番目の名誉町民の制度についての御質問にお答えいたします。

名誉町民に対する年金の給付については、その功績を顕彰することにふさわしいものと思っておりますことから、廃止する考えはありません。この名誉町民制度は、地域の社会文化の交流または町の発展に功績のあった方に対し、その功績を讃え、尊敬する意味で、広く町民の意思をもって条例化された経緯にありますことから、その趣旨に沿って、長く後世に伝えていくことが責務であると自覚しております。

議長（平田喜臣君） 次に、教育長、答弁。

教育長（高橋英勝君） 12番米沢議員の生涯学習に関する5点目の質問にお答えいたしたいと思います。

乳幼児期は、生涯にわたる人間としての健全な発達の基礎を培うとともに、能力を育むための極めて大切な時期にあります。また、子供は国の宝であり、地域の宝、町の宝でもありますので、今後、健やかに育てるための乳幼児期教育の充実が望まれているところであります。また、近年、心の滅入のような、親子関係の希薄化が起因すると思われる少年犯罪、児童虐待などが多発し、大きな社会問題となっております。このようなことから、町教育委員会においても、子育て支援を目的に、保健福祉課との連携を図り、幼稚園や保育所の入所前の子供と母親の教室

を開設し、また、1歳未満児や1歳6カ月健診のほか、心のケアを行うなどの家庭教育事業を実施しているところであります。

御質問の、赤ちゃんに対するブックスタートパックの贈呈については、赤ちゃんのみならず、乳幼児期に本を読んであげることによる言葉かけの行為が、親子の絆とコミュニケーションを深める機会につながるばかりでなく、子育て支援のさまざまな情報と機会の提供等に結びつき、効果を上げている他市町村の実例もございます。また、読書への動機づけを図ることで、親子の健やかな生活を願い、効果を上げられるのであれば、これから前向きに取り組まなければならない大切な課題であると再認識しているところでございます。議員からの貴重な御提言につきましては、単に保護者に本を贈呈するのではなく、指導体制の問題等の条件整備の課題もありますので、今後、事業効果を上げている他市町村の事例を参考に検討させていただきまして、当町での取り組みを明確にするよう努力してまいりたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

議長（平田喜臣君） 再質問があれば賜ります。

12番米沢議員。

12番（米沢義英君） 最初に、名誉町民制度についてお伺いいたします。

町長は、功績をふさわしい形で讃えている制度だから、廃止の意思はないということをおっしゃられております。しかし、このような名誉町民制度というのは、いろいろな形の中で、いわゆる表彰されていたとか、当然その気持ちというのが既にあらわされています、自治功労賞とか。そういう意味では、もう既にそういう時点で、名誉町民に至っても、きちっと尊い、いわゆるきちっと評価された形の中で、やはりこういう思いを伝えて、伝わっているわけですから、そういう意味から考えれば、この年金を、年額50万円給付するという問題とは全く切り離して考えてもいい内容でありますし、また、そういう時期だと私は考えています。今、国会等においても、こういう特例はやめよう、そして年金制度は廃止し、見直そうという形の中で、国民からも論議がわき起こり、また、これに対する必要な対策をとらなければならないという形の中で、今、見直しも行われています。

そういうことを考えたときに、当町においても、今、四つの制度がありまして、長くこの功績を讃えると、これはとても大切なことです。町の施設使用についても特典を与える。3番目には、年金給付をする。そして4番目には、町の諸行事等についての招待をするということの四つの特典が与えられています。

これだけの特典が与えられているわけですから、この一つ一つを見ればいろいろ課題もありますが、当面、やはりこの年金制度というのは、住民の感情からしてもなじまない制度になってきているというふうに、やはり声も上がっています。そういう意味では、もう一度確認いたしますが、町長独自の判断も大切だと思いますが、この報奨審議会制度や、あるいは何らかの形でこの問題をもう一度見直して、審議にかける必要があると思いますし、仮に、どうなるかわからないとしても、もう一度廃止をやはり前提とすべきだと思いますが、この点について改めて町長の見解についてお伺いいたします。

次に、観光行政についてお伺いいたします。

この間の出店のおくれというのは、昨年もそうだったのですが、いろいろ聞きましたら、人手不足だという話もあります。いろいろなホームページの開設等もありまして、そういったところにいると対処するための手間がかかっているという話もあります。そういう意味では、観光そのものに対する、やはり町の思い、あるいは進め方等を見直すというところは町長話されましたが、どういう形の中で見直されようとしているのか。体制も含めて、その点、もう一度確認しておきたいと思います。この出店の調整のおくれというのは、そういったところからも来ておりまして、認識のずれですね。業者にしてみれば、仕入れから、もう年度当初から、いうなれば昨年度から、来年度の出店は何月から始まるから、それに対して何ぼの売上げが伴うだろうという予想も含めて、仕入れから人の配置からやはり決めるわけなのです。そういうものがどんどんどんどんおくれて、6月にずれ込むということになったら、当然、その計画すらやっぱり根本から狂うことにもなりますし、また、ことしに至っては、ラベンダーの咲く時期が早いという状況もありまして、もう既に一定の観光客も来ているという状況もありますから、そういう意味では、大きな精神的な痛手も被っているという状況です。この答弁書を見ましたら、おくれもあって大変申しわけないが、それに十分対処したということが簡単に表現されておりますが、そういう簡単な話ではないということを町長御存じなのかどうなのか、この点、大変な問題ですから、改めてこの点の認識等についてお伺いいたします。

BSEの問題については、対処するということがあります。いつごろ、何月をめどに、この具体的な対策が出てくるのか。そして、大体搬送費にかかわるどのぐらい支援策を講じようとしているのか、この点についても改めてお伺いしたいと思います。

次に、保育行政の問題についてお伺いいたします。

町長は、委託期間については、一定の判断が、十

分保護者の方々と話して、話し合いがなかなかつかない場合でも、15年は、これは譲らないということをおっしゃっております。余にもひどい話だと思ふのです。例えば東川町を見ますと、ここは幼保一元化に向けて今スタートして、この10月から施設も完成して、子育て支援の強化に今スタートしました。ここの現状と上富良野の現状は違いますが、子育てという点では、保護者の理解を得るという点では同じです。当然、幼保一元化ですから、幼稚園と保育所が一緒になるわけですから、これは保護者の問題にとっても大事なものです。料金体系はどうなるのか、4時で帰っていた子供たちはどうするのかと、いろいろな話があります。ここはどうしたかということ、約2年半前から、具体的に幼保一元化になったときにこういう問題があって、保護者にはこういう点が不利です、メリットもこういうところがありますというような、具体的なやはり話し合いを積み重ねて積み重ねて、ようやくここまで到達するという状況になっているわけなのです。それからしたら、上富良野町のやり方というのは、財政改革が先で、子育て支援というのは後なのです。だから、この説明会に至っても、説明が十分できない、資料も十分そろっていない、保護者にこういう問題の説明資料がほしいと言われて初めて出すという状況なわけです。ですから、そのことを考えてみても、やはりきちっと話し合う期間を、最低限、必要最小限、私は持つべきだし、そういう意味では、この15年の委託を白紙に戻して、もう一度組み立てから始まって、保育の問題、子育て支援の問題に対する組み立てから始まって、どうするのかということを引ききって展望ができた時点でもう一度話し合うというのが筋だと思いますが、町長はこの点についてどういうお考えなのか、もう一度お伺いいたします。

確かにエンゼルプランを作成しなければ物事が進まないという問題ではないと思うのです。基本的に子育て支援に対するいはがどこかしら欠け落ちている。思いはあっても、それが強いのか弱いのか、この違いによって、計画のおくれや、あるいは保育所に対する問題提起、保護者に対する投げ方、こういう問題が後手に回っているというのが実態だというふうに私は考えています。児童館にしてもそうです。学童保育所をやっているかと思ったらやっていない。アンケート調査をやった。そのアンケート調査の中身も問題がある。こういうわけですから、こういった点で、引き続き私は中止すべきです。保健センターの建設もやめて、将来の財政が大変だということのだったら、その財源をきちっと確保できるような体制をきちっととるべきだというふうに思いますが、この点について、改めて町長の見解を求めます。

次に、教育長の答弁に対して回答をさらに求めたいと思いますが、十分この趣旨については御理解もされていると思います。もう既に恵庭市においてはこういう制度を使って、保健師さん、あるいは学校図書司書等々と協力しながら、これはやはり子育て支援には欠かせない、やはり充実するという点でも大切だという認識の中で、一体感の中で、子育て支援の強化の一つとして取り上げているというのが実態です。よく聞きましたら、もう既に、赤ちゃんとはいえ、0歳から9カ月の間で、言葉をかけ、色のついた絵本を見せることによって喜びの感情をあらわす、そういうすばらしい赤ちゃんが表情を見せてくれるということです。そういうことを考えたときに、きちっとやっぱりこういうものを上富良野町の子育て支援の一つとして位置づける、そして親子の関係をきちっと成長させていく、そこには親も成長するし子供も成長するだけではなくて、行政も成長する、そして住民も成長するという、いわゆる循環型の、今言われている循環型の子育て支援やつながりが生まれるという点でも大切なことです。そういう意味で、この問題等について、いろいろな課題があると思いますが、今後、十分やはり検討し、その目的をきちっと定めてやる値があると思いますし、今後、どのような展開を心がけようとしているのか、その課題もあると思いますが、改めて確認の意思を伺いたいと思います。

議長（平田喜臣君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 12番米沢議員の質問にお答えさせていただきます。

まず最初に、名誉町民制度の問題であります。この問題につきましては、やはり名誉町民に、議会の議決を得て対応させていただいた方々に対する町民挙げての功労に対する感謝の気持ちというようなことから、私としては、先ほどお答えさせていただきましたように、継続して実施をいたしていくつもりであるところであり、議員の方には廃止すべきという声が耳に届いているというお声ですが、私のところには廃止すべきという声は届いておりません。これらにつきましては、これから町民の皆さん方と十分話し合いをしながら、今後の課題としてとり進めさせていただきたいと思いますが、今現在、よその町村がそうだからこうだということではありませんが、上川管内20カ町村の中で、20カ町村すべてが名誉町民制度を実施して対応している。その中で3町だけが、功労金等々の中で名誉町民の年金制度を実施していないところがあるというふうにお聞きいたしております。町といたしましては、この制度を、先ほどもお答えさせていただきましたように、町民の多くの意思で制定された制度で

ございますので、私といたしましては、継続して対処していきたいというふうに思っております。

それから、2番目の観光行政であります。出店者の皆さん方には大変御迷惑をおかけしたと、深くおわびを申し上げたいと思っております。私といたしましては、この問題は単なる事務職員の事務の対応のおくれということで認識いたしております。職員の配置につきましては、過去におきましては、商工観光係長という職務で、兼務で対応させていただきましたが、観光行政の推進と商工業の推進を図ることを目的として、観光係長と商工係長と、1名増員して、体制を整備し、進めているところであります。その増員して進んでいる中で、このような不始末を起こしたということにつきましては、関係者に深くおわびを申し上げるとともに、議員から御質問ありましたように、私も商工会の中で、この対応につきましては、その役を務めさせていただいた経緯もございますので、そのおくれがどのように商店の出店者の皆さん方の気苦労があったか、心配があったかということについては十分認識をいたしております。つもりでありまして、深く反省をし、このことの問題を承知した即指示をし、先ほどお答えさせていただきましたように、昨日、出店者が会議を開き、対応を図れて、例年のとおり7月1日から対応でき得るようにとり進めさせていただいているということで、御理解をいただきたいと思っております。この点につきましては深くおわびを申し上げたいと思っております。

それから、3番目のBSE対応についてであります。議員から御質問ありましたように、乳牛の廃用牛等々の輸送につきましては、その輸送の費用の一部負担を行政として対応していこうということを含めて、議員から御質問ある以前に、産業建設常任委員会にこの問題につきましてお諮りをいたして、説明を申し上げ、この論議を重ねさせていただいているところでございまして、これにつきましては、関係機関との調整を済ませた上で、早急に補正等々の対処をさせていただく予定でありますので、御理解を賜りたいと存じます。

最後に、西保育所の委託であります。東川町と同じように、町は保育一元化を図ろうとしているのではない。ただ単に、保育所を民間に委託をします。今、町が直接運営しておりますけれども、これを民間の活力を導入し、民間にお願いするということがあります。民間がやればサービスが低下する、あるいは行政がやればサービスがよいということには相ならぬと私は思っております。その辺の考え方が議員とはちょっと違うのかなというふうに思いますが、私は、民間の活力を導入することによってできる行政事業は、あらゆる面について民間に委託を

して対応していこうというのが私の行政推進の考え方です。そういう中にありまして、今回、この西保育所につきましても、民間に委託をして経営をしていただくということでありまして、これらにつきまして父兄の皆さん方が御心配しているのは、民間がやればサービスの低下につながるのか、民間がやれば料金はどうなるのかというようなことの御心配、不安等々があるわけでありまして、これらにつきましては、議員御指摘のとおり、我々の説明責任が十分果たされていないということを十分に認識いたしておるところでありまして、今後、父母の皆さん方に十分子どもの立場における説明責任を果たして、父母の皆さん方の御理解を賜り、15年4月1日から委託対応ができ得るのかどうか、これらにつきましては基本的には父母の皆さん方の理解をいただくということを前提とした中で、最終的な判断を私としてはしたいと思っておりますので、御理解を賜りたいと思います。

議長（平田喜臣君） 次に、教育長、答弁。

教育長（高橋英勝君） 12番米沢議員の再質問にお答えしたいと思いますけれども、子育て支援の中のブックスタートバック、これも名称を、初めて議員から提言いただきまして、早速北海道の町村でやっております恵庭市の資料をインターネットで引っ張っていただきまして、中身も検討させていただきました。確かに0歳児から1歳児の中でこんなに効果があるということについては、僕も子育てが終わっているものですから、余りあれだったのですけれども、いずれにいたしましても、今後の対応につきましては、ただ本を買って母親にやるのではなくて、本を読み聞かせることの指導体制の問題、場所の問題、いろいろありますので、前向きに検討させていただきますということで、条件が整ったら、私も、うちの町はまだまだ子育て支援には力を注がないとならない課題だと思っておりますので、条件が整い次第、また、保健福祉課の指導体制の問題もありますので、私たち素人が、母親にブックをやるときに、ただこれを赤ちゃんに読んであげなということにもなりませんので、保健課と十分連携をとりながら、条件整備を早期に検討してまいりたいと思っておりますので、御理解いただければと思っております。

議長（平田喜臣君） 再々質問があれば賜ります。

12番米沢議員。

12番（米沢義英君） 観光の問題についてさらにお伺いしたいのは、単に事務職員の処理のおくれにとどまらない問題だと思います。この問題で片づけられたら、これはたまったものではないわけで、そこにいるのは、当然、上司であり町長であるわけ

ですから、その指導監督はどうだったのかということが問われている問題だということなのです。事の大小はあるかもしれませんが、ここだと思っております。町長。どうもここら辺が、町長の認識されているところとはちょっと違うのではないかというふうに思うわけですが、この指導監督がきちっと掌握されていけば、どういう手順でいわゆる事務手続は進められているのかということが適時適所で掌握されていけば、こういうことが未然に防げるということだと思っております。簡単だと思っております。ここがされていなかったからどんどんおくらせていったということで、その指導に当たった上司や町長はどうだったのかというところを、私はもう一度、この反省に立って、今後こういうことを二度としないと、やっぱり全体の町政においても、やはり観光の進め方についても、そういう認識を持つということ、これが大切だと思っておりますが、この点についてもう一度町長の考え方をお伺いいたします。

保育所の問題であります。たまたま東川町の事例を挙げまして、私は幼保一元化をしると言っているわけではありません。何が問題だったのかというところを考えたときに、やはり下準備なのです。やはりそういう手順を踏んだか踏まないか。町長は答弁の中で、幼保一元化と保育委託というのはちょっと違うと。確かに内容的には違います。けれども、保護者にしたら同じなのです、保護者の立場から見れば。やっぱりそういう立場から見れば、おのずと行政は、委託に当たってもどうしなければならないかというところを、やはり2年、3年かけて、こういう問題について、子育て支援について、その中の保育所は、位置づけはこうですよというところを指し示すというところが、委託する、しないは別としても、必要最小限、ここがやはり行政が必要最小限やるべきことだったのではないかと。だから、今からでも遅くない。もう一度この問題については、15年という期限を区切ることなく、白紙に戻して一からスタートすべきだと思いますが、この点、確認したいのと、なおかつ、町長は一定の時期に判断したいと言っていますから、15年度からやりたいということだというふうに思いますが、これはそういう方向で進めたいという形の内容なのか、改めてお伺いいたします。こういう体制の中でやりますと、本当に子育て支援の保育所の充実が図れるかどうかという点でも、大きな問題点があります。各都道府県のいわゆる知事や市長さん等、自治体にあった保育計画の指針の中にも、そういう地域の方々、やっぱり家庭、子供たちとよく話し合った中で、保育行政の指針というものをやはり立てなさいということが指導の中にもあるわけですから、こういういろは

をきちっとやらないで委託と言ったところに、十分説明されなかったところに問題があるわけですから、こういう通達すらも必要最小限守っていなかったということなのです。ここを私はよく考えていただきたいし、当然、この委託はやめるべきだと思いますが、もう一度確認いたします。

名誉町民の年金給付制度の廃止の問題ですが、それではお伺いいたしますが、これを審議にかけるという用意があるのかどうか、この制度そのものについて。この名誉町民の、年金の部分にするかどうかは別としても、きちっと審議にかけて、この制度を見直すということもできないということですか。そこもできないというのだったら、どうもおかしいというふうに思います。これは本当に過度な、やっぱり特権的な制度だと思うのです。やはり住民にしてみたら、いろいろな形に表彰制度があるから、そこで既にその人の功績というのは讃えられているのではないかと。そのことを考えたときに、等しく住民だってそれぞれの貢献をしているのだと。こういう特権的な制度を与えていいのかというのが住民の感情なのです。このことを考えたときに、答えはすぐ出てくるのです。町長、もう一度この点について明確な答弁を求めます。

議長（平田喜臣君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） まず、観光行政の方から、出店者会議のおくれ等々に対する指導監督の問題につきましては、これは御承知のとおり、私自身も認識し、即ちこの問題を承知したときから、助役において指導、注意をし、即対応しているところであります。これにつきましては、基本的には一般職員、係長等々は、管理職が指導監督をしていくというのが基本であります。そういうような部分の問題点が生じているということにつきましては十分反省をいたしております。この問題につきましては、助役を通じて十分指導の徹底を図っているところでありますので、御理解を賜りたいと思います。

それから、2番目の西保育所の問題ですが、議員も御承知のとおり、私が初めて参加させていただいたときにも、父母の皆さん方に、行政としての説明責任の不十分さについては深くおわびを申し上げ、今後、父母の皆さん方の御理解を得るように、最大の説明責任を果たしてまいりたいと。そういう中であって、今後、父母の皆さん方との説明をしながら、理解を得ていくように努めてまいりたいと。その父母の皆さん方の理解の状況を見極めながら、私としては最終的な判断をいたしてまいりたいということでお答えさせていただいております。今も私といたしましては、父母の皆さん方の御理解をいただく

ことを大重点にし、行政としての説明責任を十二分に果たしていくということに対応しながら、15年の4月1日に対応するのかどうか、これにつきましては、私といたしましては最終決断をしなければならぬというふうに思っております。ただ、この問題につきましては、15年まで待っておれない、基本的には児童の保育所入所の募集をするのは12月から始まるわけでありますから、その以前に対応していかなければならない。その時期に間に合うようなどころで、私としては最終決断をしていきたいというふうに思っております。議員のおっしゃるよう中止する考えはございませんということで御理解をいただきたいと存じます。

それから、名誉町民の条例の問題ですが、私は先ほどお答えさせていただきましたように、現在のところ、私自身としてはこれを見直す考えはございませんということで、御理解を賜りたいと思います。このことは、一般の表彰制度とは違って、この名誉町民につきましては、議員の皆様方の議決をいただいて、そして対処しているということで、それだけ重みのある、町に対する功績者に対する感謝の気持ちと申しますか、そういう対応をさせていただいておるといようなことから、現状で、私自身はこの問題に対して、町民の方々、各方面から問題視をしていることを把握しておりませんので、私としては、現在、見直す考えは持っていないということで、御理解を賜りたいと思います。

議長（平田喜臣君） 以上をもちまして、12番 米沢義英君の一般質問を終了いたします。

散 会 宣 告

議長（平田喜臣君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

明日の予定につき、事務局長から報告いたします。

事務局長。

事務局長（北川雅一君） 御報告申し上げます。

明6月19日は本定例会の2日目で、開会は午前9時でございます。定刻までに御参集賜りますようお願い申し上げます。

以上であります。

午後 3時53分 散会

上記会議の経過は、議会事務局の調製したものであるが、その内容の
正確なることを証するため、ここに署名する。

平成14年6月18日

上富良野町議会議長 平 田 喜 臣

署名議員 西 村 昭 教

署名議員 石 川 洋 次

平成14年第1回定例会

上富良野町議会会議録（第2号）

平成14年6月19日（水曜日）

議事日程（第2号）

第 1 会議録署名議員の指名の件

第 2 町の一般行政について質問

出席議員（19名）

1番	中村有秀君	2番	中川一男君
3番	福塚賢一君	4番	笹木光広君
5番	吉武敏彦君	6番	西村昭教君
7番	石川洋次君	8番	仲島康行君
9番	岩崎治男君	10番	佐藤政幸君
11番	梨澤節三君	13番	長谷川徳行君
14番	徳島稔君	15番	村上和子君
16番	清水茂雄君	17番	小野忠君
18番	向山富夫君	19番	久保田英市君
20番	平田喜臣君		

欠席議員（1名）

12番 米沢義英君

地方自治法第121条による説明員の職氏名

町長	尾岸孝雄君	助役	植田耕一君
収入役	樋口康信君	教育長	高橋英勝君
代表監査委員	高口勤君	農業委員会会長	小松博君
教育委員会委員長	久保儀之君	総務課長	田浦孝道君
企画調整課長	中澤良隆君	税務課長	越智章夫君
町民生活課長	米田末範君	保健福祉課長	佐藤憲治君
農業振興課長	小澤誠一君	道路河川課長	田中博君
商工観光まちづくり課長	垣脇和幸君	会計課長	高木加代子君
農業委員会事務局長	谷口昭夫君	管理課長	上村延君
社会教育課長	尾崎茂雄君	特別養護老人ホーム所長	林下和義君
上下水道課長	早川俊博君	町立病院事務長	三好稔君

議会事務局出席職員

局長	北川雅一君	次長	菊池哲雄君
係長	北川徳幸君		

午前 9時00分 開議
(出席議員 19名)

開 議 宣 告

議長(平田喜臣君) 御出席、まことに御苦労に存じます。

ただいまの出席議員は19名であります。

これより、平成14年第2回上富良野町議会定例会第2日目を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

諸 般 の 報 告

議長(平田喜臣君) 日程に入るに先立ち、議会運営等諸般の報告をいたさせます。

事務局長。

事務局長(北川雅一君) 御報告申し上げます。

本日の一般質問は、さきに御案内の日割り表のとおりでございます。

以上でございます。

議長(平田喜臣君) 以上をもって、議会運営等諸般の報告を終わります。

日程第1 会議録署名議員の指名の件

議長(平田喜臣君) 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において、

8番 仲 島 康 行 君

9番 岩 崎 治 男 君

を指名いたします。

日程第2 町の一般行政についての質問

議長(平田喜臣君) 日程第2 昨日に引き続き、町の一般行政について質問を行います。

まず、17番小野忠君。

17番(小野忠君) 私は、さきに通告いたしました1項目について町長にお尋ねをいたしたいと申します。

まず、第1点は、工事入札制度の改善等についてお伺いをいたします。

公共工事については、各地で談合などの疑惑が指摘されながら、うやむやに幕引きになる例が少なくありません。

まず、第1点は、入札は一般競争入札が原則であって、指名競争入札は例外が原則化していることは、問題があると思います。

平成5年10月1日に自治省から、地方自治体に

も条件つき一般競争入札を進めるように通達されていると思いますが、本町では指名競争入札を例外として、条件つき一般競争入札に改めるべきではないかと思います。

次に、入札公開の問題ですが、近郊町村でも競争入札の一般公開に踏み切った町村があると聞きます。入札結果も閲覧できるよう改善したところもあると聞いております。

この3点は入札の透明性を確保するためにも大切であり、本町においても入札を公開し、結果はいつでも閲覧できるよう改善することによって、よりよい入札制度になると思いますが、町長のお考えをお伺いいたしまして質問を終わります。

議長(平田喜臣君) 町長、答弁。

町長(尾岸孝雄君) 17番小野議員の入札制度の改善などについての御質問にお答えさせていただきたいと思います。

議員御指摘のように、地方公共団体の行う契約の方法は、自治法第234条第2項の規定にあるように、一般競争入札が原則とされております。ただ、実態としては、明治33年に一般競争入札の例外措置として導入された指名競争入札が、我が国における運用上の基本としてこれまで広く活用されてきているところであります。

しかし、近年の公共工事の入札契約をめぐるさまざまな問題が指摘される中、平成5年、中央建設審議会は入札契約制度改革について建議を行い、それ以降旧建設省、自治省等においては、より競争性、透明性の高い入札制度への改善について指針などが示されたところでございます。

このようなことから、本町においても、手続にかなりの時間と人手を伴う一般競争入札は、経済効率面からそぐわないとの判断から、指名競争入札をこれまで運用上の基本として採用してきておりますが、手続の客観性、透明性、競争性の発揮がより以上に期待される一般競争入札を初め、さまざまな形態の指名競争入札について研究を進めていく必要があると考えております。

また、入札の公開についてであります。執行会場の物理的な問題などがあるものの、公開することに何の危惧を持っているものでもありません。入札は至って厳格に執行されており、公開のための準備や事務手続を行ってまで、その必要があるものとは受けとめておりません。

さらに入札結果の公表についてであります。昨年施行されました公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の規定に基づき、入札結果に限らず、入札契約に関するさまざまな情報を閲覧により公表させていただいております。

加えて、本年10月開設予定しております行政ホームページでも、概要などを掲載したいと考えているところでもありますので、御理解を賜りたいと存じます。

議長（平田喜臣君） 再質問があれば賜ります。

17番小野議員。

17番（小野忠君） 今町長の答弁をいただきましたが、これ明治33年といいますが、今から102年前のこれは指名競争入札の執行される、これは自治法でお決まり、自治法234条の2項で規定されているというふうになっているのですが、これ明治33年と言いましたら102年前のことなのです。これら何を考えになってこれ書いているのですか。これちょっと、どのようにお考えになって書いているのか、まず教えていただきたい。

これに伴いまして、こういうような状態が、私は平成5年のことを言っているのでありまして、この中には全く、ただいま自治法から言われました条件つき、これらを私は今回御説明を聞きたいので質問をしたわけなのです。ところが、何かこれちょっとユーモアがあるのか、何かおもしろい議題だなと思いますが、この点について、まずお考えをいただきたいと思います。

まず、第1点に、この一般的契約から申し上げますならば、本町は指名競争入札で特定共同企業体によって甲と乙と二社によって指名して請負契約を締結しているが、甲と乙の比率はどのような割合で決められているのかをお伺いしたい。

それから、2点目は、随意契約はどのような基準でもって契約されているのかも、これもお聞きしたい。

第3番目は、特定企業体によって甲、乙が共同連体で請け負っているが、乙は工事に参加しているかいないかお聞きいたします。

それから4番目は、契約書に特定共同企業体協定書により、工事を共同連体として請け負いするものとあると契約があります。これは、町と企業体が請負契約を結びました契約書、これらに基づいて守られているのか、この点についてお尋ねをいたしたいと思います。

議長（平田喜臣君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 17番小野議員の再質問にお答えさせていただきます。

これは先ほども申し上げましたように、基本は議員質問の平成5年の中央建設業審議会の答申についてのお話であります。指名競争入札制度というのが、明治33年に一般競争入札の例外措置として導入されたよということをお知らせしていただいているところがございます。特段大意はございません。

それから、特定共同企業体の関係につきましては、通告されておりませんので、私の方では調査しておりませんので、御答弁は避けさせていただきたいと思います。

なお、今現在町といたしましては、この種の各種のいろいろな課題があるということをお十分認識しておりますので、今後とも競争性、透明性の高い入札制度を十分に考慮するとともに、一般競争入札ということが、我が町にとって本当に適しているのかどうか、そこらあたりも十分研究させていただきながら、さまざまな形態の指名競争入札についての研究を進めてまいりたいというふうに思っておりますので、御理解をいただきたいと思います。

議長（平田喜臣君） この際、暫時休憩いたします。

午前 9時11分 休憩

午前 9時35分 再開

議長（平田喜臣君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいま17番小野議員の一般質問について審議をしているところでありますが、先ほどの小野議員の再質問の中で、指名競争入札の中における実態について個別的な質問がありました。

理事者側におかれましては、当町議会は通告制をとっており、その通告のないものは答弁の要がないというような基本的な考え方で、先ほどの町長の答弁にあったというふうに理解しております。しかし、内容を先ほど休憩中に議会運営委員会をお開きいただきまして精査させていただきました。結果、再質問については、入札の制度の全般の具体的な事例というようなことのお考えを基本的に持ちまして、よって理事者側の方から、この17番小野議員の再質問についての答弁をここで改めて求めて議事を進行してまいりたいというふうに考えておりますので、御理解をいただきたいと思います。

それでは、答弁を求めます。

町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 17番小野議員の再質問の中で、ただいま議長から指示を受けました特定共同企業体関連につきましては、助役の方から答弁させていただきます。

議長（平田喜臣君） 助役、答弁。

助役（植田耕一君） 小野議員の再質問にお答え申し上げたいと思います。

まず、一般競争入札の関係についての疑義な点が議員の方からも御発言ございましたので、その点まずお話を申し上げたいと思います。

明治33年ということで、非常に古いわけですが、自治法が施行されたのは、もう昭和26年でございます。そういう中で、過去の歴史的な状況の中におきまして、この一般競争入札というのは非常に幅広くやることで、業者数も相当数にのぼる。そうしますと、それを一々審査してまいりますと時間がかかるというようなことから、この自治法の施行令の中に、一般競争入札を原則として指名競争入札の特例措置を設けた経緯にございます。そういう中から、この明治33年からやっておりました指名競争入札を制度の中に組み入れてやってきたというのが実態でございます。

さきに申し上げましたとおり、非常にその一業者ずつを審査していくとになりますと、相当の時間がかかってまいりまして、いわゆる物理的に年に何10本もある工事ということになりますと、工期の設定から非常に難しい状態があるというような中から、この特例措置における指名入札制度を採用しているのが実態で、これは全国的にもこの指名競争入札を採用しているのが大方でございます。その点のところをまず御理解を賜っておきたいというふうに思います。

その中で、2番目にございました共同企業体の関係でございますが、町におきましては、結成する場につきましては、一応ランクづけの構成をもって共同企業体を構成することの基本的なことを定めてございます。それに従いまして企業体を結成していただくわけでございますが、出資割合等につきましては、町の方におきましては、7対3という上限を定めまして、その範囲内で自主的にその企業体が御判断をいただき、出資割合を決めていただくということに取り扱っているところでございます。

町の方からそういう基本的な事項だけを申し上げまして、あくまでも企業体が自主的にその辺の割合を御判断いただくということで、私どもの方にその企業体結成の書類を提出をいただくということになってございます。したがって、その後その出資割合に沿った中で適正にやっていただくということが原則でございます。そのとおりやっているとこのように私どもは認識をいたしているところでございます。

また、議員が疑義を感じる点等につきましては、指名競争入札の排除規定等設けてございますので、そういう排除規定に合致する場合には、厳しく措置をしていかなければならないというふうに考えているところでございます。

議長(平田喜臣君) 再々質問があれば賜ります。

17番小野議員。

17番(小野忠君) これはございません。次の

議会において通告をいたして審議させていただきたいと思っておりますので、今回はこれで終わらせていただきます。

議長(平田喜臣君) 以上をもちまして、17番小野忠君の一般質問を終了いたします。

次に、1番中村有秀君。

1番(中村有秀君) 私は、さきに通告いたしました3項目、6点について一般行政の質問をいたします。

まず、富良野川堤防の遊歩道についてでございます。

コルコニウシベツ川にかかる金星橋から北26号橋を経て富良野川にかかるあすなる歩道橋、5丁目橋、上富良野橋、そして新栄橋に至る遊歩道が堤防を利用して幅員3メートル、延長4,175メートルが平成11年6月に完成し、多くの町民が健康づくりに、散策にと利用され、大変喜ばれております。

また、旭川土木現業所もあすなる歩道橋の傍らに水辺の楽校ということで、学が一般の学校ではなくて、楽しむということの楽校という字の案内板もあって、河川に対する考え方が大きく変わってきております。堤防に上がる階段の設置、ベンチ、緑地等のさまざまな河川環境整備が進められております。

整備された4,175メートルの遊歩道が明憲寺境内の下で途切れになっております。遊歩道等は入り口があって出口があり、本来周回路であるのが望ましいのですが、利用されている町民の皆様は、仕方なく折り返しのコースを利用しております。利用している町民の皆様方から、明憲寺境内を通過し、周回の遊歩道への要望が寄せられているので、町として、その諸施策をお伺いいたします。

次に、2番目のごみステーションの維持管理についてでございます。

清潔で明るいまちづくりとして、各町内会で自主的に鉄製のごみ置き場を設置し、ごみの散乱を防ぎ、清潔なまちづくりに大きく寄与されているが、現状を見ると次の諸問題があるので、町としてクリーン推進員の活用を図るなどの対策を要すると考えるが、観光の町、花と緑の町にふさわしい環境美化について、その対策を伺いたい。

まず、第1点は、上富良野ごみステーションの設置状況でございます。収集別に見ますと、市街地収集コースは青コースで103カ所、赤コースで100カ所、緑コースは134カ所で、市街地では337カ所があります。農村収集コースは東コース34カ所、西コース25カ所、日新1カ所、清富3カ所で、農村コースは63カ所、町全体では合計400カ所のごみステーションが設置をされています。

町民から排出されたごみ収集と、ごみステーショ

ンの環境美化に協力され、清潔で明るいまちづくりに寄与されている関係者に、心から感謝を申し上げたいと思います。

このたびごみステーションに家電等の不法投棄があるとの町民の連絡があったので、その確認も含めて、それぞれの地域のごみステーションを見てまいりました。その結果、ごみステーションの管理が行き届いているところ、周囲に雑草が茂り、まさにごみ置き場の状況のところもありました。

また、収集者に聞きますと、冬期の除雪が不十分などところもあるとのことですので、清潔で明るいまちづくりをともにつくろうの考え方で、町内会長、クリーン推進員、そして町民の皆さん方に協力を要請すべきと考えるが、この所信お伺いいたします。

次に、第2点目でございます。第1点のごみステーションの設置状況で申し上げましたが、町内のごみステーションが市街地337カ所、農村部63カ所の合計400カ所設置されています。400カ所のごみステーションのうち、鉄製ごみ置き場は市街地337カ所中269カ所あり、鉄製ごみ置き場の設置率は79.8%です。農村部では63カ所中51カ所が設置され、その設置率は81%であります。トータルしますと、全町400カ所の中の320カ所に設置され、その設置率は80%の多きに達しております。それぞれの町内地域に住む町民の皆さんが、みずからの負担で清潔で明るいまちづくりに積極的に寄与されています。

しかし、鉄製ごみ置き箱も設置年度によってはさび化が進行し、見苦しい箇所が数多く見受けられます。したがって、町としてその現状に対する見解を伺うとともに、鉄製ごみ箱のさび化の現状から、塗料等のあっせんを町としては考えていかがか、見解を伺います。

それから第3点目は、ごみステーションの家電等の不法投棄がされている状況と、その取り扱いです。

先般町民から寄せられた箇所に行って確認をしてまいりましたら、洗濯機、テレビ等がそのまま放置をされておりました。しかし、町としてはバツ印のついた収集できないものであるということの表示をされておりますけれども、これらの取り扱いを今後どうするのかということでお尋ねを申し上げたいと思います。約1カ月半ほどそのまま放置をされております。

それから、次に3項目め、JR上富良野駅周辺的环境整備でございます。

「四季彩のまち・かみふらの～ふれあい大地の創造」は、そんなまちづくりを目指す私たち上富良野町民の大きなテーマであります。その観光の町、花と緑の上富良野町の玄関口が国道であり、JR上富

良野駅であります。駅前はずばらしい花壇が設置され、観光客やJRを利用する人々の心を和ませてくれて、大変好評であります。

しかし、駅両側は雑草が茂り、またラベンダーを植えてありますけれども、ラベンダーの周りはラベンダー以上に雑草が生い茂った状態でございましたけれども、四、五日前、何か草刈りをやったように見受けられます。そういうことで、現状のままであれば、花と緑で観光客をもてなすという雰囲気ではございません。については、それらの現状から、次の点を町長にお伺いをいたしたいと思います。

JR駅周辺の雑草、枯れ木等を含め、環境美化についてどのように考え、またその措置をどうしているかという点。

それから2点目は、すばらしい花壇が上富良野町のまちづくり委員会の浜本会長以下、5月22日だろうと思いますが、私も見てまいりましたけれども、花壇ができました。しかし駐車場が狭隘になっている関係で、駐車場の拡大についてどのように考えているか。

以上の点、特にJR駅周辺については、平成12年の9月定例でも似たような質問をしております。したがって、前進ある答弁をお願いしたいと思います。

終わります。

議長（平田喜臣君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 1番中村議員の御質問にお答えさせていただきたいと思います。

まず、1番目の富良野川堤防の遊歩道についてであります。近年河川環境への関心が高まり、河川は安らぎや憩いを求める場、スポーツやレクリエーションの場として町民に利用されているところであります。御指摘の場所につきましては、河岸ががけ状になっていることから、加えて河川境界からすぐに民地になっておりまして、遊歩道の確保がとれない場所であることから行きどまりとなっているところであります。

ここから先の明憲寺境内を通過することにつきましては、お寺の方では不特定の方や挙動不審者もあることなどから、境内の敷地の通行を御遠慮願いたいと言っているところであります。したがって、これらの実情を理解いただき、現状のコースの中での利用をお願いしたいと思うところであります。

2番目のごみステーションに関する御質問にお答えさせていただきます。

議員御発言のとおり、ごみステーションの鉄製置き場につきましては、地域環境の保全の上から、各町内会で自主設置、管理をいただいているところで

あり、感謝を申し上げているところであります。

ごみの処理に関しましては、地域の相互協力と行政がともに協力して取り組まなければ解決のできない事柄でありますから、排出から処分に至ります行程で、それぞれ役割区分されておりますことは、既に御承知のとおりであります。

御家庭などから排出されますごみにつきましては、分別を含め町が指定いたします集積場所への搬出と、その管理までは排出者の皆様に役割を分担していただき、排出管理されましたものを収集、運搬、処理に至る行程は、町の管理課で行うことでの役割を明確にさせていただいているところであります。

御質問のステーション周辺の整備に関しましては、それぞれ御利用の皆様に御協力をいただきますよう、町内会会長並びにクリーン推進員の皆様に再度お願いを申し上げたいと思っております。

2点目の鉄製ごみ置き箱のさび化に塗料等のあっせんしてはとの御質問であります。これまでも各町内会などさまざまな工夫を凝らしお取り組みをいただいておりますことや、役割の明確化の観点から、今後も設置者での管理をお願いしたいと思っております。

また、家電などの不法投棄につきましては、主として粗大ごみ収集時に数カ所排出されていたものがあり、収集できないものであることを表示し、お持ち帰りを願っているところでありますが、残念なことに、まだ放置されたままなものもございます。

町といたしましても、この対処に大変困っているのが現状であります。どこまでもモラルによるものですので、町民の皆様の協力を求めていきたいと考えております。

御質問の点につきましても、いずれ各町内会等の御協力を賜りながら解決していかねばならない課題でありますことから、議員御発言のとおり、各町内会などにおられますクリーン推進員の皆様方に、地域体制を含めた御協力をお願いしてまいりたいと考えております。

なお、不法投棄に関しましては、法に触れる行為でもありますので、それぞれ交番とも連携をとらせていただいているところであります。

次に、JR上富良野駅周辺の環境整備についてであります。現在は都市計画マスタープランの策定に携わっていただいておりますまちづくり委員会の皆様による駅前花壇の整備を初め、商工会女性部の皆様方によるラベンダーの植栽や花プランターの設置など、駅周辺の環境美化については、これら町民の皆様の活動によって行われているところであります。しかしながら、議員御指摘のとおり、駅舎の両側には雑草が茂り、枯れた立木もあることから、

町の玄関口としての美観を損ねている状況にあります。このことにつきましては、例年町といたしましても、当該敷地の所有者でありますJR北海道に対しまして、美化整備の要望を行っているところでありますが、なかなか酌み取っていただけないのが実情でございます。

また、駅前花壇の整備に伴い、以前よりも駐車スペースが狭くなったことから、駅を利用される町民の皆様方に御不便をおかけしていることも認識いたしております。

今後におきます駅舎周辺の環境美化の推進と、駐車場の対処についてであります。JRへの働きかけだけでは、美化整備を進めていくことが困難であるとの認識に立たざるを得なく、また駐車スペースの新たな確保についても、駅利用者の利便性を考えた場合、JR敷地内にそれぞれが求めることが最適と思われるので、駅舎周辺のJR敷地の活用及び使用につきまして、今後JR旭川支社と協議を行い、駅舎周辺の環境整備を取り進めてまいりたいと考えているところでございます。

議長（平田喜臣君） 再質問があれば賜ります。

1番中村議員。

1番（中村有秀君） まず、富良野川の遊歩道の関係なのですが、地権者に先般お聞きしましたところ、当初旭川土木現業所は防災上の見地ということから、富良野川の幅員を60メートルの幅にしたいのだという点、それからもう一つは、あの境内の下の富良野川が蛇行しております。その補強のためにも現在がけ状になっているのり面部分を防災上対策として工事を進めたいというような申し出があったと聞いております。しかし、現状はあそこで行きどまりの形のままだというところでございますけれども、工事実施計画の段階で、旭川土木現業所、それから上富良野町役場、地権者との間でどのような協議が行われ、工事が施工されたか、その経過について、わかれば教えていただきたいと思っております。

それから2点目は、現状を見ると行きどまりの箇所から新たな遊歩道の設置は無理かなという状況判断をされます。したがって、遊歩道が行きどまりのため折り返す人、無断で境内を歩く人があるのが現状であります。

また、地権者からの話によると、非常にマナーの悪い方もいらっしゃる。目を合わせてもあいさつをしないだとか、水を飲む前につばを吐くとか、いろいろなマナー上の問題もあって非常に地権者は、このままの状況では勝手に通られては困るというような話を聞いております。

そういうことで、地権者と町及び土木現業所が十分な話し合いを行って、境内の通過に対して特段の

配慮をお願いする考えはあるか、お伺いをいたしたいと思います。

それから、次にごみステーションの関係なのですが、まず1点目は、今後町内会長、クリーン推進員等に協力要請をしていくということでございますけれども、今後ごみの分別収集、それから有料化等の説明会が今後行われるだろうと判断をしております。そういうことで、それぞれの地域のごみステーションは、それぞれ皆さん方が協力して、清潔で明るいまちづくりということで、御理解と御協力をいただくよう配慮をしていただきたいと思います。

それから、鉄製のごみ置き箱でございます。大体1基標準の大きさで、約4万円程度するというものですね。そうすると、設置年度によって価格等も違いますけれども、320カ所現在設置をされています。したがって単純計算でいけば、1,280万円を地域住民の皆さん方が負担をして、町の生活環境美化に寄与しているということが言えるのではないかと思います。したがって、さび化防止、それから老朽化が進んでいるところもあります。したがって、これらについては塗料のあっせんということで、私は無料にすれとは言いません。それぞれ受益者負担ということでございますけれども、この塗料のあっせん等に対して、先ほどの答弁では、役割明確化の観点から、今後も設置者で管理をお願いしたいとの答弁であります。しかしできれば、メーカーによっては色が違います。朱色のところとラベンダー色とありますけれども、今後言うなれば花のある町、それから緑の町ということで、観光客も、ああごみ箱にもこんな配慮があるのかなというようなことで、できれば色の統一を順次進めていくというような方法も含めて、この塗料のあっせんということで考えてはいかがかなと。

それから、次にごみステーションの家電等のあれなのでございますけれども、これは青のナンバー11にナショナルの洗濯機、それから東芝のテレビ等があります。これは1カ月半ほど。それから、そのほかのごみステーションをずっと回ってみますと古タイヤ、バッテリーがあるところもあります。

したがって、ことしの春ですか、町民と語ろうのトークで、ごみの問題であったときに、あくまで地域の人たちがこれらについて十分監視をしながら、またそういうものを出さないようにということでございますけれども、現実に1カ月半以上そのまま放置されているということをどのように判断するかということと、それから放置されてラベルを張っていきます。そうすると、その記録はいつ確認をしたのかというようなことも含めて、そういう記録表的なものがつくっているかどうかということも含めて、

そのことがきつと今ひとつ、町内の以外の人を持っているケースもあるのですね。ですから、僕は先ほど申し上げた、テレビの裏側に旭川地方裁判所差し押さえ執行目標というのがついているのもありました。ですから、どこの人かなということは私はわかりませんが、いずれにしても、逆に放置されたものを1カ月くれば町で回収するということもまた悪循環も出てくれば、またマイナスにもなりますけれども、それらを含め、それであれば張ったラベルのやつをどのくらい置くのかというようなこと、それから、まだ撤去されなければ、それをどうするかという点についてお伺いをいたしたいと思います。

それから、次にJRの駅周辺の環境整備でございます。先ほど上富のまちづくり委員会の浜本会長以下の皆さん方が、商工観光まちづくり課の係長もおいでになっておりまして、駅は花のあるまちづくりの始発点という発想で、これらについてやっていただいているということに対して、深く敬意を表したいと思います。

ただ、私は平成12年の9月の定例会で、この問題をたまたま観光ボランティアで3カ月ほど駅前にいた段階で非常に感じたということで質問を上げました。そのときの町長の答弁は、私どももJR敷地内の問題につきましては、年に1度広域の中で旭川JR支社に行って、いろいろと鉄道周辺の整備等々について要望いたしておりますということでございました。しかし、富良野駅は管轄は違いますけれども、中富良野駅、美瑛駅周辺も見てまいりました。非常に整備され、あさずが観光客をもてなす駅だな、入り口だなということを感じてまいりました。そういうことで、できれば年に一度ということでは、今回は出ておりませんが、できれば再三再四やはり行っていただく。

それから、美瑛の状況、中富良野の状況も、言うなれば町民のボランティアでやるのであれば、やる方法、手段等も聞いてきたりというようなことで、それらも含めて考えていただきたいと思います。

それからもう1点は、駐車場のスペースの関係でございます。現実に今ノロッコ走っております。美瑛で乗って上富良野でおりる人、上富良野で乗って美瑛でおりる人、もしくは中富と、そういう行き帰りで、大型バスがもう何台も来る時期があります。したがって、あそこの駅前のバスの置き場のスペースは全然ありません。したがって、JRが定期的に通勤者が利用している車は、できればトイレの向こう側にJRをお願いをして、JR利用者の駐車場というようなことで、きょうの答弁を聞きますと、12年9月の定例会で一歩前進した形で、旭川支社と

十分協議を行って、駅周辺の整備環境を進めるということでございますので、十分花の町、それから緑の町、そして観光客を心からもてなすということで、これらの駅周辺の整備にＪＲ旭川支社との協議を強く進めていただきたいと思います。

以上です。

議長（平田喜臣君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 1番中村議員の再質問にお答えさせていただきます。

まず、ごみの問題でありますけれども、分別等々につきましては、議員も御心配いただいておりますように、私どもも町内会並びにクリーン推進員の皆さん方の協力をいただきながら、今後それぞれの町内会に入って十分な説明を話しつつ、分別の推進を図っていきたいというふうに思っております。

また、ステーションの塗料の問題であります、議員御意見のとおり、基本的には設置者の皆さん方の管理の中で対応するわけですが、例えば製造業者等々にお話を申し上げてあっせんしていくというような、塗料のあっせんをするというようなことも一つの方法かなという部分も含めながら、今後検討を加え、取り進めていきたいというふうに思います。

また、不法投棄の家電製品の問題ですが、これは先ほどもお答えさせていただきましたように、警察との連携をとりながら対処させていただいております。ただ、その中で担当からのお話によりますと、収集物でありませんよということであれしたら、持って帰っていった方もいるということをお聞きいたしておりますけれども、しかしすべてが持って帰っているわけではない。今なお残っている部分がある。しかし、ごみトークのときに町民の皆さん方とお話ししましたように、あくまでもステーション設置の周辺の皆さん方、町内会の皆さん方の責任ですよというお話は、役割分担の中でお話申し上げておりますが、最終的には町が処分せざるを得ないというふうに思っております。

しからば、議員も御発言ありましたように、では1カ月だったらいいのか、2カ月だったらいいのか、出てきたからすぐ処理するということになれば、果たしていかがかなということもございまして、そういった期間というものがあるのかということも十分検討しながら、また、そこにあることによって地域の皆さん方に不便を感じさせる状況下というような部分も、環境的にはいいわけではございませんけれども、他のごみの排出に支障を来すとか、いろいろな支障があるとすれば、そのならない時点で町として処分をしていかざるを得ないのかなということも含めながら考えてまいりたいと思

います。

なお、その他の記録等々の対処につきましては、担当課長の方からお答えさせていただきたいと思っております。

次に、ＪＲ上富良野駅周辺の美化の問題ですが、地域の皆さん方、それぞれまちづくり委員会あるいは商工会の女性部の皆さん方、多くの方々の御協力で美化の推進を図っていただいておりますが、駅周辺の雑草等々の対応につきましては、今なおＪＲの方で対応していただけないというような状況であります。このことにつきましては、前回にもお答えさせていただきましたように、美瑛から南側にあります富良野、占冠、南富の6市町村が毎年2月にはＪＲの旭川支社に赴きまして、いろいろな要望をさせていただいております。その中で、常に出てくるのが沿線周辺の環境整備ということでありまして、駅周辺ばかりでなく、農村の方におきましても、雑草が生えることによって病害虫の発生とかいろいろな部分で苦慮しているというようなことを含めて、ＪＲの方にその申し出をいたしているところでありますが、残念ながら今なおそういった対応はでき得ないというようなことで、他の地域ではボランティア、あるいは地域がせざるを得ないというような状況になっております。

特に上富良野駅の場合は、美瑛駅の委託で対応しているということもありまして、議員から御質問ありましたように、1年に1回支社へ行ってお願いするだけでなく、その対応ということは過般も担当の方に、美瑛駅長の方に申し出るようにということで指示をいたしておりますが、なかなか難しい課題もありますので、今後は地域がどうするかということも含めて考えていかなければならないなというふうに認識いたしております。

それから、駐車場の問題ですが、町民アンケート等々の中にも御意見が出されております。駅の駐車場が狭いということでお話がありますが、これらにつきましては、先ほどもお答えさせていただきましたように、駅周辺にまだＪＲ用地が残っている部分がある。これらを整地し利用することによって、駐車場の拡幅ができるのかなということも含めて、今後ＪＲとの交渉を進めてまいりたいなというふうに思っておりますし、また、今町が駅周辺整備についての対応構想が整いまして、その対応を進めているところでありますが、これらのごも含めてＪＲとの調整をさせていただいておりますので、これらとの関連をしながら、それらの対応までの間の対処について、今後もＪＲと調整をさせていただきながら進めさせていただきたいというふうに思っているところであります。

一番先の遊歩道の件についてお答え漏れがありました。申しわけございません。

このことにつきましては、先ほどもお答えいたしましたように、地権者との問題もありまして、現在のような対応で利用していただくというしか今のところは方法はございません。ただ、このことにつきましては、以前にも一般質問でどなたか議員から御質問がございました。そのときもお答えさせていただいておりますが、土木現業所と今後調整しながら、例えばであります、あそこに階段をつけて橋の下をくぐって、また階段をつけて橋の上へ上がってくると、堤防が上がってくるというような手法がとれないかというようなことも含めながら、土木現業所と調整をさせていただこうかなというふうにも思っております。

なかなか難しい課題であります、今のところは引き返してもらわなければなりません、議員おっしゃるように、あれだけの対応をした遊歩道施設でありますから、途中から引き返さなければならないというようなことの解消ができるように努力してみなければというふうに思っております。

また、この問題につきましては、河川の拡幅に伴います交渉につきましては、大分以前の話になりまして、今も担当所管にちょっとそれぞれ聞いてみたのですが、当時の用地の買収問題についてのことにつきましては、ちょっと状況を認識している者がいないということではありますが、私は過去に1度、確定的なことではございませんが、議員のおっしゃるようないろいろなことで町と土木現業所と地権者の中に入って調整の交渉をした経緯があったけれども、拡幅買収が整わなかったという話を聞いた記憶を持っております。そういうようなことから、拡幅につきましては、でき得なかったのではないかなというように認識いたしているところでありますので、御理解を賜りたいと思います。

議長（平田喜臣君） 町民生活課長、答弁。

町民生活課長（米田未範君） 1番中村議員さんの再質問の中で、家電等の投棄の関連について記録があるかということでございますが、私どもの知り得る範囲でステーションのうち、何が置かれているかということについては確保いたしてございますけれども、期日的な部分にまでは至ってございません。おおむねの時期的な部分につきましては、先ほど御答弁をさせていただきました粗大ごみの廃棄のときが主体的になっておりますので、その辺の状況で確保いたしてございます。

以上であります。

議長（平田喜臣君） 再々質問があれば。

1番中村議員。

1番（中村有秀君） 再々質問でございますけれども、富良野川の遊歩道の関係ですけれども、一応行きどまりの標識も設置はされているのです。しかし、周回路による遊歩道の機能発揮という面だとか、もう一つは境内の中を通る、山門を通るというような面、一つはそれぞれ個々人のマナーもありませんけれども、信仰心の高揚という面も含めて、やはり利用時間の制限、それから利用者のマナーを守るということも含めて、境内内の通過について地権者と積極的な話し合いを望みたいと思っております、その見解を伺いたいと思います。

それから、今町長から再質問に対する答弁で、場合によっては階段を設置をして、橋の下をまた上がるというようなことも一つの手法があるかとも聞いて、今答弁伺ったのですが、これらもあわせて、旭川土木現業所に周回路の要望ということで進めていただきたいと思います。

それから2点目、ごみステーションの関係なのですが、一つは塗料のあっせんということで、できれば町のカラーを出すというようなことを、できればクリーン推進員だとか町内会長会議でそれらを含めて、統一したカラーを順次さび化防止のためにそれぞれ進めていく、費用はそれぞれの地域の皆さん方が負担をするというような方法を進めてはいかかなという感じがいたします。

それからもう1点、放置されたものの記録というのがないということなのですが、できれば私は報告、青番号、緑番号、赤番号で全部調べてきた中で、そのままずっと放置されているものがあるのです。一つはその地域の人たちに対する喚起ということで、何か文書的なものを回すだとか、そういうようなことを含めて何かしていけないと、出したら出しっ放しで、先ほど町長も言いましたけれども、1カ月すれば持っていかれるから、それでは置いておこうかというような形になっても困りますけれども、いずれにしても記録は記録としてとって、その措置状況をやはりとどめていくべきではないかという感じがいたします。

それから、駅周辺の関係ですけれども、本当に駐車場の関係等も含めて、沿線の市町村と広域でというのでなくて、町長の言う、何回でも美瑛、それから旭川支社に足を運んで、それらを何とか実現する方向。というのは、ぼくはあそこの石垣を一部とって、それから枯れ木の太木を切って奥に行けば、砂利だけでもいいですけれども、そういうJRの敷地の中で、ある程度の台数の駐車確保できるのかなという気がいたしますので、なお一層これらについて陳情等を進めて、これらの緩和について御努力をいただきたいと思っております。

以上でございます。

議長（平田喜臣君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 1番中村議員の再々質問にお答えさせていただきます。

まず、遊歩道の問題につきましては、先ほども申し上げましたように、今後そういう課題を抱えながらではありますが、前向きに取り進めてまいりたいと。土現との話し合いも進めるとともに、地権者のお話を私自身もお聞きしたことがあります。やはり利用する方々のマナーと、議員が御発言ありましたように、本人のお話によるといろいろと、そのすべての人がという言い方ではないわけですが、一部の人のマナーの悪さということについて御指摘もいただいておりますので、そういったことも含めながら、今後の利用の対応について検討させていただきたいと思っております。

それから、ごみステーションにつきましては、議員の御発言にありましたように、塗料のあっせん等々の中で、やはり上富良野町らしいカラーを出した対応という御意見であります。これらにつきましても検討をし、対処していくように取り進めていきたいというふうに思います。

それから、家電の不法投棄、これにつきましては、今担当からお話しありましたように、記録的なものはないということですが、これは収集車に、担当している者にそういった記録をに対応するよう指示しながら、いつそこに出てきたのかということ、またそういったものが出てきたとするならば、そのごみステーションを利用している方々が出したのか、そうでない方々が持ってきたのかわかりませんが、基本的にはごみステーションを利用している方々に対して、そういったクリーン推進員あるいは町内会の会長さん等々を通じて、この不法投棄に対する対処の方法も進めていきたいというふうに思っております。

それから、駅周辺の問題であります。駐車場の問題であります。これにつきましては、議員が御意見にありましたように、トイレ側の方に駅の土地がある。昔一時期、過去におきましてはあそこを整備して自転車置き場に、こっち側に自転車、今駐輪場つくりましたからいいわけですが、駐輪場ができる前までは、あの周辺に自転車が散乱していたというようなことで、あっちの方に自転車置き場を整備しようかというようなことで取り進めた経緯もございますので、今後JRと調整をさせていただきながら整備に向かって努力をしてみたいというふうに思っております。

議長（平田喜臣君） 以上をもちまして、1番中村有秀君の一般質問を終了いたします。

この際、暫時休憩いたします。

午前10時24分 休憩

午前10時45分 再開

議長（平田喜臣君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、3番福塚賢一君。

3番（福塚賢一君） 私は、さきに通告してあります6項目につきまして、町長並びに教育長に一般質問をさせていただきます。

初めに、町の危機管理意識についてであります。

去る4月26日、午後8時45分ごろ、いまだ経験かつてしたことのない横揺れでなくして縦揺れであった、そんな地震であったかと思っております。それが2回にわたって起きたと。したがって、町民の不安が一層募ったようであります。

震源地は上川南部の浅いところと報道され、多くの町民は十勝岳爆発の前兆ではないかと不安で眠れない長い夜であったようです。

このことについて、防災の町上富良野として広く知られている本町のとった時点につきまして、どうであったかということにつきましては、極めて遺憾であったと言わざるを得ないかと思っております。つきましては、その状況経過を、てんまつを関係機関と連絡をとり、防災無線で町民に周知しなかったことは、私はまことに尾岸町長らしくなく、残念であったと思っております。この点について、町長の所見を賜りたく思っているところであります。

次に、新しい今造成しておりますパークゴルフ関連についてお尋ねしたいと思います。

一つ目は、芝の植生と樹木の状態が良好であると思われませんので、請負業者との契約では、その点どうなっておりますか、お伺いしておきたいと思っております。

二つ目は、整備委託事業として、4月から10月まで事業の発注をされたようでございますが、ここで考えている事業の内容はいかなるものか、また、本件の公共工事の入札契約の適化法に基づき、具体的に説明されたい。

答弁書の内容見ますと、関係ないと、適化法にはなじまないのだというような答弁書をいただいているわけですが、私はそれに対しては少し違った考え方持っておりますので、4月初旬に整備委託事業として、これも仄聞でありますけれども、200万円ぐらいの事業費で3社で入札したと。この辺の考え方を承知したいのであります。

3番目は、備品購入のため、6月初め芝刈り機ほか大小合わせて15品目一括入札にかけたように聞

き及んでおりますが、答弁書を見ますというと、3回ぐらいに分けたようではありますが、その経過について支給額子細承りたく思います。

特に草刈り機の関係で乗用、自動4台買ったという答弁書、5台ですが、答弁もらっているわけですが、まさしく今日的課題として、町民からの行政需要の多い中で、なかなか予算化できないと言って、日ごろ町長は頭悩まされているようですが、5台の芝刈り機が本当に必要であったのかという点について、これ何台購入したのかという内容になってますけれども、その辺のところについて、町長の考え方を尋ねたいと思っております。

4番目は、継続事業で2カ年、本年が最終年度2年目ということですが、管理棟、大型あずまや、物置、駐車場が予定されていると思います。約9,000万円事業費。その分割発注した理由をお尋ねしたいわけですよ。要するに、答弁書見ましたら、大型あずまや、管理棟を分離発注したという答弁書でうかがえるわけですが、自分が聞いているのは、管理棟、大型これ発注したのかどうか分かりませんが、少なくとも27号で立って見た限りにあっては発注してない。物置、駐車場が後のものが先に発注されている。このような関係について、どうして分割発注したのか、その理由をお尋ねしたいと思っております。

先ほども触れましたけれども、4月の上旬に指名委員会を開いてもらった資料に察するところ、4月中過ぎに入札にかけているわけですよ。どうも理解しがたいので、御説明を賜っておきたいと思っております。

5番目ですけれども、町の広報によりますと、9月に供用開始させる考えであるかというかがえませんが、今の芝の状況が極めて劣悪、悪いという状況の中で、やはり将来を考えて、来年から供用されることが望ましいのではないかと思います。町長の意見を賜りたく存じております。

最後のパーク関連ですけれども、町民の声として、島津パークゴルフ場の南側の林間コース9ホールだけでも引き続きプレーできるようなことで考えてほしいという町民が少なからずおられます。この考え方について、町長の見解を賜りたく存じているところでもあります。

3点目の国営土地改良受益者負担金についてですが、この件につきましては、3月の定例議会で町長に一般質問させていただきましたが、その町長の見解については理解しがたいのでありまして、わからなくなってきたのであります。したがって、今定例会で一般質問させていただいているわけですが、本事業につきましては、三十数年以上もか

けて実施してきて、右肩上がりのいわゆるバブルの全盛期の時代の中にあるのであればわかりますけれども、今日農業を取り巻く環境が、これだけ町長御案内のとおり厳しい時代に、農家に押しつけるようなことは歓迎できないのであります。いわゆる5%の金利の関係ですね。農家は生活がかかっているのでありまして、社会的にも農業事情が大きく変遷してきているのに、農水省の考えだけが、近代化と言うよりも変化してないのが理解できないのであります。

今、政府金融機関の固定金利は1.85%だと思っております。10年定期で約2%の超低金利時代であるのに、なぜこのしろがね事業だけが三十数年前と同じなのか、全く理解できないのであります。

農家経済を国が考えるならば、省令の改正で対応できるものと思っております。この点について、町長の引き続きお考えを賜りたく存じているところであります。

また、町長の考えている一括償還することで金利の1.5%から2%に軽減されることのことのようにですが、これは自分は及ばずながら評価できます。ですけれども、議論の余地が山積していると思っておりますので、今後にあっては、会議を広く起こして徹底的に議論すべきだと思っておりますが、この考え方について、町長の考え方を尋ねておきたいと思っております。

同じく2番目ですけれども、土地改良法の90条の1、2について、そのものの受ける利益を限度として負担金を徴収することができると思いますが、この点、この条文の意味合いを町長はどのように理解しているか、大変失礼ですけれども、この点も承っておきたいと思っております。

3番目に、町に本年度車両関係で、少なくとも私の計算ですけれども、2,000万円以上の物品、いわゆる車両が貸与されていると思います。この貸与に至った詳細御説明願いたいと思っております。

自分がやはり心配しているのは、諸費として役場に貸付受けたという理由が見当たらないわけですよ。少なくとも諸費として、今後農家負担となるものではないかと考えますので、この辺御説明賜りたいと思っております。

4番目に、道道吹上線の街路事業についてであります。

北海道の都市計画の基本方針を、この7月までにマスタープランを作成して、2004年5月までに全道81カ所の市町村の具体的な計画を定めたいということを新聞で拝見いたしました。つきましては、私の13年の4定、12月ですね。同じく質問しましたら、駅前再開発その他の懸案事項については、

計変をして町の都市計画審議会にかけて道に申請する意向であると、その旨町長は12月に答弁していただきました。私はそれを信じておりましたが、いまだかつてその答弁に対する見きわめができませんので、再度御質問させていただきたいと思っております。

5番目になりますが、離農跡地を分譲宅地化することについてであります。

昭和40年代高度経済成長が始まり、各般にわたって資本投下により乱開発が行われてきました。その状態が、虫食い状態の開発を防止するために、秩序ある開発を進める目的で農振法、都市計法が施行されたことは御案内のとおりだと思います。

国の施策として、厳しい土地に関する規制が徹底され、市町村の区画整理、農村部でも優良農地の確保がなされてきました。しかし、近代日本農業の将来を考えると、各種の規制緩和時代を迎え、これ以上の優良農地の確保が必要でないという傾向にあると思います。この事実として、農地の宅地転用に道が開かれ98年施行の優良田園住宅建設促進法に基づき、離農跡地を町が分譲地として造成し、広く提供することにより、上富良野町の人口増と自主財源の確保に大きく期待するところが考えられますので、この考え方について、町長の御所見を賜りたく存じているところであります。

最後になりますが、学校5日制に教員退職者の雇用についてということで、この4月から新学習指導要領に基づき、詰め込み教育の反省からだと思いますが、ゆとりある教育ということで学校完全週5日制が導入され、学習時間の減により、学力低下が父母の間で話題になっております。町長もその点、教育長も同じかと思っておりますが、一つの方法として、退職された先生を学習や生活体験を主とした「土曜の学舎」として希望者に開設したら効果的ではないかと思っている一人であります。

仄聞するところ、旭川の買い物公園へ行ってみますと、土曜日になるとたくさんの小中学生、いわゆる生徒がたむろしている状況は、将来の日本を思うときに、非常に不安であるという町民もおられました。つきましては、退職先生の中には、教える力や生活指導力を備えた人がおられます。この人たちの力をかりて、心配している父母の学力低下や非行の早期発見等にも極めて有効と思ひ、今後検討されることを期待いたすものであります。

以上で、私の一般質問を終わります。

議長（平田喜臣君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 3番福塚議員の御質問につきまして、まず第1点目の町の危機管理意識についてお答えさせていただきたいと思ひます。

平成14年4月26日、午後8時46分と午後8時51分の2回有感地震が発生し、また旭川開発建設部と旭川土木現業所が十勝岳地区に設置しております2基の震度計も地震を感知しましたことから、上川南部消防事務組合北消防署の通信指令から、午後8時50分ごろ連絡がありました。総務課防災担当が出勤し、状況把握等に努めたところであります。

町では、旭川气象台に火山性の地震であるのか、また震源地はどこかの照会をいたしたところであります。その回答では、十勝岳の火山性地震ではない模様であるが、その時点では震源地の特定ができていないとの内容であったことから、札幌管区气象台、旭川地方气象台へさらに震源地の情報を照会することについて担当に指示したところであります。最終的に震源地は上川南部ということで回答を得ましたが、既に午後10時近くになっていたことと、また午後9時20分ごろのテレビ地震情報で、震度2富良野市、上富良野町という一般地震のテロップが報道されたことから、町民に対して防災行政無線による情報伝達をしないことに決定した経緯であります。

議員が言われますように、不安を抱かれている町民の方もいらっしゃるということも事実でありますので、さらに適時適切な対応ができるよう、関係機関などからの情報収集と町民に対する情報伝達に努めてまいりたいと存じております。

次に、2番目の新パークゴルフ場関連の御質問についてお答えさせていただきたいと思ひます。

まず、1点目の芝の植生と請負契約に関する御質問であります。芝の植生につきましては、昨年の造成工事において、火山灰に土壤改良剤と肥料をまぜ種子を吹きつけ順調に発芽し、検定を終え、請負業者から受け渡しを11月19日に行ったところであります。しかし、秋の長雨と融雪による一部流された箇所がありましたので、本年度請負業者の責任で根土の散布、種子まきを実施しているところであります。

また、本工事により植栽した樹木の枯れたことにつきましても、契約書の瑕疵担保の規定により、業者の責任において順次植えかえるよう指示をいたしておりますので、御理解を賜りたいと思ひます。

次に、2点目の整備委託事業についてであります。この事業は国の緊急地域雇用創出対策として、失業者の雇用促進を図る事業でありまして、町といしましては、この制度を活用してパークゴルフ場の芝刈り、補植、散水、除草等の管理を町内3社により指名競争入札し、発注したところであります。

当該契約は、施設の管理業務委託の契約であり、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法

律には、直接関係するものではありませんが、入札執行、契約締結等につきましては、公共工事同様、透明、競争性の確保に努め実施したところであります。

3点目の備品購入についてであります。本年度パークゴルフ場の芝の管理に必要な乗用芝刈り機2台、自走式芝刈り機3台、集草袋1個、集草機1台、リール研磨機1台、刈り払い機2台、動力噴霧器1台、水タンク1台、高圧洗浄機1台の合計11品目、13台について、6月5日に町内5業者による指名競争入札を行って購入業者を決定し、売買代金49万5,585円で契約を行ったところであります。

また、芝の養生のための散水装置につきましては、6月14日に4社にて入札を行い、売買代金127万5,750円で契約を終えたところであります。

さらに、乗用根土散布機、肥料散布機などは使用時期が8月下旬の予定でありますので、7月下旬に入札を予定しているところでございます。

その他の備品につきましては、管理棟と大型あずまの完成にあわせて購入する計画であります。

4点目の本年度の管理棟、大型あずまや、物置、駐車場を分割発注した理由についての御質問にお答えいたします。

平成14年度の工事は、土木工事として入り口工の駐車場舗装と建物の周辺にかかわる部分の造成工事と物置設置をあわせて発注し、現在順調に工事が進められております。

物置設置を土木工事にあわせて発注いたしました理由であります。この物置には6月中に納品予定の芝管理用備品を納入する倉庫でありまして、建築工事とあわせて発注しますと、芝管理用機械の収納に間に合わないということから、土木工事とあわせて発注したところであります。

物置につきましては、新築するものではなく、プレハブであります。

次に、建築工事として管理棟と大型あずまやを分離し発注した理由であります。この建築工事は防衛庁の調整交付金の補助を受けて実施する事業でございます。防衛庁の補助金の交付決定を受けてから工事に着手することになります。防衛庁の補助金の交付決定通知が5月29日付でなされ、入札の諸条件を整えて、6月10日に入札を行いまして工事の発注をいたしたところであります。

管理棟と大型あずまやを分割いたしましたのは、設計金額が変わらないことと、2業者に請け負っていただくことによって工事の早期完成が図られることから、分割発注を選択したところであります。

5点目の9月の使用開始予定を見合わせるべきではとの御質問であります。教育委員会では9月2

2日に住民対抗パークゴルフ大会を開催し、仮オープンのセレモニーとして町民に披露する計画を立てていますが、芝の養生には一番大事なときでもあり、大会までまだまだ日数がございまして、もう少し芝の状況を見きわめ、教育委員会でも専門家の意見を聞いた上で、実施についての判断をしたいということでありますので、御理解を賜りたいと思います。

次に、6点目の島津パークゴルフ場の一部存続についての御質問であります。島津公園内のパークゴルフ場は、都市公園の中に設置されており、小さい子供を連れだ親子が遊んだりするときに、パークゴルフのボールが飛んできて危険であるということで、新たにパークゴルフ場の造成をしている経緯もありますので、日の出の新パークゴルフ場が完成し使用開始したときには、原則的に廃止する予定であります。しかし、多くのパークゴルフ愛好者より、公園利用者に支障のないところについては、町民の健康増進とレクリエーション活動の場として残してほしいとの要望もありますので、まだその結論を出していませんが、今後の課題として検討させていただきたいと思っておりますので、御理解を賜りたいと思います。

次に、3番目の国営土地改良事業受益者負担金についてお答えいたします。

まず、1点目の償還金利や制度上の御質問であります。国営土地改良事業については、畑地帯総合土地改良事業として、30年以上の歳月と913億円の事業費をかけ、平成14年度をもって完了の運びとなります。この間、経済社会も変化し、また輸入農産物の拡大等による農産物価格の下落など、農業情勢も悪化しております。

現状の土地改良法施行令で定める償還金利5%は、いかにも高く、現状の金利情勢を見ると、議員御指摘のとおり、1.5%から2%程度と想定され、償還金利については、議員と同様の考え方を持っているところであります。

このような状況を踏まえ、事業負担金の軽減、土地改良法の改正による償還金利の軽減等について、本町、美瑛町、連合期成会が一丸となって代議士、農水省等に対し強く陳情、要請活動を行ってまいりましたが、残念ながら土地改良法の改正までには至らなかった状況にございます。結果として、新たな改良区の設立による一括償還をすることで金利の軽減措置を図っていく考えであります。

今後については、農地流動化施策を中心とする施策の拡充について、陳情、要請活動を積極的に行っていく考えでありますので、御理解を願いたいと思います。

2点目の御質問の土地改良法第90条の1項、第

2項につきましては、国営土地改良事業の負担金の徴収手続についての規定で、国は国営事業の負担金をまず地元都道府県から徴収し、その都道府県は市町村、改良区を通じて受益者から負担金を徴収するものであること。

また、都道府県は、国営事業によって利益を受ける市町村に対して負担をさせることができるという法の規定であると私は理解いたしております。

次に、3点目の車両関係物品の貸与についてお答えいたします。

国営土地改良事業により造成された施設の維持管理を行っていくための管理用機械として、小型油圧ショベル1台、ショベルを運ぶためのトラック1台を旭川開発建設部より管理委託を受け導入しておりますが、この管理用機械につきましては、平成15年4月以降、国より町に譲与されることとなります。農家負担にならないものと考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

次に、4番目の質問の道道吹上線の街路事業についてありますが、駅周辺整備への課題点も含め、この件につきましては、昨年の第4回定例議会において議員より御質問を賜ったところでございます。

この際、私といたしましては、関係機関の代表や町民有志の方々からなるにぎわい隊の皆さんの策定作業をいただいた駅周辺整備構造提言を受けた後、都市計画審議会での審議を賜り、都市計画道路など都市計画決定に向けた手続を進め、その採択に向けて努力する旨の答弁をさせていただきました。さらに、最終的には、都市計画決定がなされた段階で具体的な事業を進めていくともお答えさせていただいたところであります。

議員からは、なかなか先が見えてこないとの御指摘ですが、私といたしましては、第4次総合計画期間の後半には、事業着手が図られるよう必要な準備を進めてまいりたいと考えております。

先ほども触れましたが、にぎわい隊の皆さんにより駅周辺整備構想の策定作業が完了し、本年の3月29日、その構想の提言を受けましたので、この提言をもとにして、事業の実施に必要な都市計画決定の範囲や事業手法及び財源の検討について、本格的な作業を始めたところであります。

また、都市計画の決定を初め、事業の実施に当たっては、事業にかかわる地域の方々の理解と協力が必須条件であり、一定の理解が得られなければ事業実施はもちろん、都市計画の決定手続も進まないことから、地域の方々への説明の機会を多く設け、信頼関係を築く中から事業への理解をいただくよう、今後早急に努めてまいります。

あわせて、北海道など関係機関との子細な調

整も進めてまいります。議員がおっしゃったとおり、2004年5月を期限として、北海道では103市町村を網羅する全道81カ所の都市計画区域を対象にした北海道都市計画マスタープランを現在策定中であり、その中においても、周辺道路を含めた駅前整備について、当町の重要施策としての位置づけを図ってきているところでございます。

この施策は、多額の費用を要することから、今後の財政見通しとかかわることもありますので、慎重に取り進めていく所存でありますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、5番目の離農跡地の分譲地としてはどうかとの御意見であります。御質問のとおり、平成10年、自然豊かな地域でゆとりある生活を求めている田園居住に対するニーズの高まりと、また地域活性化と定住の促進などを目的として、優良田園住宅建設促進法が施行されたところであります。

御承知のとおり、最近の農業を取り巻く状況は、輸入農産物の増加などによる農畜産物の価格の低迷や後継者問題などから離農者が増加することにより、ますます離農跡地がふえ、それに伴い農地の流動化が停滞する状況にあります。

一方、少子化傾向により、このままでは人口の減少が予測されるなど、大きな行政課題となっているところであります。

このような行政課題を解決するため、優良田園住宅建設促進法に基づく分譲地を定め、販売を促進することは、離農跡地の新たな活用の方策として考えられ、また定住も促進されるなど、有効な手段の一つと考えております。

今後、上富良野町にとって地理的要件とか民間活力での開発の可能性、そのほかニーズ把握に努めるとともに、近隣での取り組み状況等を参考にしながら、前向きに研究を進めてまいりたいと考えております。

議長（平田喜臣君） 次に、教育長答弁。

教育長（高橋英勝君） 3番福塚議員の6点目の学校5日制に伴う教職員の退職者の雇用についての御質問にお答えさせていただきたいと思っております。

私の本年度の教育行政執行方針でも述べさせていただきましたが、本年4月より、小中学校ではゆとりを中心とした新学習指導要領が本格的に実施され、また完全学校週5日制がスタートしたところでございます。

新しい学習指導要領は、児童生徒にゆとりの中で豊かな人間性や社会性を育成することはもとより、学習の面においても基礎・基本を確実に身につけさせ、みずから学び、みずから考える力を育成することをねらいとし、成果を得ようとするものであ

ります。

しかし、授業時間で1割、教育内容で3割減らすといったこれまでの教育の枠組みを変える大幅な改革でありまして、ゆとり教育が学力の低下を招くのではといった声があることも承知しているところでございます。

また、週5日制の取り組みについても、緊急の課題として教育委員会と各関係機関、団体と連携を図り、現在その具体的な推進計画の検討を進めているところでございます。

ゆとり教育と学力低下の課題につきましても、町内の各学校の教育の専門家である校長先生と新学習指導要領のねらいを達成するために、それぞれの学校の実態や地域の実情に応じて学習意欲を高めるための教育活動の展開や創意工夫を図り、真の学力を身につけていただき、地域に信頼される学校となるよう、今後もより一層努力してまいりたいと考えております。

また、議員からの「土曜の学舎」の開放に伴う教員退職者の雇用等についての貴重な御意見につきましては、今後の推進計画の中で十分検討し、前向きに取り組んでまいりたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

議長（平田喜臣君） 再質問があれば賜ります。

3番福塚議員。

3番（福塚賢一君） 再質問させていただきますが、5番目の離農関係と6番目の学校5日制につきましては、自分の質問要旨が評価されたと考えまして、今後の事業展開を期待し、再質問は省略をさせていただきます、残余の問題について再質問をさせていただきますかと思っております。

1点目の町の危機管理についてであります。町長、町民は怯え震えていたということを知りまして、テレビで震度、震源地出たから、10時だから放送しない、それも考え方でしょう。ですけれども、町長という公の町を代表されている町長の考え方として、余りにも短絡的であると私は言いたいわけですよ。町民の生命、財産を守る、消防の場合にあっては管理者である。いわゆるテレビでは、みんな見ないかもしれないのです、町長。無線であれば、いやが応でも耳の遠い方でも聞こえるわけですよ。その辺をやはり有効性というものを考えてみるときに、町長としての考え方極めて甘いと。この辺は大変恐れ入りますが、指摘をさせていただきたいと思っております。

町長の七つの政策の中に、これ町長私は大事に持っているのですよ。6年間持っている。この中で、町長七つの政策の中に、安心できる安らぎと思われりのあるまちづくりと書かれているのですよ。思い

やりないのですよ。

このたびの、一口で言えば行政配慮が欠如していると言わざるを得ません。まことに残念に思います。

10時という町長のお考えが一つあったわけですが、火災は夜中でもたまたまの火事はどこですと放送しているのですよ。10時にこだわったということも理解しがたいのですよ。このことは、町長の七つの政策は、何をもってプリントされているのか、理解しがたいのであります。大変重ねてお尋ねして恐縮ですけれども、町長のこの点についての考えの表明を賜りたいと思っております。

2点目の新パークゴルフ場の関係であります。これも大変恐縮ですが、入札工事担当課長の方にありましては、答弁漏れを回避するために、この際メモをとってくださることをお願いしておきたいと思っております。

私は、この本工事の発注は、極めて尋常でないと思っております。特に、2点目の整備委託事業であります。町内3社により指名競争入札を発注したとありますが、造成工事の請負業者、去年A社が、手直ししないうちにA社が落札しているのです。4月初旬指名委員会開かれ、その後いつかわかりませんが、去年落札した業者が整備委託工事を落札していると。

この事業費に間違いないとすれば、ランク的には指名されることにはならないのではないかと考えるからであります。指名した、町内落札したA社以外2社はどこになるのか。

また、自分が賜っております工事金額の200万円というものに対して、落札価格はどうであったのか。したがって、そういう観点からA社を指名した理由についてお尋ねしたいと思うのであります。

答弁書によりますと、委託業務であり、適法には関係ないと、極めて簡潔明瞭に断言されているわけですが、私はかえって私の疑問を大きくするところであります。透明性、競争性を確保したと。では、どのようにしてこれらを確保したのか、その辺も具体的に御説明いただきたいと思っております。

3点目の備品購入であります。3月予算議会にあっては、予算の内訳まで尋ねることが本議会ではなかったこと、反省しているわけですが、少なくともこの辺については、備品約9,000万円ぐらいですか、その予算に対してこういうものを買うのだと、そういう説明をなぜしないのか。急行列車なのです、超特急、なぜ途中下車して逐一、こういう大きなものでいいですから、こういう備品をこれだけ買うのだと、そういう説明を配慮が足りなかったことに対しては、どのように感じておられるか、この点もこの機会にお尋ねしておきたいと思いま

す。

それから、乗用芝刈り機2台、自走芝刈り機3台、4町のあのグラウンドですね、本当に5台をフル回転すると、もうぶつかって走れない。これ極端な例ですけれどもね、要するに買い過ぎでないですか。お金ないのだから、我慢するところはみんなで我慢していると思うのですよ。少なくとも尾岸町長になってから、行財政改革で自分の決算では6億円ぐらいカットしてきていると思うのですよ。金のなる木持っているわけじゃないですからね、私はここでは余りにもこのお金の計上の仕方、ものの買い方は、芝刈りについては5台必要だというその考え方、聞いておきたいと思います。

きょうも6月5日町内5社で入札したとありますが、これに対しても、内容、経過を、1番札がどこで2番札がどこで、こういう説明はこちら側から聞かなくても、従来は事務方の方から、行政側の方から、執行機関の方から話があったのですよ。まして、最近では広報に出ないわけでしょう。請負業者、公共事業の関係に対しては、議会では一覽で配付してくれますけれども、そういう関係から、ぜひこの機会、御説明をしていただきたいと思っております。

それから、4点目の本年度工事の関係であります。これまた指名委員会4月9日、入札執行が4月26日、きのうもらった資料ですけれども、駐車場、物置約4,000万円の事業費ですね。これに対しても、駐車場、物置は、僕は何でオープンこととするわけじゃないのに、何で芝刈り機を5台も入れる格納庫を使わなければならないのか、後でちょっとまた触れますけれども、4月に駐車場、物置約4,000万円のことで発注されたようですけれども、2番札はどこだったのか、その点もお尋ねしたいと思えます。

それから、駐車場の地盤はでき上がっているわけですね。私の見た限りでは、駐車場の土木工事は、土工事は終わっているはずなのです。あと舗装かけるだけだと思うのですよ。それが舗装工事だけなのに、建設業法で許可を持っていないA社を指名し落札させたということはどうなっているのか、理解できないので、その点も説明していただきたいと思えます。

それから、物置がプレハブであるからして云々とありました。プレハブで舗装だけで4,000万円は高いという判断をして、正直言ってしてます。芝刈り機の収納に倉庫が必要だから早々に発注したとありますが、これも無神経であって、大変失礼ですけれども、説得力には欠けている。春先見ても芝の状況が悪いということですね。ことし使いものにならないということはわかるのだから、何で急いで物置、

芝刈り機、そういうものを、後のを何で先に行くのか、これが全然理解できないのですよ。判断に大きな過ちがあるのでないかということで、御意見を賜りたいと思います。

それから、交付決定が来ないから、いわゆるあずまや、大型管理棟分けたと。その考え方は、やはり盤石なものとのらえ方からしていけばそうでしょう。しかし、これはもう去年から始まっているのですよ。ことしは2年目なのです。防衛の補助金が確定が来なかったら発注しないということは、それ石橋をたたき思い、そうでしょう。しかし内示いただいているわけですから、そうであっても、その辺のところは全然バランス感覚を失っていると言わせていただきたいのであります。

それから、さらにここまで質問させていただいたわけですけれども、さらにこういうことですよ。管理棟、大型あずまや分割発注したとありますけれども、これも5,000万円以上になると思うのですよ。一遍にやれば、分割しないで。これを二つに分けたということは、大変失礼ですけれども、5,000万円以上になったら議決が要るから、それぞれの建物の目的を分割したのでないかと、こういうふう理解、受けとめさせられているわけですよ。そういうもう少し右左見ないで真っすぐ、たまに後る振り返ることも必要かと思えますけれども、私は少なくとも大型あずまや、管理棟、物置、駐車場、駐車場一番最後と、こういうぐあいに理解していたものが、全く逆転しているので、この辺説明を賜っておきたいと思えます。

それから、5点目の供用開始することにあっては、専門家の意見を聞いてと町長が答弁してくださいました。町長は行政の最高責任者であるということは、もう大変失礼ですけれども、おわかりになっていることで、失礼ですけれども。芝に対しては、素人かもしれません。自分も素人です。ですけれども、判断する能力は、長年のキャリアで判断できると思うのですよ。

私は、東山と留辺蘂のパークゴルフを昨年見たときに、うちと全く同じ状況でありました。ことし行ってみますと、それが本当に180度変わって、一冬過ぎたらすばらしいグリーンになって、本当に心が和みました。状態を、町長の考え方聞いた上で実施についての判断をしたい、これは行政責任の町長が発注した工事であるのにもかかわらず、日ごろ地方分権の精神を唱えられますけれども、町長には神経が通っているのかな、通ってないのかと思わざるを得ないのですよ。自主自立の判断をしないで、他にゆだねるといことは、尾岸町長らしくないと思うのですよ。この点、沈着冷静に早晚結論を出さ

れることをお願いして、この辺の町長の考え方を賜っておきたいと思えます。

それから、国営土地改良区事業でありますけれども、1点目の町長の答弁の中で、結果として新たな土地改良区を設立することにより一括償還するのだと、したがって金利の軽減を図ることができるのだと、このお考え、これは全く違うと思うのですよ。違ってない、100%違ってないと思えますけれども、まあ3分の1違っていていると思うのですよ。その30%という根拠聞かれてもお答えできないのですけれども、お答えできないことを町長に対して間違っている、理解できないと言ったことは大変申しわけないと思っておりますが、この事業に対するいわゆる土地改良というものは、一時償還するしないにかかわらず、ダムの管理、水管理ですね。基幹施設の管理があるわけですから、軽減と全く関係ないのでないかと思うのであります。この点、町長のお考え方を、大変失礼ですけれども、お聞かせいただきたいと思えます。

それから、一番大事なものは町長、新改良区が償還するために借り入れすることになった、担保能力ない土地改良区ができると思うのですよ。そうしましたら、町が債務保証しなければならぬ。この点は町長も御存じのようですけれども、そこで償還が始まって、順調に受益農家が負担金納めてくれればよいですけれども、納めてくれない農家が1戸でもあったら、それが初年度払えなかったら、今の農業事情では2年、3年全部滞貨、滞ってたまっていくわけですよ。そうしたらまじめに、本当にまじめに納めている受益農家の方と、ずるをしてとは思いませんけれども、本当になくて払えない、いろいろなスタイルがあると思うのですけれども、そこで税金を使って立てかえ払いして、もしそれが滞って不良債権になった場合には、行政は継続性がありますから、これはあくまでも時の首長の責任になると思っております。その辺の町長の御意見を、お考えを賜っておきたいと思えます。

2点目の法90条2項を注目しているわけでありましたが、道は政令の定めるところに条例で国営土地改良事業によって利益を受ける者、上富良野町利益なんて受けてないのですよ。債務まで保証しなければならぬわけですから。そのものの受ける利益を限度とした負担金の全部または一部を徴収することができる、この条文は私も確認とっていないのですけれども、利益を受けるというのは、あくまでも受益者だと私は思うのですよ。その負担金の、事業をやって受けた利益を限度として負担金の全部または一部を徴収できると、この条文をよく研さんを積まれていただきたいと思うのであります。

については農林省、そこに確認をとっていただきたいと思っております。

次に、3点目の造成された施設の管理維持であれば、町に譲与される根拠があるとは考えられません。流れから考えても、新土地改良区が財産の移譲されることになると考えますが、いずれ線と面の負担の割合が説明される今後機会があると思えます。そのとき、諸費の内訳について確認したいと思っておりますが、非常に信頼したくても信頼できない点があるわけですね。

今回の議会の11議案にあると思えますけれども、基幹施設の負担割合は美瑛町と上富良野町の中で4.3といったものが、4であるというふうには書いてある。ダムで考えても200億円かかっているのですよ。3%違ったら6億円違うのですよ。この辺の違いをどのように受けとめているのか。軽々にこの間議員協議会で課長は4割とおっしゃっていただきましたけれども、これも私は非常に心配しております。したがって、この辺の押さえは不動のものにしていただきたい。この辺の考え方について、御意見を賜りたいと思えます。

それから、最後になりますが、吹上の駅前の街路事業についてであります。これは12月の定例の議事録持ってきてますので、これによりますと、要するに町長は3月までにやりますよと、計変を道の都市計画課が今あるかどうかわかりませんが、計画課に申請しますよ。したがって、採択してもらうために道にお願いしていくということがこの12月のこの議事録の内容なのです。今回質問させてもらったら、町長の考え方全くもう6年前に戻っているのですよ。前の町長のつくった、1,500万円かけてつくった都市マス、これに対しては住民の合意が得られない、町長選終わってからつくられた。幾らお金がかかっているのかわかりませんが、恐らく1,000万円以上かけたと思います。それができているのに、それが基調となって行政展開していけるものが、今になって町長言っていることは、住民の意見を聞いて、にぎわい地区、これ余り自分は歓迎してないのです。にぎわい地区、周辺の住民と相談してと。どこをどのように町長信頼させてくれるのか、この辺も極めて希薄なのです。少なくとも13年4定例で町長が答弁した、その考え方に立脚することで今後、道ですからね、上富良野町は潤沢には、お金はいつもつくらなければならないのであって、道に街路事業をやってもらうわけですから、上富良野町は街路事業やったら、街路事業一番道路事案でお金かかるわけですから、その辺はしっかりと道の方にアプローチをとっていただきたいと。

以上の点をお尋ねをすることで、再質問を終わります。

ます。

議長（平田喜臣君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 3番福塚議員の再質問にお答えさせていただきます。

まず、町の危機管理の件であります。これにつきましては、私自身もいろいろと問題意識を抱えております。当日も判断に迷ったところでありまして、既に放送されているのに、再び危機感をあおるような防災無線の情報伝達が好ましいのかどうかというようなことにつきまして、私自身も議員のおっしゃるように判断に迷いました。しかし最終的には防災無線の使用を決断しなかったわけであり

ます。十勝岳噴火のいろいろな課題につきまして、気象台から情報を提供いただいている。これらにつきましても、最近やっと町報で十勝岳の状況について、気象台からの情報を伝達するようになって、地域住民の皆さん方の意識を、危機感を極端にあおることなく対応でき得るような状況下になってきたのかなというふうに思っておりますし、先ほどもお答えさせていただきましたように、この問題につきましては、住民に危機感を極端にあおるようなことのない、情報伝達のふだんからの対応について十分配慮していかなければならないものというふうに考えながら、今後も適時適切なる対応を図るよう、議員の御指摘のとおり対処してまいらなければならないというふうに思っておりますので、ひとつ御理解を賜りたいと思います。

次に、パークゴルフ場関連の各関連事案であります。これらについては担当課長の方から、担当者の方からそれぞれ答弁させていただきますが、まず私といたしましては、議員御心配のような部分につきましては、まず一つには芝の生育状況等々を見きわめながら、今後の状況を見きわめて、今計画しております今年度の住民会対抗のパークゴルフ大会というものを、このまま実施するのかもしれないのかということについては、芝の生育が最も重要であるというふうに認識しておりますので、これにつきましては議員もおっしゃるように、私自身も専門家でありません。ですから、専門家の意見を聞きながら最終的には判断したいというふうに思っておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

それから、さきにまた戻ってしまいますが、本年度の工事の請負、管理棟と大型あずまやとの分割であります。決して議員の御質問のようなことで分割をしているということではなくて、やはり私といたしましても、数多くの業者に数多くの対応をさせたいというのが一つの考え方の中で分割発注をしてくれているということでもありますので、そういった部

分も含めて、御理解を賜りたいなというふうに思っております。

それから、補助金等の対応につきましては、交付決定通知が参ってから町としては事業を発注をしているという基本でありますので、この点につきましては、内定の段階で事業発注をしない、確定通知をいただいた段階で発注をしているということで、ひとつ御理解を賜りたいというふうに思います。

それから、次のしろがね地区の国営土地改良区の問題であります。議員おっしゃるとおり、答弁の中ではあたかも償還のために土地改良区を設立するように受けとめられたとすると、言葉足らずでまことに申しわけございませんが、基本的にいつも申し上げておりますように、今後の維持管理、これが協議会組織で対応するのか、土地改良区で対応するのか、大きな相違がございます。そういう中で、今後の維持管理を中心とした中で土地改良区の設立ということととり進んでいると、これが大きな基本であります。そして、それに加えて現在の一括償還を含めた対応の中で、その対処をしていきたいということでもあります。

その一括償還をする上におきましても、議員御指摘のとおり、債務保証等の対応を図らなければ、当然で得ないわけでありまして、これらの部分につきましては、議会の議決を経ながらとり進めさせていただき、議員の皆さん方の御理解を賜るよう努めていかなければならないというふうに思っております。

現在、このままでまいりますと、基本的には農家の皆様方が支払えない部分につきましては、町が立てかえて払わなければいけないという基本がございます。そういう基本の中で、いかにしてそういう農家が出てきた場合、議員心配されておりますように、そういう農家に対してどう対処していくかということにつきましては、町としても今後意欲ある農家の方々の意欲を喪失することのないような対応を今後検討しながら、今担当所管に指示をいたしております。これらの対応の細部につきましては、所管委員会と十分調整を図りながら方向を定めていきたいというふうに思っております。

ただ、基本的には農家が払えなかった、農家から回収ができなかった部分については、町が立てかえて払わなければいけないという原則の中で、現状の中で今考えているということで、ひとつ御理解を賜りたいものだなというふうに思っておりますし、また90条の件でありますけれども、議員のお考えでは、町は利益をこうむっていないのではないかということですが、町は27億円という償還を抱えているということで、道路、河川、いろいろな部分でこの

事業に関与しているというようなことでありますので、そういったことを含めながら、町は利益を受けているということで御理解を賜りたいなというふうに思っております。

それからもう1点、駅周辺整備に伴います街路事業の問題でありますけれども、これは今道とは既に、前回議員にお答えさせていただいたときと同様に道との調整のパイプ、それからJRとの調整、これらは並行しながら取り進めさせていただいておりますが、道といたしましては、基本的には街路事業だけということについては、なかなか前向きに考えてもらえないというようなことから、周辺整備ということも含めた中で、街路事業の採択を今取り進めていく中で、前向きな調整を今進めているところであります。ただ、先ほども議員から御質問ありました前年度4回目の定例議会のお答えと、いささか時期がおくれているのではないかとこの部分につきましては、先ほどもお答えさせていただきましたように、駅周辺の構想が今3月29日に構想ができ上がって受け取ったというようなことから、都市計画の変更手続等々につきましては、おくれを来してきているという状況下にあります。今後この都市計画の計変につきましても、地域の皆さん方の承諾を得なければならない部分もありますので、両面でその対応を図りながら、今後その方向を定めて都市計画審議会の方に答申をしてみたいというふうに思っておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

他の部分につきましては、担当所管の方からお答えさせていただきます。

議長（平田喜臣君） 社会教育課長、答弁。

社会教育課長（尾崎茂雄君） 3番福塚議員の再質問にお答えを申し上げます。

まず、1点目の緊急雇用による町内3社でありますけれども、なぜ3社なのかということの質問に対してお答えを申し上げます。

この委託事業につきましては、国の緊急雇用創出対策ということでございまして、北海道からの100%の補助を受けまして町が実施すると、委託するという事業でございまして、まずこれにつきましては、五つの条件を満たすということでございます。

まず、1点目につきましては、市町村が企画した新しい事業であること、2点は雇用、就業機会の創出事業であること、3点目は新規雇用する労働者の募集は、公共職業安定所の求人申し込みを行うこと、それから新規雇用する労働者の雇用期間につきましては6カ月未満であること、新規雇用する労働者は失業者であること、これらの条件を満たすためにパークゴルフ場の整備委託業務ができる町内業者として、また芝管理のノウハウを持ちまして、さらに事

業遂行能力等ができる業者ということで、昨年の新設工事の指名業者より3社を選考したところでございます。

その指名した業者につきましては、アラタ工業、高橋建設、小渡工務店でございます。

入札価格につきましては、アラタ工業が250万円で落札をいたしているところでございます。

2点目の備品の購入の内訳でございますが、この備品につきましては、先ほども申し上げましたように、11品目、13台の備品を購入いたしております。これらにつきましては、防衛施設局の防衛の補助でもございます。

この備品の購入につきましては、当初各5社から当初見積もりをとりまして、その最低価格をうちの予定価格としたところであります。

品目につきましては、まず乗用芝刈り機、リール式、それから同じくローターリー式で2台でございます。それから自走式芝刈り機、これが2台でございます。それからグラスキャッチャーが1台でございます。それから吸引スイーパーが1台、ラッピングマシン1台、それから刈り払い機2台、動力噴霧器1台、水タンク1台、高圧洗浄機1台でございます。これにつきましては、5社により入札を実施いたしまして、結果につきましては、契約額としまして499万5,585円で長沼物産が落札してございます。

ちなみに、2番札につきましては、守田商会でございまして、483万5,000円でございます。

次の3点目でございますけれども、これ備品につきまして乗用2台、自走3台の必要性でございまして、これにつきましては芝刈りに要するものでございまして、週のうち3日間は本格的に刈り取らなければならないと。

また、雨の多いときには、さらに刈らなければならないということでございまして、フェアウエーとラフまたはグリーンと、それから木の周りのところといろいろ使い分ける必要性がありまして、導入を図ったものでございます。これらにつきましては、他のパークゴルフ場を視察いたしまして、実際に刈られている方の御意見等を伺いまして買ったものでございます。

次の4点目でございます。今年度の工事の件でございまして、駐車場と物置を本工事として入札を行っております。これらにつきましては、5社を指名しまして、1番札がアラタ工業でございます。金額につきましては、3,780万円でございます。2番札につきましては、高橋建設で3,790万円で、いずれも税抜きでございまして、ということでございます。

それから、次の物置のプレハブの件でございますけれども、これにつきましては、駐車場と造成と含めて物置も導入を図ったところでございますけれども、これにつきましては、芝管理の機械を納入するためのものございまして、早急に物置をあわせて一緒に入札を図ったところでございます。

物置につきましては、4連のプレハブでございます。約300万円程度ということで思っております。これにつきましては、造成、駐車場もあわせて入札を図ったところでございまして、プレハブは300万円程度ということでございます。

それから、防衛の補助金の内示をもらっても、すぐできるはずだということの質問でございますけれども、これにつきましては、内示は早くいただいておりますけれども、これにつきましては交付決定をいただかなくては入札はできないということで認識しているところでございます。

それから、大型あずまやと管理棟の分割した理由でございますけれども、これにつきましては、議決要る要らないにかかわらず、先ほども町長が申し上げましたように、分離して発注した方が早くできるということからの理由で別々に発注したところでございます。

以上、お答えいたしました。漏れているところありましたらお詫びいたしたいと思います。

以上でございます。

議長(平田喜臣君) 再々質問があれば賜ります。

3番議員に申し上げます。長くなりそうですか。

もしあれでしたらお昼からということで。

3番福塚議員。

3番(福塚賢一君) しろがねの話とパークゴルフでお尋ねしたいと思います。再々させていただきますと思います。

今、僕入札は町長の補助者管理課長、それぞれの課長が補助者になって入札やっているわけでないでしょう。それはまあ承知したいところですが、要する物置350万円ですね、プレハブの。それで、A社と契約したの3,700万円ですね。ちょっとお金足りないのだけれども、では350万円の物置であれば、3,700万円といたら3,350万円が駐車場なのです。地盤ができています。上ものだけで建設業の許可のないA社が3,350万円もあの駐車場の面積で、舗装だけにかかるのでしょうか。まあかかるのでしょうか。その辺非常に懐疑心を深めたところであります。

いわゆる3社の小渡、A社、高橋、これはいいのですよ、町内業者育成という観点で、町長に行政配慮があったのでしょうか。ですけれども、まだ4月の段階では、整備委託は後受けて施行する責任がある

はずなのです。それが去年やった業者含めて、去年業者に落ちるということ自体、4月に融雪終わったばかりで、その辺を踏まえて、あと終わったと。それで整備、それもね、それならいいですけれども、200万円かと思ったら250万円と言いましたね。この整備委託費250万円ですよ、A社と契約しているのは。この事業費で、このA社が参加できる事業なのですかとお尋ねしたはずですよ。250万円のお金であれば、町内に去年Aがやって、後受け補償でやってもらって、その後で芝なんてぬかって入れないと思うのですよ、6月に格納したって。まあ夏になれば乾くから入れるかもしれませんけれども、それからでもいいのでないですか。町内業者に250万円だったら、幾らでも機械は貸してくれるのですから。運転技術さえあればできるわけでしょう。それ何でその一連の流れの中で、一連の業者と一運托生でいくのか、その辺が極めて僕は理不尽だと思うのですよ。業者それは言われれば、行政下で仕事やるでしょう。しかし、行政というものは幅広く、やはりその事業の内容を見て事業発注しているのですよ。あるときは、おまえ資格ないからだめだ、入れません。あんたBだ、Cだ、Dだ。全部上富ではトップクラスの企業でないですか。いつまでも零細と言ったらまたこれ失礼ですけども、小規模な事業者は仕事、成長もしないし育成しないから、そういうやっぱり行政というものは、フル回転していかなければならないと思うのですよ、考え方が。その辺が極めて残念だと思います。

このぐらいで終わると議長に言ったので終わらせなければならぬと思っております。

ついでに、芝の状態の劣悪な原因として、27号道路よりも、また旭日道路よりも、水田よりも低いのですよね、グラウンドが。盛り土は設計どおり地盤高になっているのかいないのか、検定時設計書どおりであったのかどうか、また暗渠は入っているのかどうか、これをお尋ねしたいと思います。

それから、これも理解しがたいのですけれども、いろいろ五つの条件あって、緊急雇用創出特別交付金事業で、全額国費で、こんなことわかっているのですよ。ですけれどもなぜこの、どうして広報に請け負った業者の営業者の名前載せるのですか。これまで載せなければならぬ根拠はどこにあるのですか。極めてこれも無神経だと思うのですよ。こうであっても。

それから、しろがねに入ります。最後です。5%の利率は省令で明記されている部分であります。低金利時代の昨今、35年前のそのままの利率では、国民のための国家ではないと思うのですよ。国民の弱いものいじめであると思えないのですよ。

そこで、省令の改正は閣議で了承すればよいと思っておりますが、地元農政部長、代議士、農林大臣、北海道の判断をぜひあおいでいただきたいと思うのであります、町長の政治力をもって。

たまたま6月13日の新聞によりますと、政府の骨太の方針第2段で、各省庁や自治体、市町村の意見を聞いて政省令の一部改正の実現を目指す、こういうピクニュースがありますので、今後、先ほども申し述べさせてもらいましたけれども、尾岸町長の全能力、全英知結集して政治力を加えて、この苦難な農家の心情をぜひとも解消していただきたい。

以上の点で再々を終わります。

議長（平田喜臣君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 3番福塚議員の再々質問にお答えさせていただきます。

パークゴルフ場関係につきましては、担当の方から説明させます。

これは委託業務でございまして、指名委員会を通っていないということもございまして、教育委員会の方の担当で説明させていただきます。

また、広報の件につきましては、担当の方から答弁させます。

それでしるがね問題につきましては、議員おっしゃるように、土地改良法施行令の改正によって対応できるわけでありまして、さきにもお答えさせていただきましたように、この件につきましては、私就任と同時に美瑛町の水上町長、元の町長水上町長とともに、また期成会の皆さん方の中で、当時の北海道開発局、開発庁並びに農水省の方に何度も要望、陳情を重ねて農家負担軽減、26.2%の軽減策を含めて償還金利の軽減、これを取り進めてきたところでありまして。なかなか思うようにいかないというようなことから、国営しるがねだけの地域で話しては足りないのかというようなことから、斜里町あるいは小清水町、あの周辺で今も行っております。あそこも近々償還が始まるわけでありまして、その周辺の上富良野と同じ畑総でやっている地域でございまして、その3町長とも同行して陳情要望を重ねてまいりました。しかし、残念ながら議員のおっしゃるとおり、私もそう思うわけでありまして、この5%という土地改良法施行令の改正を取り組むことができなかったということは、農水省、国は旧態依然のものの考え方と、過般5月30、31日も農水、自治省、総務庁、今の総務庁ですか、北海道局等々に赴いて要望を美瑛町長と行ってまいりました。しかし、非常に厳しい反応でありまして、なかなかその対応が難しいわけでありまして、今最も課題となっております農業者の営農を継続させるため

の手法としての施策の展開についての要望と、それからもう一つは農地の流動化対策、これについて国の施策を取り組んでいただくように要望をいたしてまいりました。

この点については、ある程度の前進回答をいただいておりますので、これらについて何らかの手法が出てくるのかな、いただきたいものだなと期待をいたしております。しかし、償還のこの部分については、全く厳しい反応でありまして、町長さんそう簡単に甘えるなどある局長からお叱りを受けて帰ってきたというような状況もございまして。

我々としては、残念であります、何としてもこれらの改正がとり進められなかったということで御理解を賜りたいと思います。

議長（平田喜臣君） 次に、商工観光まちづくり課長、答弁。

商工観光まちづくり課長（垣脇和幸君） 3番福塚議員のパークゴルフ場の施工に関する御質問でございますけれども、コースの整備に關しましての御質問だったと思っておりますけれども、設計どおりの施工ということで確認をいたしております。

もう1点、同じく施工に關して暗渠排水の有無でございまして、暗渠排水はあるということでございます。

以上であります。

議長（平田喜臣君） 次に、教育長答弁。

教育長（高橋英勝君） 3番福塚議員のパークゴルフに關連するいろいろな御質問いただきました。さすが昔プロをやっている専門家だから、私たちがやっていることすぐ目につくのだろうなということでお聞きしてまいりましたし、また私たちもこのゴルフ場の施工に当たりましては、透明性の確保、公正な競争の促進、適切な施工というようなことで意を用いてやっておりますので、今言われた本当にシビアな部分まで、設計の部分まで全部議員さんに周知して、ことしはこういうことでやるのですよということであればよかったですけれども、たまたま議員協議会では、私たちが計画している概要についての内容しか御報告しておりませんので、その中身については、今福塚議員から言われたいろいろな御指摘もありますし、懸念されていることもありますし、そういうことのないように三つの原則を適正にきちっと意を用いて立派なゴルフ場にするように努力してまいりたいと思っておりますので、そういうことで御理解をいただければと思っております。

議長（平田喜臣君） 企画調整課長、答弁。

企画調整課長（中澤良隆君） 広報への掲載の關係であります、この事業につきましては、緊急雇用対策特別事業というようなことから、その条件と

して、雇用先等が確定した場合においては、広報等に周知するということが一つの条件としてなっております。そのようなことから、掲載をいたしたところでございます。

以上です。

議長（平田喜臣君） 答弁漏れがございましたので、お答えいたします。

教育長、答弁。

教育長（高橋英勝君） 今のプロの質問ですから、私も一々細かくということではなくて、大ざっぱに説明して申しわけございません。

特に議員が言われております物置と駐車場の管理について、約4,000万円のお金で発注しているわけですが、この中にはプレハブが約350万円、それから側溝だとか備品だとか、施設内の備品も入っておりますので、そういうことで約4,000万円ということで御理解いただきたいと思っておりますし、また業者の三つの選定につきましては、先ほど課長から御答弁申し上げておりますように、要するに責任施工ができて、そして芝の管理の機械をもっているといういろいろ条件を満たす業者ということで、3社を指名したところでございます。そういうことで、十分御理解いただいていると思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

議長（平田喜臣君） 以上をちまして、3番福塚賢一君の一般質問を終了いたします。

散 会 宣 告

議長（平田喜臣君） 以上で、本日の日程は、全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

明日の予定につき、事務局長から報告いたします。

事務局長。

事務局長（北川雅一君） 報告申し上げます。

明6月20日は、本定例会の3日目で、開会は9時でございます。定刻までに御参集賜りますようお願い申し上げます。

以上であります。

午後 0時16分 散会

上記会議の経過は、議会事務局の調製したものであるが、その内容の
正確なることを証するため、ここに署名する。

平成14年6月19日

上富良野町議会議長 平 田 喜 臣

署名議員 仲 島 康 行

署名議員 岩 崎 治 男

平成14年第1回定例会

上富良野町議会会議録（第3号）

平成14年6月20日（火曜日）

議事日程（第3号）

- 第 1 会議録署名議員の指名の件
第 2 議案第 1号 平成14年度上富良野町一般会計補正予算（第1号）
第 3 議案第 2号 平成14年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
第 4 議案第 3号 平成14年度上富良野町老人保健特別会計補正予算（第1号）
第 5 議案第 4号 平成14年度上富良野町介護保険特別会計補正予算（第1号）
第 6 議案第 5号 平成14年度上富良野町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
第 7 議案第 6号 平成14年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
第 8 議案第 7号 平成14年度上富良野町ラベンダー・ハイツ事業特別会計補正予算（第1号）
第 9 議案第 8号 専決処分の承認を求める件（平成13年度上富良野町一般会計補正予算〔第6号〕）
第10 議案第 9号 財産取得の件（緊急通報システム購入）
第11 議案第10号 上富良野町財政調整基金の設置、管理及び処分に関する条例等の一部を改正する条例
第12 議案第11号 基幹水利施設管理事業の実施の件
第13 平成14年第1回定例会付託
議案第24号 上富良野町廃棄物の処理及び清掃に関する条例

日程追加の議決

追加日程第1 農業委員の推薦の件

- 第14 発議案第1号 上富良野町議会会議規則の一部を改正する規則
第15 発議案第2号 議員派遣の件
第16 閉会中の継続調査申し出の件

出席議員（20名）

1番	中村有秀君	2番	中川一男君
3番	福塚賢一君	4番	笹木光広君
5番	吉武敏彦君	6番	西村昭教君
7番	石川洋次君	8番	仲島康行君
9番	岩崎治男君	10番	佐藤政幸君
11番	梨澤節三君	12番	米沢義英君
13番	長谷川徳行君	14番	徳島稔君
15番	村上和子君	16番	清水茂雄君
17番	小野忠君	18番	向山富夫君
19番	久保田英市君	20番	平田喜臣君

欠席議員（0名）

早退議員（1名）

8番 仲島康行君

地方自治法第121条による説明員の職氏名

町長	尾岸孝雄君	助役	植田耕一君
収入役	樋口康信君	教育長	高橋英勝君
代表監査委員	高口勤君	農業委員会会長	小松博君
教育委員会委員長	久保儀之君	総務課長	田浦孝道君
企画調整課長	中澤良隆君	税務課長	越智章夫君
町民生活課長	米田末範君	保健福祉課長	佐藤憲治君
農業振興課長	小澤誠一君	道路河川課長	田中博君
商工観光まちづくり課長	垣脇和幸君	会計課長	高木香代子君

農業委員会事務局長 谷口昭夫君
社会教育課長 尾崎茂雄君
上下水道課長 早川俊博君

管理課長 上村延君
特別養護老人ホーム所長 林下和義君
町立病院事務長 三好稔君

議会事務局出席職員

局長 北川雅一君
係長 北川徳幸君

次長 菊池哲雄君

午前 9時00分 開議
(出席議員 20名)

開 議 宣 告

議長(平田喜臣君) 御出席、まことに御苦労に存じます。

ただいまの出席議員は20名であります。

これより、平成14年第2回上富良野町議会定例会第3日目を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

諸 般 の 報 告

議長(平田喜臣君) 日程に入るに先立ち、議会運営等諸般の報告をいたさせます。

事務局長。

事務局長(北川雅一君) 御報告申し上げます。

議会運営委員長並びに各常任委員長より閉会中の継続調査として配付のとおり申し出がございました。以上でございます。

議長(平田喜臣君) 以上をもって、議会運営等諸般の報告を終わります。

日程第1 会議録署名議員の指名の件

議長(平田喜臣君) 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において、

10番 佐藤政幸君

11番 梨澤節三君

を指名いたします。

日程第2 議案第1号

議長(平田喜臣君) 日程第2 議案第1号平成14年度上富良野町一般会計補正予算(第1号)の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長。

総務課長(田浦孝道君) ただいま上程いただきました議案第1号平成14年度上富良野町一般会計補正予算(第1号)につきまして、先にその主な概要の御説明を申し上げます。

1点目は、平成13年度の各会計決算を迎え、一般会計決算剰余金について、所定のルールに基づき、繰り越し手続を行うための予算措置を行ってございます。なお、一般会計からルールに基づき繰り出しを行っている特別会計の決算剰余金につきましては、一定額を一般会計に繰り入れしていただく措置を行

っております。

2点目は、既定の事務事業につきまして、予定してございました補助メニューの変更や事業費の増減額が伴いましたことから、所要の予算更正を行っております。

3点目は、本年4月からの法令改正によりまして、精神障害者への居宅支援事業につきましては、町が行うこととなったため、一部財源を国及び道から受け、新たにグループホーム運営費に対する助成を講じてございます。

4点目は、歳入における前年度繰越金など1億4,000万円余りの剰余となる一般財源のうち、公共施設整備基金へは、当初予算時点で支消してございました3,000万円を全額積み戻しし、ほかは次年度以降の財源需要に備えるため、国営土地改良事業負担基金へ5,000万円、また減債基金へ3,500万円をそれぞれ積み立てすべく予算措置を行ったところでございます。

以上、申し上げましたことを主な内容としまして、既決予算額の補正を行っております。

以下、議案を朗読しながら、その要点につきまして御説明してまいります。

議案第1号平成14年度上富良野町一般会計補正予算(第1号)。

平成14年度上富良野町の一般会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億5,342万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ80億442万2,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

債務負担行為の補正。

第2条、債務負担行為の変更は、「第2表 債務負担行為補正」による。

地方債の補正。

第3条、地方債の追加及び変更は、「第3表 地方債補正」による。

1枚おはぐりいただきまして、1ページに入ります。

第1表、歳入歳出予算補正の内訳につきまして、御説明申し上げますが、既に御高覧いただいておりますので、各款ごとの補正額のみ申し上げます。

最初に、1、歳入を申し上げます。

12款国庫支出金295万円。

13款道支出金324万2,000円。

16款繰入金5,441万7,000円。

17款繰越金8,993万9,000円。

18款諸収入237万4,000円。

19款町債50万円。

歳入合計は1億5,342万2,000円となります。

2ページの2、歳出を申し上げます。

2款総務費3,020万円。

3款民生費228万円。

4款衛生費1万1,000円。

6款農林業費5,000万円。

8款土木費616万7,000円。

9款消防費288万8,000円の減。

10款教育費146万4,000円の減。

12款公債費3,500万円。

15款予備費3,411万6,000円。

歳出合計は1億5,342万2,000円となります。

次に、3ページの第2表、債務負担行為補正について申し上げます。

ここに記載の2件につきましては、それぞれ事業費が増額となったことから限度額を変更するものでございます。

次に、第3表、地方債補正についてでございます。

ここで、追加する項目の東5線道路局部改良事業につきましては、既に当初予算におきまして、それぞれ整備を予定していたところでございますが、今般補助メニューが凍雪害防止事業等から交付金事業に変更となり、採択される見通しとなりましたことにあわせて補正を行うものでございます。したがって、当初予算措置をしてございました事業名におきます限度額につきましては、変更欄でゼロといたすものでございます。また、変更の欄の翁道路につきましては、事業費の増額によりまして変更を行うものでございます。

次、4ページから5ページ、6ページ、7ページにわたります事項別明細書の説明については、省略をさせていただきます。

次に、8ページに歳入に入ります。

ここからは、各款の項ごとに補正の額とその主な内容につきまして申し上げます。

12款国庫支出金、2項国庫補助金15万円の減、説明欄にございますように、翁道路につきましては、事業費の増額に伴うものでございます。東5線道路につきましては、町債でも申し上げました補助メニューの変更等による増減を行うものでございます。

次に、3項委託金310万円、旭野川及び多田沢川の障害防止事業につきましては、事業費総体の増額によりまして、今回計上いたすものでございます。

次に、10ページに入ります。

13款道支出金、2項道補助金317万3,000円、まず1点目の精神障害者の関係につきましては、法令の改正に伴いまして、居宅生活支援事業としまして町が行うこととなりましたことから、直接今般費用に対する4分の3の補助を受けることとなりますので、その相当額を計上いたすものでございます。

6目土木費の関係につきましては、東5線道路でございしますが、冒頭申し上げましたように、補助メニューの変更に伴うものでございます。

7目の教育費の関係につきましては、今回、子育て支援事業に対します補助を受けることになりましたことから、所要額を計上いたすものでございます。

次に、3項委託金6万9,000円、これにつきましては、樋門、樋管の管理にかかわる委託金の増額によりまして今般計上するものであります。

次に、12ページに入ります。

16款繰入金、1項特別会計繰入金、ここに書いてございます4特別会計につきまして、冒頭申し上げました13年度の決算を迎えましたことから、その剰余金をそれぞれルールに基づきまして、一般会計で受け入れするものでございます。

次に、14ページに入ります。

17款繰越金、1項繰越金8,993万9,000円、この13年度の一般会計の決算によりまして、剰余金1億3,922万7,000円でございますが、このうち繰越明許費に伴います繰り越しすべき一般財源1,428万8,000円を控除した残り、1億2,493万9,000円が実質の繰越金となりまして、その額を平成14年度会計に繰り入れするものでございます。当初予算におきましては、3,500万円計上してまいりますので、その差の額として予算計上するものであります。

次に、16ページに入ります。

18款諸収入、3項貸付金元利収入60万円、ここに書いてございます上富良野高等学校卒業生の修学資金につきまして、今般1名の方が予定期間途中で任意退学したことから、その返還金として受け入れするものでございます。

次に、4項雑入177万4,000円、まず1点目につきましては、国民年金の印紙の売りさばきの関係であります。御案内のとおりこの4月から国直轄事務となりましたことから、結果としまして不用となる代金収入、これは歳出におきましても同額であります。今般減額いたすものであります。それにあわせて、売捌手数料につきましても同様に見込みがなくなることで減額をするものであります。2点目の国民年金の印紙の雑入におきます買戻金でございますが、これにつきましては今まで保管してございました印紙、すべてにつきまして買い戻しを受

けましたことから、その所要額を今回計上いたすものであります。

次に、18ページの19款町債につきましては、地方債の補正で申し上げました要素をもちまして、今回予算計上しましたので、内容については省略をさせていただきます。

次に、20ページの3、歳出に入ります。ここからも歳入で申し上げましたような要領で御説明をさせていただきます。

2款総務費、1項総務管理費3,000万円、まず1点目につきましては、公共施設整備基金へ3,000万円積み立てするものであります。これにつきましては、冒頭申し上げましたように、当初予算時点で財源を不足することから、公共施設整備基金から3,000万円の支消をして会計に繰り入れてございましたが、今回の余剰財源の状況から、その3,000万円全額を積み戻すべく、基金に積み立てをするものであります。このことによりまして、同基金の残高見込みにつきましては3億770万円余りとなるところでございます。2点目につきましては、納税貯蓄組合連合会に対します負担金20万円ですが、これにつきましては本年度北海道納税貯蓄組合連合会の持ち回り開催地として、富良野沿線の富良野市におきまして開催されることから、この沿線市町村それぞれで拠出する経費をということで、本町の分として20万円計上したものでございます。

次に、22ページに入ります。

3款民生費、1項社会福祉228万円、まず1点目につきましては、印紙の購入費100万円減であります。歳入で申し上げましたように、国直轄事務となったことから不用となることで減額をいたすものでございます。2点目の地域福祉推進事業補助の関係であります。これにつきましては当初予算で予定してございました地区数6カ所予定してございましたが、結果としまして10カ所となる見込みから、不足する分につきまして10万円今回増額計上いたすものでございます。3点目の精神障害者居宅生活支援事業補助につきましては、冒頭も申し上げましたように、今回、町内のグループホーム運営費の助成するため、新たに助成策を講ずるものであります。これにつきましては、従前は道で補助をしていたところでございますが、この4月から権限移譲によりまして、町において助成を講ずることになったところでございます。

次に、24ページの4款衛生費に入ります。

1項保健衛生費1万1,000円、この関係につきましては、この説明欄に記載のとおり、3歳児健診にかかわる事務補助の精算事務に伴いまして、国、

道からの負担金の返還をするものでございます。

次に、3項上下水道整備費につきましては、節の組み替え、予算の組み替えを行うものでございます。

次に、26ページに入ります。

6款農林業費、3項耕地費5,000万円、説明欄に書いてございますように、15年度以降予定されます国営土地改良事業の負担金の財源とすべく、今般歳入での余剰財源の一部として、道基金に積み立てを図るものでございます。このことによりまして、道基金の残高見込みにつきましては2億1,500万円ほどとなるところでございます。

次に、28ページに入ります。

8款土木費、2項道路橋梁費299万8,000円、この13節、15節、22節にわたりまして書いてございますそれぞれの道路事案につきまして、事業費の増減が伴うことから、それぞれ額の調整を行うものでございます。

次に、3項河川費316万9,000円、まず1点目につきましては、樋門、樋管の委託費用が増額になりましたことによりまして、所要の調整を行うものでございます。2点目につきましては、ここに書いてございます山加川、多田沢川、旭野川のそれぞれの障害防止事業の事業費の増等に伴います計上をいたしたものでございます。

次に、5項住宅費、ここでは必要に応じ節の組み替えを行ってございます。

次に、30ページに入ります。

9款消防費、1項消防費288万8,000円の減、上川南部消防事務組合会計の13年度決算を迎えまして、上富良野分担任としまして、余剰となる部分313万8,000円でございますが、今回それと別に同組合の北署におきまして、自動通話録音装置が老朽化からふぐあいがあるということで、その修繕費25万円を新たに必要となりましたことから、それら相殺しまして、今般既定額から288万8,000円減額するものでございます。

次に、32ページに入ります。

10款教育費、1項教育総務費360万円の減、これにつきましては、上富良野高等学校の卒業生に対します修学資金の貸付関係であります。本年度新規卒業生の予定者を含めまして、延べ12名として予定していたところでございますが、結果としまして延べ6名と確定しましたことから、その余剰となる分につきまして、今回減額をいたすものでございます。

次に、2項小学校費58万2,000円、これにつきましては江幌小学校の特認校に対します児童の登下校に伴います車の借り上げ費用の増額をお願いするものであります。当初、市街地から3名同校に通

学を予定してございましたが、この4月から新たに里仁地区からの通学者1名が生じたことから、その不足する相当分を今回増額をお願いするものでございます。

次に、5項社会教育費78万8,000円、歳入でも申し上げましたように、子育て支援事業としまして、同費の補助採択の見通しとなりましたことによりまして、不足する費用、今回計上してお願いを申し上げますところでございます。

次に、6項保健体育費76万6,000円、まず1点目につきましては、2目にございます修繕費41万1,000円でございますが、これにつきましては日の出スキーフトの設備の一部にふぐあいが生じているということでありまして、運行上支障でございますので、今回早急に修繕すべく予算のお願いをすることでございます。2点目につきましては、給食センターの食材等の搬入に使用する開口部のところに電動シャッターがございますが、そのモーターにつきましても大変老朽化してございまして、開閉に支障があるということで、今回モーターを取りかえする費用等を35万5,000円をお願いをするものであります。

次に、34ページに入ります。

12款公債費、1項公債費3,500万円、この減債基金への積み立てを図るものでございます。今後の長期債の償還財源とするべく歳入予算で余剰となります財源のうち、3,500万円を減債基金に積み立てしようとするものでございます。この積み立てをすることによりまして、基金の残高見込みにつきましては3億8,800万円余りとなる見込みでございます。

次に、36ページに入ります。

14款給与費、ここにおきましては、歳入財源が増減があったことによりまして、財源の組み替えを行うものでございます。

次に、38ページに入ります。

15款予備費、1項予備費3,411万6,000円、これにつきましては、本年度末に向けまして、特に夏場の集中豪雨災害を初め、当初予算で予定外の財政需要に備えるべく、今回同額を予算計上するものでございます。

次に、40ページに入ります。

40ページの表につきましては、債務負担行為に関する調書でございますが、冒頭申し上げました債務負担行為の補正、この表に掲げてございます2件の事業費に増額が伴いましたことから、変更後の状況を記載してございます。

次に、41ページには地方債に関する調書でございます。ここでは、前年度末の状況につきまして、

これにつきましては3月29日付で予算の専決処分を行いました結果の状況を記載してございます。また、当該年度の関係につきましては、冒頭申し上げましたように、記載の借入予定額50万円、今回増額になりますことから、調整をしたところでございます。このことによりまして、14年度末の額につきましては92億3,928万3,000円となる見込みでございます。

次に、42ページから43ページにわたりましては、このたびの補正を行う事業ごとのその内容、さらには金額を記した主要事業調書として掲載してございます。これにつきましても、審議の参考としていただきたいと思っております。

以上が、議案第1号の内容でございます。御審議賜りまして原案お認めいただきますようよろしくお願い申し上げます。

議長（平田喜臣君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

12番米沢議員。

12番（米沢義英君） 今回、13年度決算という形の中で余剰金等が生まれました。これは、いわゆる住民に対する必要な行政の政策手当てをとった後の財源だというふうに思われますが、こういった意味で十分な施策の展開がなされたかどうかというところが、この余剰財源の一つの勘どころだというふうに思っています。そういう意味では、各種のサービスが若干低下する部分、あるいは乳幼児医療費のいわゆる国の条例に従って条例の改正が行われて、乳幼児の施策が後退したという状況もあります。そういう意味では、この余剰財源そのものをずっと見ましたら、そういう部分が一方では、やはり若干阻害されたといったら失礼かもしれませんが、そういう上での余剰財源ということになれば、本来の行政が行う住民の福祉の向上に努めると、いわゆる健康の向上にひとしくだれでもが、やっぱりこの町に住んでよかったと言えるような、そういう施策を万全にするということは難しいにしても、やっぱりこういうところにやはり予算をつけずに、こういう余剰財源が余ったということになれば、やはり問題ではないかというところが見受けられますが、町長はこの点を含めて、十分な政策展開がなされた上で、この余剰財源というふうな受けとめておられるかどうか、この点について改めてお伺いしたいというふうに思います。

さらに、もう一点伺いたいのは、今雇用という形でひとしくやはり仕事を求める方がふえてきております。そういう意味で、確かに余剰財源という形で各種の基金等における、いわゆる積み戻しや財源

の将来の見通しの上で確保するという点では大切なことだというふうに思いますが、一方で、こういう雇用対策の面でのやはりきちとした将来の展望に立った政策の展開も、やはり今回のこの補正予算の中ではなされていないかというふうに思いますが、当初予算でその部分について組んだといえば、そうではありますが、しかしまだまだ足りない部分があるのではないかと。こう見ましたら、仕事を求める方もおりますし、そういう意味で十分な雇用のやっぱり確保を求めるといふ形の政策展開もあっていいのではないかというふうに思いますが、こういった点について町長はどのようにお考えなのか、この点についてお伺いしたいと思います。

議長（平田喜臣君） 助役、答弁。

助役（植田耕一君） 米沢議員の御質問にお答え申し上げます。

今般、余剰財源ということで繰越明許費の財源残しまして、ここに提案してございますとおり、1億2,493万9,000円ということで、剰余が出たわけでございます。基本的には、私どもこの行政執行の中での執行率の関係からいたしますと、大体7,000万円ぐらいを予定しているところでございます。そういう面からいきまして、多くなっている状況ということで13年の状況がこうなっております。この中におきましては、白銀荘等の関係におきまして2,100万円が入ってきてございます。そういう面で、これらにつきましては、当初から見込みを立てれるものでもないということでございますので、それらがふえている状況でございます。あと残り3,000万円の話になろうかと思っておりますけれども、これらにつきましては、今行政改革の中で、当初予算組んだ中でもできるだけ効率、効果上げるような形の中で、それぞれの所管に執行の効率化を図るような指示をしてございます。そういう面から、この点が3,000万円の中でかなりの部分出てきているものもでございます。

議員が御意見あるとおり、当初予算における事業展開の中で、やはり当初に年度の計画を定めて、この予算の中で計上していくという中の方針の中でやっておりますことについては、計画どおり執行されているというふうに私ども理解してございます。たまたま小さい面では多少はあろうかと思っておりますけれども、基本的にはそのような中で取り進めてきている状況でございます。また、雇用対策等につきましても、当初の中での執行を図ってきたところでございます。また、国の緊急雇用対策等に基づきました事業等につきましても、その計画どおり執行をしている状況でございます。

ただ、議員の御意見もありますとおり、新たな展

開での内容等につきましては、これはその住民の状況の中で、行政として適切なものがあるかどうかということ判断した中で考えていかなければならない問題というふうに思っております。そういう面におきましては、13年度におきましてはそういう適切なものがなかったということでございますので、また行政としてそういうものが出てくれば、対応すべきものが出てくれば、この点につきましては柔軟に対処していくという考え方は持っておりますので、この点、御理解をいただきたいと思っております。

議長（平田喜臣君） よろしゅうございますか。

12番米沢議員。

12番（米沢義英君） おおむね良好の政策した上での結果だというふうに押さえられているかというふうに思います。今農業等に至っても、暮らしに至っても、商業に至っても大変な状況であります。そういう意味からすれば、やはりそういう部分でのきちんとした対策、農産物に至っては価格が低迷する、いわゆるBSE対策等においても、早急に対応しなければならぬというような状況もあります。そういう意味では、まだまだやはりそういった部分も含めて当然不十分さもあったというふうな評価もその中に入っているのかというふうに思いますが、そう意味では、もう一歩二歩きちんとした政策の見直しというものも当然視野に入れて進めるべき余地も、私はあったのではないかというふうに思いますが、この点について改めてお伺いいたします。

議長（平田喜臣君） 助役、答弁。

助役（植田耕一君） 米沢議員の御質問にお答え申し上げます。

基本的に新しい施策の展開、そして時代背景に沿った中で新たなものが出てくるということに對しましては、私ども単に効率化だけでお金を余すということではなくて、それらに対応した中で行政として対応すべきものにつきましては、対応していくという考え方を持っております。この13年度におきましても、そういう中で対応すべきものにつきましては補正予算を組みながら対応してきたことでございますので、また14年度に当たりましても、今御意見ありましたようにBSEの問題等にもありますとおり、やはり時代背景を受けた中で行政として対応すべきものは対応していかなければいけないというような考え方は持っておりますので、その点議員の御趣旨等を踏まえまして対応していく考えでございますので、御理解をいただきたいと思っております。

議長（平田喜臣君） よろしいですか。

他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（平田喜臣君） なければ、これをもって質

疑、討論を終了いたします。

これより、議案第1号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(平田喜臣君) 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第2号

議長(平田喜臣君) 日程第3 議案第2号平成14年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町民生活課長

町民生活課長(米田末範君) ただいま上程されました議案第2号平成14年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

その概要の第1点目は、平成13年度会計にかかわります歳入歳出の精算によりまして、平成14年度への繰越額6,834万3,000円と確定したことでございます。

第2点目は、医療給付のうち医療給付費支払いにつきまして、これまで4月から3月の支払い期となっておりますが、老人保健及び介護保険においては、3月から2月の支払い期であり、これらとの整合性を図るため制度改正が行われ、3月から2月の支払い期と定められましたことから、平成14年度に限りまして、4月から2月までの十一月の支払いとなったため、関連歳出の減額補正をお願いしようとするものであります。

第3点目は、老人保健拠出金及び介護保険納付金の本年度の納付額が示されたことによる補正であります。

4点目は、当初予算計上におきまして不足する財源を財政調整基金より4,400万円支消し、これに充てるべく議決を賜ってございましたが、繰り越し財源及び療養給付費等の減などを精査し、支消を行わずに歳入歳出を整えさせていただこうとするものであります。

6点目といたしまして、医療費適正化特別対策事業にかかわりまして、これまでレセプト点検につきましては、手作業によりまして点検事務を行ってまいりましたが、医療の高度化、複雑化も加わりまして、点検事務の効率化を図り、医療費縮減に努めていくことから、コンピューターシステムの導入を図ろうとするものであります。

失礼いたしました。5点目といたしましては、医療費縮減をねらいまして、国保連合会より保健事業

推進補助金の交付が決定いたしましたので、これに対応いたしまして、保健福祉課と連携をとりまして、生活習慣病予防や健康日本21上富良野計画策定を行おうとするものであります。

以下、議案を朗読しながら御説明いたします。

議案第2号平成14年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)

平成14年度上富良野町の国民健康保険特別会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3,620万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億2,340万3,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

1ページ、2ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算補正。

1、歳入。

補正額のみを申し上げます。

2 款国庫支出金、1 項国庫負担金330万8,000円。

3 款療養給付費交付金、1 項療養給付費交付金559万7,000円。

6 款連合会支出金、1 項連合会補助金295万5,000円。

8 款繰入金、2 項基金繰入金4,400万円の減。

9 款繰越金、1 項繰越金6,834万3,000円。

歳入補正の合計が3,620万3,000円であります。

次に、2、歳出。

1 款総務費、5 項医療費適正化特別対策事業費75万5,000円。

2 款保険給付費、1 項療養諸費4,515万9,000円の減。

3 款老人保健拠出金、1 項老人保健拠出金5,633万8,000円。

4 款介護納付金、1 項介護納付金473万8,000円の減。

6 款保健事業費、1 項保健事業費295万5,000円。

9 款諸支支出金、1 項償還金及び還付加算金328万6,000円。

10 款予備費、1 項予備費2,276万6,000円。

歳出の補正合計3,620万3,000円であります。

3ページ、4ページの歳入歳出予算事項別明細書、

1、総括につきましては、説明を省略させていただきます。

5ページ、6ページをお開きください。

2、歳入。

2款国庫支出金、1項国庫負担金、2目医療給付費道負担金、これにつきましては、国庫負担の平成14年度分のそれぞれの説明欄に記載されております内容につきまして確定がありましたので、それによりまして計上させていただいたものであります。

3款療養給付費交付金、1項療養給付費交付金、1目療養給付費交付金559万7,000円、これにつきましても、14年度分の確定によるものであります。過年度分にかかりましては、これは精算によりまして交付によるものでございます。

6款連合会支出金、1項連合会補助金、1目保健事業等推進交付金295万5,000円、これにつきましては、医療費資金対策事業費といたしまして、連合会より交付が決定したものであります。

8款繰入金、2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金4,400万円の減、これにつきましては、先ほど御説明申し上げましたとおり、基金の支消を行わずに対応しようとするものであります。

9款繰越金、1項繰越金、2目その他繰越金6,834万3,000円、これにつきましては、平成13年度の確定によりまして繰越金であります。

7ページ、8ページをお開きください。

3、歳出。

1款総務費、5項医療費適正化特別対策事業費、1目医療費適正化特別対策事業費75万5,000円、これにつきましては、先ほど申し上げましたとおり、レセプト点検にかかりまして、その効率を上げるために、点検システムの導入を図ろうとするものでございます。あわせて、医療事務技能検定の有資格者によりまして実質点検を行っていただいているわけでございますが、現在その勤務対応の中から、お1人分当初予定より少なく勤務の状態になりましたので、その分について減額するものでございます。

2款保険給付費、1項療養諸費、1目一般被保険者療養給付費3,596万円の減でございます。これにつきましては、平成14年度に限りまして、十一月の支払いになるための減額でございます。2目退職被保険者等療養給付費919万9,000円、これにつきましても同様の内容であります。3目一般被保険者療養費、これにつきましては財源の組み替えであります。

2款保険給付費、2項高額療養費、1目一般被保険者高額療養費、これにつきましても財源の組み替えでございます。

9ページ、10ページをお開きください。

3款老人保健拠出金、1項老人保健拠出金、1目老人保健医療費拠出金5,644万6,000円、14年度分の額が示されましたことによりまして、これに対応しようとするものであります。あわせて財源の一部組み替えであります。2目老人保健事務費拠出金10万8,000円の減、これにつきましては、同じく額の示されたことによるものであります。

4款介護納付金、1項介護納付金、1目介護納付金473万8,000円の減、これにつきましても、14年度分の額が示されたことによりまして減額するものであります。また、財源の一部を組み替えるものであります。

6款保健事業費、1項保健事業費、1目健康づくり推進費295万5,000円、これにつきましては、先ほど冒頭申し上げましたとおり、医療費の低減をねらい、健康日本21上富良野計画策定と生活習慣病予防の対策につきまして、その推進をしようとするものであります。

次に、11ページ、12ページをお開きください。

9款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、3目償還金328万6,000円、これにつきましては、13年度分にかかります精算分の返還であります。

10款予備費、1項予備費、1目予備費2,276万6,000円、これにつきましては、収支の差額を計上したものであります。

以上で、説明といたします。御審議賜りましてお認めいただきますようお願い申し上げます。

議長（平田喜臣君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

3番福塚議員。

3番（福塚賢一君） 大変恐れ入りますが、最近どうも職員の間で緊張感、問題意識について嫌な予感がいたしますので、この際、いわゆる理事者の指導性にいささか懐疑心を感じさせられておりますので、この機会に質問させていただきたいと思っております。

については、9ページの保健事業関連でお尋ねしたいと思っております。

さきの所管委員会のその他で同僚議員から、保険証の更新の折、時計を被保険者に渡した者は、町内の業者から調達しないで旭川の業者から購入し、これについてはおかしいのではないかと、町の商工振興の意味合いからいっても、なぜ町内業者から調達しないのだ。旭川から求めるのかという質問に対して、町長は、そこで、私は全然知らないと、決裁しておりませんと、こう言われました。そのことにつ

いて、お尋ねをしたいと思います。

私は、旭川の業者から買うことは要するに問題意識、緊張感ということを先ほど言わせてもらいましたけれども、欠如している。100年記念のときの反省が全く問題意識として持っていない。これは指摘させていただいても間違っていないのではないかと思います。したがって、調達するに当たっては、町内業者を含めた、いわゆる旭川の業者との調整の段階でどうであったのかよくわかりませんが、旭川の業者はこの値段で入ると。町内の業者おるわけですから、どうですか、この値段で納入していただけますかという見積もり合わせをしたのかどうかよくわかりませんが、要するに100個買うものであれば、3軒であれば、旭川含めて3分の1ずつ納入してくれないかということは考えられるのではないかと思います。したがって、どうして旭川の業者に決定したのか、見積もり合わせ等をしたのかどうか、支出負担行為の決定額はどのくらいだったのか、支出科目は何科目をもって、恐らくこの保健事業関連だと思いますけれども、それらについて、経過についてお尋ねしたいと思います。以上です。

議長（平田喜臣君） 町民生活課長、答弁。

町民生活課長（米田末範君） ただいまの御質問でございますが、冒頭大変担当の担当課長としての判断に大変な軽率な部分がございます。これに尽きるわけございまして、心からおわびを申し上げます。

経過といたしましては、当初、健康づくり器材ということで選定をしながら進めてまいったわけございまして、そのところの判断が非常に誤ってございました。いずれも見積もりによりまして業者を選定したわけございまして、金額的には正確には今手元に持ってございませんが、68万円程度だったというふうに記憶はいたしてございます。いずれにいたしましても、すべての事務の中でその整理をしなければいけない担当者として、まことに軽率であったということでおわびを申し上げます。以上であります。

議長（平田喜臣君） 3番福塚議員。

3番（福塚賢一君） 軽々に誤りでありました、申しわけありませんという課長の心境だと思いますけれども、要するに町長の行政方針を展開していくために職員が存在しているということは、私が言うまでもないと思います。要するに、町長の考え方はこういう考え方で町民の行政サービスに当たるのだと。全然町長の考え方を踏まえていないということになるのです。問題意識を持っていないということ、間違っていました、済みません、これで終わる問題

でないと思うのです。公僕であって全体の奉仕者ということで、さきのいつかの時点でも言わせてもらいましたけれども、要するに問題意識を持っていないということなのです。町長は、本当に飾りものだと思っていないと思うのです。あとみんなマイペースなのです。

そこで、町長にお尋ねします。

68万円のお金が使われているのです。ついては、町長は決裁していないし、知らないと言っているわけですが。それについては、提案ですけれども、予算執行の専決規定をこれを機会に見直す必要が、私はあると思っています。これについて、見直す考え方が今後考えられるか考えられないか、町長の所信を賜りたいと思います。

以上です。

議長（平田喜臣君） 助役、答弁。

助役（植田耕一君） 3番福塚議員の御質問にお答え申し上げたいと思います。

議員の御指摘のとおり、私ども何を言っても弁解ということになります。この点、私どもの不手際ということにつきましては、本当に申しわけないなと思っております。町長としても、基本的には地域振興策として地元からのいわゆる供給というものを十分配慮した中で、日ごろの中で職員の方へは周知を図っているところでございます。たまたま今回この件につきましては、町長の決裁が通らない中での話なものですから、後ほど住民の方からの御指摘もあって、その辺、後から担当課長の方から報告受けまして、不手際があったということでございます。この点、本当に中身を十分に点検しないまま、たまたま健康保険の中で毎年保険証の切りかえ時に、保健器具をというような中でやっていたと。極めて議員の御指摘のとおり、なれ合い的にやっていたというのは否めない事実でございます。そういう点、管理監督に当たる者として、やはり適切に目を通していくようなことで今後対応していくということで、いま一つ厳しく戒めていくということで指導してまいりたいというふうに思っておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

現行の専決規定等につきましては、こういう中でこの面は運用上の話になりますので、この点現行のこの専決規定を変えるということは、今のところは考えてございません。趣旨の話について、やはり職員に徹底していくということが大きなことだというふうに思っておりますので、その点御理解をいただきたいと思っております。

議長（平田喜臣君） 3番福塚議員。

3番（福塚賢一君） ただいまの助役の専決規定を見直す考え方があらないかということにつきま

して、ないというふうに自分はとらえているわけですが、だとするならば、町長、職員は全然町長の方を向いていないのです。町長の足を引っ張っているとしか僕は思えないのです。そうでないですか。だとするならば、墓地だってあんな端的なミス、町長2期目になってどれだけみずから自分の行政罰を自分自身否めているか。これは決して町長の今後のいわゆる存在については、決して陽動的に展開していく結果にならないと思うのです。そういうことを考えた場合に、職員が足を引っ張っているのです。行政効果が高まっていないのです。ついては、専決規定を見直さないのであれば、こういう行政ミス、町長の方針に沿っていない、いわゆる事務の執行しない職員に対しては、町長みずからその職員に対して少なくとも勤勉に忠実に勤務されることを職員にリーダーシップのトップとして、行政責任は町長に帰属するわけですから、帰ってくるわけですからね。それは見直さないわ、注意はしないわ、職員のための上富良野町は存在しているわけではないと思うのです。町のための職員であって、町長がそこでかじをとっていると思うのです。だから、その点に対しては、町長のこの件に対して知らないから、悪いことでないから、そういうことであっては僕はないと思うのです。この際、この件について、町長の判断をお聞かせいただきたいと思います。

議長（平田喜臣君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 3番福塚議員の御質問にお答えさせていただきますが、決して議員のおっしゃるように職員は私の足を引っ張ろうとか、私の方からまるっきり離れていっているというような実態は私は認識いたしておりません。ただ、言えることは、職員の意識改革、職員の認識、ここらあたりが少し議員の皆さん方の御指摘があるように、ちょっと緩みがあるのではないかなということは、私自身も認識いたして職員の指導に当たっているところでありますが、そういう意味から、私は今それぞれの課の係長以上の職員との対話を継続しながら、取り進めているんな問題についてそれぞれの課ごとの会議と申しますが、対話の機会をつくってきておるわけでありまして、こういった問題につきまして、職員がやはりある程度いろんな御指摘の数多くの問題があるわけですが、それぞれに気が緩んでいるという部分については、御指摘のとおりそのような部分があると。今後も、私といたしましては、十分に指導と管理の徹底を図る。そして、管理職としての職員の管理、指導の徹底を図らすように取り進めていきたいというふうに思っております。

この問題につきましても、報告を受けまして即対処をした、注意をしたところでありますが、基本的

に、私は、やはり行政として地域からの物資の購入等々につきましても、公正にして公明な対応を図りながら取り進めるようにということで、指示を何度も繰り返して就任以来しておりますので、そういった観点から今回再び100年記念のときと同じような過ちを犯した職員がいたということにつきましては、まことに残念であります。担当課長を通じ指導をしたところでありますので、この点につきましては、遺憾なことであったというふうに思っております。

議長（平田喜臣君） 他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（平田喜臣君） なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、議案第2号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（平田喜臣君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第3号

議長（平田喜臣君） 日程第4 議案第3号平成14年度上富良野町老人保健特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

町民生活課長。

町民生活課長（米田末範君） ただいま上程されました議案第3号平成14年度上富良野町老人保健特別会計補正予算（第1号）につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

1点目は、本特別会計の平成13年度精算によりまして、14年度への繰越額が3,309万8,000円となりましたことから、所要の補正計上しようとするものであります。

第2点目といたしまして、平成13年度分にかかります支払基金、国、道、町の支出額が確定されましたことによりまして、それぞれ歳入償還等につきまして補正計上しようとするものであります。

以下、議案を朗読しながら御説明申し上げます。

議案第3号平成14年度上富良野町老人保健特別会計補正予算（第1号）。

平成14年度上富良野町の老人保健特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,626万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億386万1,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

1ページ、2ページをお開きいただきたいと存じます。

第1表、歳入歳出予算補正。

1、歳入。

補正額のみ申し上げます。

1款支払基金交付金、1項支払基金交付金13万5,000円。

2款国庫支出金、1項国庫負担金855万9,000円。

3款道支出金、1項道負担金447万円。

5款繰越金、1項繰越金3,309万7,000円。

補正の合計4,626万1,000円であります。

次に、歳出。

3款諸支出金4,626万1,000円、1項償還金700万1,000円、2項繰出金3,926万円、補正の合計4,626万1,000円であります。

3ページ、4ページの歳入歳出予算事項別明細書につきましては、1、総括は説明を省略させていただきます。

5ページ、6ページをお開きいただきたいと存じます。

2、歳入。

1款支払基金交付金、1項支払基金交付金、2目審査支払手数料交付金13万5,000円、これにつきましては、平成13年度の精算によるものでございます。

2款国庫支出金、1項国庫負担金、1目医療費負担金855万9,000円、同じく13年度にかかります精算分であります。

3款道支出金、1項道負担金、1目道負担金447万円、これにつきましても、平成13年度の医療費の精算分であります。

5款繰越金、1項繰越金、1目繰越金3,309万7,000円、これにつきましては、平成13年度の当会計の確定によるものであります。

7ページ、8ページ目をお開きいただきたいと存じます。

3、歳出。

3款諸支出金、1項償還金、1目償還金700万1,000円、平成13年度支払基金交付金への精算分として繰り戻しをするものであります。

3款諸支出金、2項繰出金、1目一般会計繰出金3,926万円、これにつきましては、平成13年度一般会計から精算いたしまして、これらにつきましては医療費事務費にかかりました分につきましては、一般会計に繰り戻しをしようとするものでござい

す。

以上、説明といたします。御審議賜りましてお認めくださいますようお願い申し上げます。

議長（平田喜臣君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（平田喜臣君） なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、議案第3号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（平田喜臣君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第4号

議長（平田喜臣君） 日程第5 議案第4号平成14年度上富良野町介護保険特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

保健福祉課長（佐藤憲治君） ただいま上程いただきました議案第4号上富良野町介護保険特別会計補正予算（第1号）につきまして、提案理由を申し上げます。

補正の要旨でございますが、1点目といたしまして、平成13年度の介護保険特別会計の決算におきまして繰越額が確定しましたことから、この繰越金をもって財源といたしまして、介護保険事業の円滑な運営に備えるための基金への積み立てを行うものであります。

2点目といたしましては、13年度の介護給付費の確定に伴います国庫負担金、道負担金並びに社会保険診療報酬、支払基金負担金の超過交付分についてそれぞれ返還金を計上するものでございます。

3点目といたしまして、13年度の一般会計からの繰入金にかかわる介護給付費負担金の超過交付分と、特別給付費、事務費等の精算額を一般会計へ繰出金として計上いたすところであります。

以下、議案を朗読しながら御説明を申し上げます。

議案第4号平成14年度上富良野町介護保険特別会計補正予算（第1号）

平成14年度上富良野町の介護保険特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,242万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億5,562万7,000

円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

1ページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算補正。

以下、補正額のみを申し上げます。

1、歳入。

7款繰越金、1項繰越金2,242万7,000円。

補正の合計2,242万7,000円。

次に、2、歳出。

5款基金積立金、1項基金積立金1,500万円。

6款諸支出金580万9,000円、1項償還金及び還付加算金162万1,000円、3項繰出金418万8,000円。

7款予備費、1項予備費161万8,000円、補正額の合計2,242万7,000円でございます。

次に、3ページ、4ページの歳入歳出予算事項別明細書総括については、省略させていただきまして、5ページからお願いいたします。

2、歳入。

7款繰越金、1項繰越金2,242万7,000円、これにつきましては、平成13年度会計の決算におきまして確定しました繰越額でございます。

次に、7ページをお開き願いたいと思います。

3、歳出。

5款基金積立金、1項基金積立金1,500万円、これにつきましては、繰越金の一部を介護保険事業の円滑な運営に備えるための基金に積み立てをするものでございます。

6款諸支出金、1項償還金及び還付加算金162万1,000円につきましては、平成13年度の介護サービス費給付費及び事務費の確定に伴いまして、13年度受領済みの国庫負担金、道負担金社会保険診療基金負担金の超過交付の返還金でございます。

6款諸支出金、3項繰出金、これにつきましても、平成13年度の介護給付費、特別給付費、事務費等費用の確定、精算によりまして、受領済みの一般会計繰入金にかかわる超過交付分の返還金であります。

7款予備費、1項予備費であります。今後の財政需要に備えるための補正措置で、161万8,000円でございます。

以上が補正の内容であります。御審議いただきましてお認めくださいますようお願い申し上げます。

議長（平田喜臣君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（平田喜臣君） なければ、これをもって質

疑、討論を終了いたします。

これより、議案第4号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（平田喜臣君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第5号

議長（平田喜臣君） 日程第6 議案第5号平成14年度上富良野町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

上下水道課長。

上下水道課長（早川俊博君） ただいま上程いただきました議案第5号平成14年度上富良野町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）につきまして、補正の要旨といたしまして、平成13年度会計の繰越金の計上でございます。

以下、議案の朗読をもって説明にかえさせていただきます。

議案第5号平成14年度上富良野町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）

平成14年度上富良野町簡易水道事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ220万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,760万2,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

次のページをお開き願いたいと思います。

第1表、歳入歳出予算補正。

補正額のみを申し上げます。

1、歳入。

3款繰越金、1項繰越金220万2,000円でございます。

2、歳出。

3款繰出金、1項繰出金220万2,000円でございます。

次のページの2ページ、3ページの歳入歳出予算事項別明細書につきましては、説明を省略させていただきます。

4ページをお開き願いたいと思います。

2、歳入。

3款繰越金、1目繰越金220万2,000円につきましては、平成13年度会計の確定によります収支の差額をこの会計に繰越金として受け入れよう

とするものでございます。

3、歳出。

3款繰出金、1目一般会計繰出金220万2,000円につきましては、歳入のところで申し上げました収支の差額を計上いたしたいとするものでございます。

以上で、補正予算の内容の説明といたします。御審議をいただきまして、議決くださいますようお願い申し上げます。

議長（平田喜臣君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（平田喜臣君） なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、議案第5号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（平田喜臣君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第6号

議長（平田喜臣君） 日程第7 議案第6号平成14年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

上下水道課長。

上下水道課長（早川俊博君） ただいま上程いただきました議案第6号平成14年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）につきまして、補正の要旨といたしまして、平成13年度会計の繰越金の計上でございます。

以下、議案の朗読をもって説明にかえさせていただきます。

議案第6号平成14年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

平成14年度上富良野町の公共下水道事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,739万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億469万4,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

次のページをお開き願いたいと思います。

第1表、歳入歳出予算補正。

補正額につき申し上げます。

1、歳入。

5款繰越金、1項繰越金1,739万4,000円でございます。

2、歳出。

3款予備費、1項予備費1,739万4,000円でございます。

次の3ページ、4ページをお開き願いたいと思います。

歳入歳出予算事項別明細書につきましては、中ほどの歳入のところから入らせていただきます。

2、歳入。

5款繰越金、1目繰越金1,739万4,000円につきましては、平成13年度会計の確定によります差額をこの会計に繰越金として受け入れしようとするものでございます。

3、歳出。

3款予備費、1目予備費1,739万4,000円につきましては、歳入のところで申し上げました収支の差額を計上いたしたいとするものでございます。

以上で、補正予算の内容の説明といたします。御審議をいただきまして、議決くださいますようよろしくお願い申し上げます。

議長（平田喜臣君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（平田喜臣君） なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、議案第6号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（平田喜臣君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第7号

議長（平田喜臣君） 日程第8 議案第7号平成14年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

特別養護老人ホーム所長。

特別養護老人ホーム所長（林下和義君） ただいま上程いただきました議案第7号平成14年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算（第1号）につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

第1点といたしまして、一般町民から施設充実の

ためにと御寄附の申し出がありましたので、所要の経費を計上いたしております。

第2点目といたしまして、平成13年度のラベンダーハイツ事業特別会計の決算におきまして、繰越金1,876万6,000円が確定いたしましたので、一つとして1,000万円を予備費に計上し、今後のラベンダーハイツ事業における不足する財源需要に備えようとするものでございます。二つとして、876万6,000円を一般会計繰出金として諸支出金に計上し、平成13年度一般会計よりの事業費分繰入金を繰り出し補正しようとするものでございます。

以下、議案を朗読しながら、御説明申し上げます。

議案第7号平成14年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算(第1号)。

平成14年度上富良野町のラベンダーハイツ事業特別会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,886万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億1,866万6,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

1ページをお開きいただきたいと思います。

第1表、歳入歳出予算補正。

補正額のみ申し上げたいと思います。

歳入。

3款寄附金、1項寄附金10万円。

5款繰越金、1項繰越金1,876万6,000円。

歳入合計1,886万6,000円。歳入の補正額の合計は、1,886万6,000円でございます。歳入の総額は、3億1,866万6,000円となります。

2、歳出。

2款サービス事業費、2項施設介護サービス事業費10万円。

5款予備費、1項予備費1,000万円。

6款諸支出金、1項繰出金876万6,000円。

歳出合計1,886万6,000円。歳出の補正額の合計は、1,886万6,000円でございます。

次に、3ページ、4ページでございます。

3ページ、4ページの歳入歳出予算の事項別明細書は、省略させていただきたいと思います。

次に、5ページ、6ページをお開きいただきたいと思います。

2、歳入。

3款寄附金、1項寄附金、補正額のみ申し上げたいと思います。1目一般寄附金10万円、これは町内の方より施設充実にとの寄附の申し出があったものでございます。

5款繰越金、1項繰越金、1目繰越金1,876万6,000円、これは平成13年度の繰越金でございます。

3、歳出。

2款サービス事業費、2項施設介護サービス事業費、1目施設介護サービス事業費10万円、これは寄附していただいた分でございます。

5款予備費、1項予備費、1目予備費1,000万円、今後のラベンダーハイツ事業における不足する財源事情に備えようとするものでございます。

6款諸支出金、1項繰出金、1目一般会計繰出金、これは平成13年度の一般会計繰出金を繰り出ししようとするものでございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。御審議をいただきましてお認めいただきますようよろしくお願い申し上げます。

議長(平田喜臣君) これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(平田喜臣君) なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、議案第7号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(平田喜臣君) 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決いたしました。

この際、暫時休憩いたします。

午前10時30分 休憩

午前10時50分 再開

議長(平田喜臣君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

大分議場内も暑くなっておりますので、暑い方は上着を脱いでの御審議でよろしいかと思います。

日程第9 議案第8号

議長(平田喜臣君) 次に、日程第9 議案第8号専決処分の承認を求める件(平成13年度上富良野町一般会計補正予算〔第6号〕)を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

総務課長（田浦孝道君） ただいま上程いただきました議案第8号専決処分の承認を求める件につきまして、順次、朗読しながら御説明を申し上げます。

議案第8号専決処分の承認を求める件。

地方自治法第179条第1項の規定により、下記事項について別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求め、記。

処分事項、平成13年度上富良野町一般会計補正予算（第6号）

次をお開き願います。

専決処分書。

平成13年度上富良野町一般会計補正予算（第6号）を地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成14年3月29日、上富良野町長尾岸孝雄。

次に、補正予算の内容につきまして、申し上げていきたいと思ひます。

まず最初に、専決処分を行いました平成13年度上富良野町一般会計補正予算（第6号）の主な概要につきまして申し上げます。

1点目は、町税初め、地方交付税や各種の交付金の交付額が総体的に増額で確定しましたことなどによりまして、所要額を歳入に計上いたしました。

2点目は、本年度25事業項目につきまして、地方債の借入れを予定しておりましたが、このうち4事業項目につきまして、最終充当予定額に増減の変更が生じたことから、既決限度額を変更いたしました。

3点目は、町が出資しています株式会社上富良野振興公社を初め、複数の町民の方々から御寄附をちょうだいいたしましたので、趣旨に沿って基金へ積み立てすることで予算化を行ってございます。

4点目は、さきに繰越明許費を設定しておりました富原橋架換事業の事業費が確定しましたので、設定額を減額変更いたしております。

5点目におきましては、歳入におきまして余剰となる一般財源につきまして、次年度以降の財源需要に備えるため、財政調整基金及び減債基金に所要の額を積み立てするための予算化を行ったところであります。

ただいま申し上げましたようなことを主な内容としまして、予算専決処分を行ったところでございます。

それでは、予算書の説明に入らせていただきます。

平成13年度上富良野町一般会計補正予算（第6号）

平成13年度上富良野町の一般会計の補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,427万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ83億5,528万6,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

繰越明許費の補正。

第2条、繰越明許費の変更は、「第2表 繰越明許費補正」による。

地方債の補正。

第3条、地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

1枚はぐっていただきたいと思ひます。

第1表、歳入歳出予算補正の内容につきまして御説明申し上げますが、既に御高覧いただいておりますので、各款ごとの補正額のみ申し上げていきたいと思ひます。

最初に、歳入について申し上げます。

1 款町税 1,948万2,000円。

2 款地方譲与税 207万円。

3 款利子割交付金 1,448万7,000円。

4 款地方消費税交付金 429万4,000円の減であります。

5 款国有提供施設等所在市町村助成交付金 564万3,000円の減。

6 款自動車取得税交付金 224万5,000円。

8 款地方交付税 4,394万9,000円。

9 款交通安全対策特別交付金 13万3,000円。

1 2 款国庫支出金 53万4,000円の減。

1 5 款寄附金 2,208万円。

2 ページに移ります。

1 9 款町債 970万円の減、歳入合計では8,427万5,000円となります。

次に、2、歳出について申し上げます。

2 款総務費 3,000万円。

3 款民生費 108万円。

8 款土木費 53万4,000円の減であります。

1 2 款公債費 7,000万円。

1 5 款予備費 1,627万1,000円の減となりまして、歳出合計につきましては8,427万5,000円となるところでございます。

次に、3ページに移ります。

第2表 繰越明許費の補正について御説明申し上げます。

この記載してございます富原橋架換事業につきましてでございますが、全額防衛施設庁から補助を受けて取り進める予定の事業でございます。冒頭申し

上げましたように、既決限度額の減額になったことから、その所要額を減額して補正するものでございます。

次に、第3表、地方債補正について申し上げます。

この表の起債の目的欄に掲げてございます4件の項目につきましてであります。冒頭申し上げましたように、最終的な譲渡予定額が定まりましたことから、それに沿いまして既決限度額を変更いたすものでございます。

次、4ページから5ページ、6ページ、7ページにわたりまして事項別明細書の総括分を掲げてございますが、説明については省略をさせていただきたいと思っております。

8ページの2、歳入に入らせていただきます。

ここでは、科目の款及び項ごとの補正額とその主な内容につきまして申し上げます。

1款町税、1項町民税1,250万円、ここで説明欄に記載のとおり、個人町民税及び法人町民税につきまして、収納見込み額に増となることから、所要額を増額計上いたしたところでございます。

次に、2項固定資産税100万円、ここでも土地及び家屋に対する固定資産税につきまして、収納見込み額の増によるものでございます。4項たばこ税350万円、これにつきましても、課税客体の増によるものでございます。5項特別土地保有税33万2,000円、これにつきましても、課税客体の増であります。6項入湯税215万円、ここでも宿泊、日帰り等の入り込み客数の増によるものでございます。

次、10ページに移ります。

2款地方譲与税であります。1項の自動車重量譲与税及び2項の地方道路譲与税につきましても、それぞれ本年度の交付額が確定したことによりまして、補正を行ったところであります。

次に、12ページの3款利子割交付金であります。1項利子割交付金1,448万7,000円、これにつきましても本年度の交付額の確定によるものであります。

次に、14ページに入ります。

4款地方消費税交付金、1項地方消費税交付金429万4,000円の減であります。これも同じく本年度の交付額の確定によりまして、所要額を減額いたしたものであります。

16ページであります。

5款国有提供施設等所在市町村助成交付金、1項同じく国有提供施設等所在市町村助成交付金564万3,000円の減であります。これも同じく本年度の交付額が確定したことにより、減額をいたしたものであります。

18ページに移ります。

6款自動車取得税交付金、1項自動車取得税交付金224万5,000円、これも同様本年度の額の確定に伴うものであります。

次に、20ページに入ります。

8款地方交付税、1項地方交付税4,394万9,000円です。ここでは、説明欄に記載のとおり、特別交付税の総額が確定したことによりまして、所要の額を増額計上いたしたものでございます。

次に、22ページに移ります。

9款交通安全対策特別交付金、1項交通安全対策特別交付金13万3,000円、これも同様、本年度の額の確定に伴いまして、更正を行ったものであります。

24ページの12款国庫支出金、1項国庫補助金であります。53万4,000円の減であります。この関係につきましては、繰越明許費でも申し上げましたように、富原橋架換事業費の確定によりまして今回減額をいたしたものでございます。

26ページに入ります。

15款寄附金、1項寄附金2,208万円、まず1点目は、冒頭申し上げましたように、町が出資してございます株式会社上富良野振興公社から2,100万円一般寄附として受けたことによるものでございます。2点目につきましては、町内の3人の個人の方々から保健福祉施設整備資金にということで、延べ108万円を御寄附くださいましたので、合わせまして予算を計上したところでございます。特に、指定寄附となります108万円につきましては、趣旨に沿うべく、歳出におきまして保健福祉施設整備基金へ積み立てるための予算措置を行ってございます。

次に、28ページの19款町債につきましては、冒頭も申し上げましたような内容でございますので、説明は省略をさせていただきたいと思っております。

次に、30ページの3、歳出に入ります。

ここからも歳入と同様の説明を申し上げます。

2款総務費、1項総務管理費3,000万円です。歳入予算で余剰となりました財源を財政調整基金に積み立てをし、今後の財源需要に備えるものでございます。なお、13年当初予算におきましては、財源不足から道基金より1億円の支消をしてございましたが、その後の財政状況によりまして、既に7,000万円を予算措置したところであります。今回の3,000万円を加えて、合計1億円となりまして、当初予算におきます支消額全額を積み戻すことができることとなったところであります。

次に、32ページに移ります。

3款民生費、1項社会福祉費108万円、歳入の

寄附金でも申し上げましたように、町民の方からの御寄附の趣旨に沿いまして、保健福祉施設整備基金に108万円同額積み立てをするものでございます。

次に、34ページに移ります。

6款農林業費、3項耕地費、ここでは耕地関係事業におきまして、地方債の減額補正を行いましたので、関連しまして財源の組み替えを行うものでございます。

次に、36ページに移ります。

8款土木費、2項道路橋梁費53万4,000円の減であります。歳入予算でも申し上げました富原橋架換事業の関係であります。今般減額で事業費の確定によりまして、同額歳出におきましての減額調整を行ったところでございます。

38ページに移ります。

12款公債費、1項公債費7,000万円、ここでは、歳入の余剰財源となります財源の状況を判断しまして、14年度以降の地方債の償還財源とするために減債基金への積み立てを行うこととしたところでございます。

次に、40ページに移ります。

15款予備費、1項予備費1,627万1,000円の減であります。ここでは、ただいま歳出で申し上げました対応の中で、なお不足する財源を予備費から減額して充当を行うものであります。

次、42ページの最後のページであります。この表につきましては、地方債の現在高に関する調書でございます。このたびの地方債の借り入れ見込み額470万円の減額に伴いまして、調書をつけたところでございます。このことによりまして、当該年度末の現在高につきましては、92億8,454万8,000円となる見込みとなっております。

以上、予算専決処分につきましての御説明といたします。御審議いただきまして御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（平田喜臣君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

15番村上議員。

15番（村上和子君） 第1表の歳入の1ページでございますけれども、この5款の国有提供施設等所在市町村助成交付金の件でございますけれども、ここで9,500万円の予算に対しまして、564万3,000円、約60%減額になっているわけでございますけれども、何か今課長の説明によりまして、国の確定による交付金だと、こういうことでございますが、こういう金額というのは余り変わるものではないのでしょうか。自衛隊の官舎とか建物とか宿舎とか、そういうものを有する、それに対し

てだと思っておりますけれども、その建物の減価償却とかはあるのでしょうか。それとも、これ初めて9,000万円以下の予算になってきているわけでございますけれども、今後の見通しといたしまして、国の方でこういうふうにだんだん交付金下がってくるものなのでしょうか。そのところちょっと尋ねたいと思います。よろしくをお願いします。

議長（平田喜臣君） 企画調整課長、答弁。

企画調整課長（中澤良隆君） 15番村上議員の御質問にお答えをさせていただきます。

ただいまこの件につきましては、基地交付金ということで、一般的にいう固定資産税に相当する性格を有するものであります。その中で、今下がってきたところでありまして、この部分につきましては、5年ごとに見直しが行われるというようなことで、昨年見直しが行われたところでありまして、そのようなことで、今御質問の趣旨にもありましたが、これにつきましては、国有資産の台帳の改定が行われまして、その中で建物の減価償却費、これにつきましては5年ごとですから、経年というか、年数を経ることによって減価償却費が減になってくると。もう1点は、東町官舎が、今、実際には使われていないというようなことで、そこら辺の見直しがあって、減額要素になっているということで承知をしているところであります。

議長（平田喜臣君） よろしゅうございますか。

他にございませんか。

11番梨澤議員。

11番（梨澤節三君） 所管のときにちょっと聞き忘れてまして、お尋ねしたいのですが、しろがねのは27億円で5%の利息をこれを1.5から2%の一括返還によってというようなお話で聞いておりましたけれども、この我が町の約92億円、93億円、これの利息はどのくらいの利息になっているのか、これをまずお尋ねしたいと思います。ページは一番最後のページで、地方債。

議長（平田喜臣君） 総務課長、答弁。

総務課長（田浦孝道君） 11番梨澤議員の御質問にお答えします。

一般会計の起債の残高に対します利息の予定総額の御質問かと思えます。これにつきましては、今現在承知している段階では、一般会計におきまして、10億2,000万円程度でございます。ちょっと確定的なことは申し上げられませんが、今将来を予測している中で、把握している数字でございますので、12億2,000万円程度ということで承知しているところでございます。

議長（平田喜臣君） 11番梨澤議員。

11番（梨澤節三君） 利率のパーセント大体ど

れくらいなの。

議長（平田喜臣君） 総務課長、答弁。

総務課長（田浦孝道君） それで、利息につきましては、御案内のとおり政府資金につきましても、非常に今低利でございますが、10年程度前ごろには非常に高金利時代でございまして、その時代もまだ残ってございます。中には、7%を超える程度の利率もございます。現在は1%を少し超えるような状況で推移してございますが、そのような幅で今後約定に基づく償還となるところでございます。

以上でございます。

議長（平田喜臣君） 11番梨澤議員。

11番（梨澤節三君） 急に出ないのかもしれませんが、大体平均の利息、今7%から1%と言いましたけれども、その辺のところお聞きしたいと思えます。

議長（平田喜臣君） 助役、答弁。

助役（植田耕一君） 梨澤議員の御質問にお答え申し上げたいと思いますが、今、総務課長が言いましたように、元金で今ここに出ているわけでございます。利率の関係につきましては、今申し上げましたとおり、7.8%から2%台になってございます。これを部分的に平均するとどういふふうになるかといったら、今度期間の関係や何かもありまして、その辺のところをどうやってやるかという点、ひとつ計算の方法がどうやって平均出したらいいかというのを、私どもそういう試算したことちょっとございません。それで、毎年決算のときでもそうですが、元金とそれから利息を含めた額ということで御提示させていただいております。今申し上げましたとおり、元金が93億円ございまして、その利息がその分約15億円くらいある状況にございます。

そんなことで、細かくはちょっと平均的にはどういふ計算でやるかという点、私どもちょっと試算したことございませんので、そういう額の押さえの中で私ども見ているところでございます。

議長（平田喜臣君） よろしいですか。

他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（平田喜臣君） なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、議案第8号を採決いたします。

本件は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（平田喜臣君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり承認されました。

議長（平田喜臣君） 次に、日程第10 議案第9号財産取得（緊急通報システム購入）の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

保健福祉課長（佐藤憲治君） ただいま上程いただきました議案第9号財産取得の件につきまして、提案理由の要旨を御説明申し上げます。

本件は、ひとり暮らしの高齢者等で身体虚弱な方や障害を持つ方などを対象に、火災や救急、事故等の緊急時の連絡体制を確立し、日常生活上の不安の解消と人命の安全確保、福祉の増進を図ることを目的といたしまして設置する緊急通報システムの購入であります。

現在、設置しております緊急通報システムにつきましては、平成4年度整備をしてから10年余り経過し、老朽化が進んでいるため、北消防署に設置するセンター装置一式と高齢者宅に設置する端末機器230台を特定防衛施設周辺整備調整交付金を受けまして購入しようとするものであります。この取得に関しましては、緊急通報システムの機器として、実績と信用を有するメーカー機器を取り扱う3社を指名いたしまして、6月14日に入札をいたしました結果、2回目で東日本電信電話株式会社旭川支店が2,750万円で落札し、消費税を含めまして、本議案の2,887万5,000円となったところでございます。なお、2番札は都築電気株式会社の2,865万円であります。

以下、議案を朗読いたしまして、提案理由の説明といたします。

議案第9号財産取得の件。

緊急通報システムを次により取得するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分関する条例第3条の規定により、議会の議決を求める。記。

1、取得の目的、要援護高齢者及び障害者用緊急通報システム。

2、取得の方法、指名競争入札による。

3、取得金額、2,887万5,000円。

4、取得の相手方、旭川市10条10丁目、東日本電信電話株式会社旭川支店、支店長羽生秀美。

5、納期、平成14年11月30日。

以上でございます。御審議いただきまして議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（平田喜臣君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

15番村上議員。

15番（村上和子君） 私、前に一般質問いたし

まして、230台、このほかにも欲しい人がいるのだと申しあげましたら、町長の御答弁で、そういう人がいれば申し出てほしいと、それによって検討してみるということでしたが、もはや機種の取りかえと、こういうことでして、もう絶対だめなのでしょうか。この10年、これは捨ててしまうのでしょうか。もう使いものにならないから取りかえるということですが。もし、これでも何とか我慢すれば使えるのだというのであれば、欲しい人に、財政的に今どうかという話もありましたので、そこら辺はどうなのでしょう、ちょっとお尋ねしたいと思います。どうしても、もう、これ10年ごとぐらいですか、消耗、そこら辺どうなのでしょう。よろしくをお願いします。

議長（平田喜臣君） 保健福祉課長、答弁。

保健福祉課長（佐藤憲治君） 15番村上議員の御質問にお答えします。

今、更新しようとする機器につきましては、平成4年に購入したものでございますけれども、これの調整交付金を受けましてやることで、機器については当然老朽しているということの更新の理由でございますので、これにつきましては耐用年数を過ぎていくということで、廃棄をさせてもらって、新しいものをつけるということでございます。ただし、平成9年から11年に設置してございます30台ございますが、これにつきましては、まだ当然新しいものでございますので、これについては今回導入いたしますセンター装置の接続可能な装置でございますので、これらについて対応させてもらうということになっておりますので、あわせて260台の、今現在ある30台と新しく購入する230台合わせまして260台になるところでございます。これらについての待機者の対応が図れるのではないかなというふうに認識してございます。

議長（平田喜臣君） よろしいですか。

6番西村議員。

6番（西村昭教君） ちょっとわからないので、お聞きするのですが、まずこの機械の能力ということでお聞きしたいのですが、今近年購入したものについて合わせて260台ということですが、これから高齢化社会を迎えていくと、数はふえても減ることはないと思うのです。そういう部分では非常にこの緊急システムの要望も高まってくるという部分で、その部分の対応ができるのかどうかということをお聞きしたいと思います。

それから、どの基準でこういうものをお渡ししているのか、そこのところも説明をいただきたいと思っております。

以上、2点お願いいたします。

議長（平田喜臣君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（佐藤憲治君） 6番西村議員の2点の御質問でございます。

まず、この今回導入しようとする機器の機能の御質問でございますけれども、これは部屋にそれぞれの利用者宅に置きます端末機器につきましては、煙とか熱、ガスや何かを即座に異常が発生したときに感知するようなシステムで、さらにそれぞれの利用者宅には個人で電話機を設置していただいておりますので、それらとの端末機との接続によって、身体の不調やなにかの場合は、このシステムでもって消防等に通報されるというような仕組みになってございます。

それと、2点目のどういう人方が基準にしているのかという御質問でございますが、1点目は火災や体の虚弱等で恒常的に通報が困難なような方についての体のかか弱っている方で、この緊急通報システムによって即座に119番に通報できるような、そういう必要な方をまず一番優先的な考え方でありまして、それから、身体障害者の1級、2級、3級等で、そういう障害者の方も優先基準にとらえているところでございます。それから、ひとり暮らしではございませんけれども、年寄りだけの世帯等についても、家族と一緒に同居していても日常的に高齢者お一人が、一人で家にいなければならないというような人で、そういうような異常が起きたときに通報できないような、体の障害や何かで通報できないような方も対象にした基準にしてございます。

性能でありますけれども、これは最大で2万人までは、このセンター装置で端末機を設置できるような、取りつけて連絡がとれるような容量となっております。

議長（平田喜臣君） 他にございませんか。

3番福塚議員。

3番（福塚賢一君） 町長に端的にお尋ねします。

この種の関連事業についてお尋ねしたいと思っておりますけれども、私は社会悪だと思っておりますので、町長にお尋ねしたいと思いますけれども、商工振興の意味合いというものは非常に大きい。したがって、町内業者でお手伝いできる分野があるとするならば、町内のもっている業者の能力を發揮するいい機会だと思っております。ついては、お手伝いをする部分があれば行政配慮することについての考え方、いかがかお伺いしたいと思います。

議長（平田喜臣君） 助役、答弁。

助役（植田耕一君） 3番福塚議員の御質問にお答え申し上げたいと思っております。

今御意見ありましたとおり、請負先については町外というようなことになる場合がございます。そう

いった面で、地域振興策としての町内でのいわゆる下請でお手伝いできるような場合につきましては、当然、この請負業者に対しまして、町としてはそういう要望というか指導、町の趣旨を踏まえまして、対応していただくことを要請をしているところでございます。そういう中で、この件につきましても、そのような対応をしていきたいというふうに考えてございます。

議長（平田喜臣君） よろしいですか。

他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（平田喜臣君） なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、議案第9号の件を起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者多数）

議長（平田喜臣君） 起立多数であります。

よって、議案第9号の件は、原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第10号

議長（平田喜臣君） 日程第11 議案第10号上富良野町財政調整基金の設置、管理及び処分に関する条例等の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

総務課長（田浦孝道君） ただいま議案第10号を上程いただきましたが、本議案の一部に不備がございまして、本日一部追加させていただいたところであります。このような不手際に対しまして、心から深くおわびを申し上げます。

それでは、本議案の御説明を申し上げます。

このたび、預金保険法が改正され、本年4月から預金の元金とその利息の全額が保護されるいわゆるペイオフが解禁となりましたことから、万が一公金を預金している金融機関が破綻した場合は、地方公共団体の預金も一般預金者と同じように取り扱われることとなるところであります。保護される金額は、元金の1,000万円とその利息となるところであります。この預金保護の仕組みは、来年の4月以降普通預金にも及ぶなどの背景から、町としましても万が一の場合の公金の保全対策の一環としまして、同一の金融機関における町が預け入れしている基金の預金債券と借り入れしている債務とを相殺できるよう既定の繰り替え運用条文に、それぞれの基金の現金をその属する会計の歳入に繰り入れまして、運

用することができる旨の条文を追加するものでございます。

この関係につきましては、一般会計に属する基金としましては、財政調整基金、減債基金、地域福祉基金、科学技術奨励賞基金、公共施設整備基金、保健福祉施設整備基金、国内外交流推進基金、農業振興基金、野菜価格安定基金、国営土地改良事業負担基金、十勝岳地区開発事業基金、土地開発基金の延べ12基金と、あわせまして国民健康保険特別会計に属する国民健康保険財政調整基金並びに介護保険特別会計に属します介護保険事業基金のすべてを合わせまして、延べ14基金のそれぞれすべての繰り替え運用条文を一括して改正手続を行うものでございます。

この一部改正条例につきましては、ただいま申し上げましたような延べ14基金のそれぞれの基金条例を第1条から第14条にわたり、それぞれ条ごとに位置づけをし、各基金の既定条文であります歳計現金への繰り替え運用条文に、さらにただいま申し上げましたように会計の歳入歳出予算の定めるところにより、歳入に繰り入れまして運用することができる旨の条文を加える内容としてございます。

以上、簡単でございますが、議案第10号の説明といたします。御審議賜りまして原案お認めくださいますようお願い申し上げます。

議長（平田喜臣君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（平田喜臣君） なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、議案第10号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（平田喜臣君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第11号

議長（平田喜臣君） 日程第12 議案第11号基幹水利施設管理事業の実施の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

農業振興課長。

農業振興課長（小澤誠一君） ただいま上程いただきました議案第11号基幹水利施設管理事業の実施の件につきまして提案理由を申し上げます。

国営しろがね土地改良事業につきましては、平成14年度をもちまして完成の運びとなりますが、事

業によって造成されました土地改良財産、ここで申し上げます財産でありますけれども、ダム1カ所、頭首工1カ所、それから流域変更工、しりがね導水路であります、この土地改良財産につきましては、土地改良法に基づき地元市町村において管理することになります。

市町村におきましては、土地改良事業を行う場合、土地改良法に基づき、北海道知事の許可を受けるとともに、許可申請におきましては、あらかじめ議会の議決を受けることとなります。今回北海道知事の許可を受けるに当たりまして、上富良野町、美瑛町、中富良野町の3町協同で許可申請を行うこととなります。これにおきまして、議会の議決をお願いするものでございます。

以下、議案を朗読し、説明といたします。

議案第11号基幹水利施設管理事業の実施の件。

次の事業について北海道知事より許可を受けたいので、土地改良法第96条の2第2項の規定により、議会の議決を求める。

記。

事業名、基幹水利施設管理事業。

地区名、しりがね地区。

場所、美瑛町字白金。

事業概要、ダム1カ所、総貯水量680万立方メートル。頭首工1カ所、取水量毎秒7.279立方メートル。流域変更工3,600メートル。しりがね導水路4,200メートル。

以上で、説明を終わります。御審議をいただきまして議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（平田喜臣君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

12番米沢議員。

12番（米沢義英君） この基幹水利施設の管理事業に伴って、いわゆる管理する側、受け入れる側があるかというふうに思いますが、こういう体制は現状でどのようになっておられるのか。これは上富良野も関係する自治体との協議、あるいは受益者が管理するというような話になっているかと思いますが、当然そういったところのいわゆる了解も含めた中での管理業務という形にもなるかと思えます。それとあわせて、これにかかわる維持管理の費用等が当然含まれているかというふうに思いますが、そういう意味でもそのいわゆる合意形成が当然なければならないかと思えますが、現状ではどのようになっているのか。それと同時に、ここにかかわる維持管理の経費等についてもあわせてお伺いしたいと思います。

議長（平田喜臣君） 農業振興課長、答弁。

農業振興課長（小澤誠一君） 米沢議員の御質問にお答えをいたします。

この基幹水利を含めまして、しりがね事業全体の施設の維持管理というようなこととなりますけれども、まず受け入れ側の関係でありますけれども、前提として土地改良区の立ち上げというようなことを今考えてございまして、その中で、この基幹水利も含めた中で管理委託をするという考えでございます。しかし、今回このものにつきましては、土地改良事業の開始というようなことの議決でございまして、これから土地改良区を立ち上げた中で進めるものだというふうに考えてございます。

しかし、維持管理費用につきましては、いずれにしましても、美瑛町、本町、それから中富良野町含めました中で、維持管理費用、こういったものを当然土地改良区の中で決定され、決められることだということに考えておりますけれども、これからまず合意をいただく作業をしてから土地改良区を立ち上げるというふうに考えてございます。（発言する者あり）

その経費でありますけれども、ここに示します基幹水利関係の経費でありますけれども、総体的には今試算でありますけれども、2,400万円程度と考えてございます。そのうち、人件費を除く60%、国が30%、それから北海道が30%、その残りの40%につきましては、3町で、美瑛町、上富良野町、中富良野町の3町におきまして、負担協定に基づきまして負担するという形になります。

議長（平田喜臣君） よろしいですか。

12番米沢議員。

12番（米沢義英君） これを進めるための必要最小限の許可を得ることのお話であります、当然、担当の課長もおっしゃいましたように、当然これ合意がなければ動かない話の状況でありまして、その点についてもこれからという状況であります。一番心配されるのは、やはり合意形成と長引く価格低迷という状況の中で、これが見切り発車という形になっても当然困りますし、ただ、事業との兼ね合いもありますから、こういう手順を踏まなければならないということもよく理解はできるところでありますが、いずれにしても、その財政的な裏づけ、あるいはその合意というものが当然裏打ちされた中でこういう形の条件整備が前に出てくるという形になるかというふうに思います。当然、これにかかわる負担割合については、いわゆる受益面積あるいは戸数割等によって、決定されるものというふうに思われますが、この点と、それとこういう話については、当然協議会等においても十分いわゆる話し合われた中で、何らかの形でこういう方向になりますよとい

うような話も当然されているかというふうに思いますが、そういう地元の理解というのは、一定のめどが立つ方向での協議等が十分されているのかどうかという点を、あわせてお伺いしたいというふうに思います。

議長（平田喜臣君） 農業振興課長。

農業振興課長（小澤誠一君） 米沢議員の御質問にお答えをいたします。

まず、地域の受益者の合意がとられるかということでありまして、これらにつきましては、しるがね地区、美瑛町、それから本町、それから中富良野町入りますけれども、これらの受益者のまず3分の2以上のひとつ同意をいただかなければならないということになります。それで、まずそのめどでありますけれども、今本町も同様でありますけれども、美瑛町におきましてもあわせてこれらの同意を得るための作業を今進めておりまして、本町におきましては来週から説明会を再度開催をし、同意をいただくようなことで進めてまいります。当然、そこに入っていくまでに話し合いがあったわけですが、期成会におきましても賛成の意向を得られておりますので、来週から地区に入っていきたいというふうに考えてまいります。

議長（平田喜臣君） 今の答弁でよろしいですか。

次に、3番福塚議員。

3番（福塚賢一君） お尋ねをします。

法の96条の根拠に基づいて議決をしていただきたいということは理解できますが、この議決したことによってどういう行政責任を果たすかということに対しては、子細承知しかねるわけです。ただいまの提案趣旨説明にあっては、行政が管理すると。したがって、議決を求めると、端的に言ったらこういう提案の理由ですよね。それではわからないのです。これらの受益は、3町にわたっているわけですから、3町にわたって具体的にどのようなことになるのか、その展開が全然説明ない。まして、ダム、基幹施設ができ上がった。それは行政で管理する。3町どうやって管理するのか。話し合いでできないことはないと思いますけれども、では新しくできるとする土地改良区の仕事は何をするのか。全く具体的に説明が欠いているわけです。基幹施設の費用負担は行政が持つと、受益者は持たないと、こういうことはもう原則だと思っているのです。

そこで、しつこいと言われるかもしれませんが、この間の現地での立ってお伺いしたところ、その後の議員協議会でも上富良野町が4割、基幹施設の費用負担、美瑛町が6割という考え方が不動のものだと理解していますけれども、それらの費用を負担することに当たっての議決ということであるの

ではないかと思っておるわけですが、大きな違いがあるのかなのか。基幹施設の行政費用負担については、四分六の線で間違いはないのか、この点確認をとっておきたいと思います。

以上です。

議長（平田喜臣君） 農業振興課長。

農業振興課長（小澤誠一君） 福塚議員の御質問にお答えをいたします。

この基幹水利に当たりましての行政責任というようなことでありまして、一つは私も土地改良区設立を今前提にしておりますけれども、たとえ土地改良区でなくても、どのような方法であろうと、この基幹水利につきましては維持管理をしていかなければならないというのが、ひとつ前提にあります。そこで、土地改良区が立ち上がった場合には、そこへ管理委託をするということになりますけれども、今はまだ立ち上がっておりませんので、行政として費用負担もしながら、これら事業の開始をするというふうに考えてまいります。

それから、負担割合の件でありますけれども、これらについては御指摘のように、私も従来より美瑛町と上富良野町における負担割合は4割6割とっておりますけれども、ここの協定につきましては、今後負担割合を協議し、協定後においてはっきりさせるというふうに考えてまいります。基本的には、中富良野町も入っておりますので、若干の狂いはあるかと思いますが、上富良野町4割、美瑛町6割という線ではいきたいというふうには考えてございます。

議長（平田喜臣君） 3番福塚議員。

3番（福塚賢一君） 後段の方から再質問させてもらいますけれども、いきたいでは困るのです、この時期に来て。そういう話し合いが確立されているという答弁をいただかなければ自分としては満足できない。

それから、いわゆる土地改良区が何か一時償還するための土地改良区の立ち上げに感じるわけですが、少なくとも地方自治体、行政が農業ダムを維持管理するということは、その能力があればいいですけれども、これは総合ダムでないから国がやらないことは地方もやりたくないと思うのです。つくった後、受益の関係市町で維持管理せよということについては、やはり既成の事実で流れてきているわけです。だから、そのように課長があるいは行政が考えているのであれば、この議案の中にも改良区を想定していないという考え方ですから、美瑛はこういうことで管理に関係します。上富良野町はこういう関係でタッチします。そういうはっきりした領域をこの表の中でもいいからそれぞれの役割を説明して

もらわなければ、ただこれだけでダムの貯水量が6,800トン、頭首工1カ所、毎秒何ば、流域、こんなボリュームだけで議決とろうということ自体では自分は同意できませんので、その辺の考え方をもう一度説明していただきたいと思います。

議長（平田喜臣君） 農業振興課長、答弁。

農業振興課長（小澤誠一君） 福塚議員の御質問にお答えします。

まず、負担割合でありますけれども、これはまだ議員の御指摘のように、不動のものというか、決定はされておられません。今後、3町におきまして、協議をし、協定をしたい。基本的には、私先ほど申し上げましたように、上富良野町40%、それから美瑛町60%、中富良野町入ってきますけれども、そこらで若干動きがありますけれども、そういうような考え方しております。

それから、今この許可申請を受ける段階、さらにもう一度負担協定のことが再度もう一度出てきますので、それまでにはきちっとしたい。個々の事業の内容につきましても、詳しく負担協定の議決を得るまでにきちっとしたいというように考えてございます。

議長（平田喜臣君） 3番福塚議員。

3番（福塚賢一君） 96の精神は、このような議案ではないと思うのです。もう少し、それぞれの機能、役割、領域をはっきりした議案で議会の同意を求めなさいという、法の精神になっていると思うのです。極めて配慮が足りないということで、自分は終わります。

議長（平田喜臣君） 他にございませんか。

11番梨澤議員。

11番（梨澤節三君） お尋ねします。

土地改良区を立ち上げる。何でかなと。富良野土地改良、それから美瑛土地改良、それぞれの分担に従ってやったらどうなのかなと、素直に考えたら、そういう考えもあるのではないかと思います。それで、なぜ立ち上がるのかといったときに、一括返還というのがここに行くのかと、これが絡んでいるのではないのかなと。そこらあたりはいかがか。市町村合併が来ていると。その辺のところも絡んでいる。では、こっちはこっちで借金でやりましょう。富良野の空知川右岸の恐らく右岸の工事のこれも入ってくると、もし合併になったとすれば、そういうようなところも考えなければならないのではないのかなと。立ち上げるというのは、一見よさそうに見えるのですけれども、今非常に変化の時代にもある中で、その辺はどのようにお考えになっているのかなと、そういうことなのかなということでお聞きします。

議長（平田喜臣君） 農業振興課長。

農業振興課長（小澤誠一君） ここで、私申し上げたいのは、土地改良区を立ち上げるということもひとつありますけれども、ここで求めておりますのは、いわゆる土地改良事業を開始するに当たりまして、議会の議決を得なければならないというように、法の解釈に基づきましてひとつお願いするものでありますけれども、その後、管理の仕方は、先ほど申し上げましたように、協議会方式でやるのか、それから土地改良区が行うのか、こういう方法になっていきますけれども、そこにまた今議員おっしゃるような、償還の問題、こういったものが入ってきます。ここは、あくまでも施設の土地改良事業の開始というようなことで御理解をいただきたいと思えます。

議長（平田喜臣君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 補足して、ちょっと説明させていただきますと、この基幹水利施設の管理事業の実施の件につきましては、これは既にしろがね畑総の実施をする段階で、国の方にこれらの基幹水利につきましては、3町が責任を持って維持管理をしますということで、議会の議決も賜って、そしてしろがね事業が開始されております。そして、今しろがね事業が14年度をもって終了すると。終了する段階で、今法的手続として、基幹水利施設管理事業を当初の国等の調整同様に、この3町が責任を持って維持管理をしますよということに対するスタートの申請でありまして、これは中富良野町、美瑛町、上富良野町も同じような、これと同じような形の中で議会の議決を賜って対処していくと。そして、今後これらの部分につきましては、維持管理については3町でやるわけでありまして、3町で何らかの形でやるのかどうするのかということについては、今現在の計画では新たに立ち上げしておるしろがね土地改良区に委託をして、この維持管理をしたよ。それから、維持管理のこれらの経費の負担につきましては、先ほども言ったように、国、道の補助金があると。残りの部分については、3町がそれぞれのしろがね地区のこの基幹水利の施設状況によって分担金を負担すると。

ただ、私といたしましては、これは常に申し上げているところでありますが、ダムそのものというのはしろがね地区にあると。しろがね地区では、このダムを利用した観光事業も展開する予定であるということを見ると、このダムの管理については、応分の美瑛町の御負担をいただかなければいけないという部分も含めながら、今後、この負担割合については調整をしていく。国が今終わるから、この基幹管理水利の施設の管理の実施を3町が対応するよということの議会の議決を求めるということでありま

すので、御理解をいただきたいと思います。

議長（平田喜臣君） よろしゅうございますか。

3回の質問が終了しておりますので、申しわけありませんが。

他にございませんか。

6番西村議員。

6番（西村昭教君） ちょっと、確認したいのですけれども、この土地改良法でこれを出すということは理解できるのですけれども、その後の維持管理の問題ですが、ここに載っている流域とかしろがね導水路とかあるのですけれども、具体的にどう管理をするかというのはこれからの問題だと、協議し合ってやるという理解でいいのですね。

それからもう一つ、負担についても先ほど4対6とかという数字も出てましたですけれども、これ線引きについては、どういう負担割合になるかというのは、はっきり打ち出せていないと思うのです。当然、その面積とかそれから戸数割とか、戸数だとか、それからいわゆる行路の距離の問題もあると思うのです、支線やなんかの。そういうものについても、これから話し合った中で大体四分六になるかという数字だということでも理解してもいいのですか。そこら辺ちょっと確認したいと思います。

議長（平田喜臣君） 農業振興課長。

農業振興課長（小澤誠一君） 西村議員の御質問にお答えします。

具体的な管理でありますけれども、これらにつきましても、ダムを含めたこういった4カ所の施設がございますので、具体的にどのような管理をするかと、これらについても3町で協議をし、そして管理したいというように考えています。

それから、負担割合につきましても、先ほど私申し上げましたように、まだ確定はしてございませんけれども、おおよそ上富良野町40%程度、そして美瑛町60%程度、これらにつきましても3町協議し、協定を交わした中で負担割合を決めたいというように考えています。

議長（平田喜臣君） 6番西村議員。

6番（西村昭教君） 先に今負担割合で40%、60%と出るからちょっとこんがらがってくるのであって、いわゆる今僕確認したいと申し上げたとおり、面積とか受益者の戸数だとか、それからいわゆる導水路とかなんか以外の、いわゆるかかったというか、行路もあると思うのです。そういった部分の負担というのは、それは受益者の負担の維持管理のための分もあると思うのですけれども、そういう部分も含めて考えると、4対6になるということであって、最初から40%に持っていきたいということには、僕はなり切らない部分があるのかなという気

はするのですけれども、そこら辺を僕は確認したいのです。

議長（平田喜臣君） 農業振興課長。

農業振興課長（小澤誠一君） 西村議員の御質問にお答えします。

御指摘のように、面積割を含めた中でひとつ計算されるとは思いますけれども、負担割合については、先にありきではありません。結果で協議の中で決めまして、結果的にそういうことになるかもしれませんが、今の状況ではそういうことではありません。

議長（平田喜臣君） 他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（平田喜臣君） なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、議案第11号の件を起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者多数）

議長（平田喜臣君） 起立多数であります。

よって、議案第11号の件は、原案のとおり可決いたしました。

この際、昼食休憩といたします。

午前11時59分 休憩

午後 1時00分 再開

議長（平田喜臣君） 昼食休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第13 平成14年第1回定例会付託

議長（平田喜臣君） 日程第13 平成14年第1回定例会で教育民生常任委員会に付託、継続審査の議案第24号上富良野町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の件を議題といたします。

本件に関し、教育民生常任委員長から報告を求めます。

教育民生常任委員長清水茂雄君。

教育民生常任委員長（清水茂雄君） 平成14年第1回定例会において教育民生常任委員会に付託されました議案第24号上富良野町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の件につきまして、議案を朗読して報告、説明とさせていただきます。

議案第24号上富良野町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の件。

平成14年第1回定例会において閉会中の継続審査に付された議案第24号上富良野町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の件に関し、別紙の報告書に

より報告させていただきます。

教育民生常任委員会審査報告書。

平成14年第1回定例会付託、議案第24号上富良野町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の件。

本委員会は、平成14年第1回定例議会において、閉会中の継続審査に付された上記議案を審査した結果、原案の一部を修正し、可決すべきと決定したので、会議規則第77条の規定により報告する。

審査の経過。

本委員会は、平成14年4月22日、5月15日、5月28日、6月6日の4日間委員会をいずれも公開として開会した。

初日には説明員の出席を求め、補足説明を受けるとともに、今後の審議日程を定めた。その結果、原案に基づき、逐次審議を了した後、結論を求めることといたしました。審議経過の中で、第9条、第13条、第15条、第16条、第17条、第18条を中心に7点の課題が抽出され、慎重に審議を行った。特に、第9条中、処理手数料の額の設定について、第15条中手数料の減免の範囲について、また条例外ではあるが、資源容器（袋）の販売方法等について、相当の検討がなされた。

なお、本条例提案に関し、提案者の基本的姿勢に年々増高する廃棄物処理経費に対する負担を一部受益者に求めることにより、財政の健全化を図るとともに、分別、減量化、資源化の推進を図る姿勢がうかがえ、委員会としても受益者の負担の公平性、減量化、資源化の推進などの観点から、有料化について必要であると判断をし、以下の決定といたしました。

審議経過の詳細については、別紙のとおりであります。

2、決定。

慎重に審議した結果、原案第9条関係、上富良野町手数料条例（上富良野町条例第2号）別表中35の項を次のとおり修正すべきと決定いたしました。

上段については、理事者側の提案原案でございます。下段が修正案でございます。

内容について概略を説明させていただきます。

可燃ごみについては、140円を90円に、45リットル袋です。30リットル袋につきましては、95円を60円に、不燃ごみにつきましては、140円を90円に、30リットル1袋につき95円を60円、粗大ごみにつきましては、品目ごとに定めた区分により、1個400円を300円に、800円を600円に、1,200円を900円に。

なお、個人が処理場まで持ち込む場合は、町が収集運搬する場合の2分の1の額となっております。

なお、可燃ごみにつきましては、180円が12

0円、それから不燃ごみにつきましては、180円が同じく120円、それからし尿手数料につきましては、広域の関係もありまして104円がそのままということになっております。

なお、修正するに至った理由として、処理手数料の設定に当たっては、原案では有料化対象費用（収集、運搬、処理費用）に対して、2分の1相当額を受益者負担として処理手数料を設定したとの提案であったが、有料化導入時であることから、受益者に対する負担を低減することにより、円滑な制度導入が図られるとの観点から、対象費用の3分1相当額に設定することで、処理手数料を修正いたしました。また、条例外ではありますが、執行に当たっては次の事項について意見をつけ、報告することといたしました。

1、生活保護世帯に対しては、町の福祉施策として十分配慮をされたい。

2、有料化導入に伴い、不法投棄等が予想されるため、その対策に配慮されたい。

3、排出方法、分別方法については、十分に住民周知を徹底されたい。

4、資源化物の容器（袋）については、販売方法等を十分配慮されたい。

なお、審議の経過等については、御高覧いただいたものとして、省略させていただきます。

以上であります。

議長（平田喜臣君） これをもって、報告を終わります。

これより、質疑に入ります。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（平田喜臣君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

なお、この討論はまず原案賛成者、次に原案反対者、次に修正案賛成者の順に行います。

まず、原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（平田喜臣君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

12番米沢議員。

12番（米沢義英君） 私、原案について反対の立場から討論させていただきます。

今、各地では家庭ごみの有料化が進められています。ところが、家庭ごみの収集料金を有料化した自治体では、実際にごみの減量化が進められているかどうかということになれば、多くの課題や問題点があります。一部では、有料化して数年間はごみの量が減ったという報告がありますが、しかし数年後に

はまた増加に転ずるといふ状況になってきています。結論からいえば、こういう状況の中で必ずしも、有料化がごみの減量化に結びつくような決め手ではないということが、明らかではないでしょうか。

結局のところ、この有料化の原因というのは、国が進めている地方の行政改革、これに名を打って自治体もごみの減量化とあわせてリサイクルも進めるという立場から、そしてごみの有料化を推進しようとしていますが、この根本原因というのは、住民に負担を押しつけ、そして行政改革という名のもとで、一方で財源の確保をねらった住民負担を求めるものであります。今回、この原案の中にも示されているこの有料化についていけば、もう既に住民は税という形の中で税の負担を行っており、この立場からいえば税金の二重取りであり、また同時にこれは将来的に安易に税率手数料を引き上げ、税の確保をねらう一つの消費税的な手段とも受け取られます。私は、改めてごみの減量化をそう進めるということであれば、住民と一体となった意識を変えて、そこにこそ住民の協力があって初めて減量化の一步が出るものと考えています。

こういうことを隅々まで行き渡った手の届くような体制を組んでこそ、初めてごみの減量化が前へ進むものと考えています。

また、一方で、解決しなければならない問題として訴えておきたい点は、いわゆる過剰包装と同時に製造元の責任というのが相変わらずあいまいであるということであり、この部分を、解消しない限りは、減量化、住民の協力を求めたとしても、部分的には解決があっても他方では生産量がふえ、過剰包装がふえるという現状でありますから、リサイクルがそれを当然上回るような手法でなければ減量化が進まないということは明らかであります。

私は、この点を考えたときに、原案に至っても、いわゆる処理手数料の半分という根拠についても納得できるものでもありません。

私は、以上を述べさせていただきます、原案に対する反対の立場から意見を述べさせていただきます。

また、財源等についてはどうするのかという問題では、保健センターの建設等を行い、きちっと財源の確保をする、こういう立場から財源の確保をして住民に行き届いた行政の水準の向上を行うということ、これが大切であるということと述べて、原案に対する反対の討論を終わります。

議長（平田喜臣君） 次に、修正案に賛成者の発言を許します。

18番 向山議員。

18番（向山富夫君） 私は、上富良野町廃棄物

の処理及び清掃に関する条例の教育民生常任委員会の審査報告に対しまして、修正案賛成の立場から意見を申し述べさせていただきます。

生活様式の変化が急速に進む中、それに伴い日常生活におけるごみの排出量は、さまざまな分野で工夫がなされているにもかかわらず、その排出量は年々増大しております。従来より、ごみの処理については、行政サービスとして行われていることから、ごみ収集運搬処理に対し、年々財政負担を増してきていることと、加えて、分別収集の一層の細分化が図られる状況から、今後、さらに大きな財政負担が生じてくることが予想されるものであります。

このような状況のもと、本町においてますます高まる行政サービスニーズに対応する中から、このたびごみ処理の一部有料化が示され、所管委員会において審査が行われ、原案の一部を修正の上、可決すべきとの報告がなされました。

現下の厳しい経済状況は、個々人の家庭はもとより、地方自治体の財政状況も例外ではなく、一段と厳しい実態であることは御案内のとおりであると思われ、こうした環境下にありまして、行政サービスに対する一部受益者負担は避けがたいものと理解でき、税による間接負担か、あるいは手数料による直接負担かの選択が考えられ、ごみ処理一部有料化にあっても、受益者負担の導入もやむを得ない対応かと理解するものであります。

しかし、その負担のあり方については、円滑な制度導入を図ることとあわせて、町民の方々にごみの減量化に向けた認識を高めていただく有効な機会とするため、先ほど委員長より報告がなされました上富良野町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の件に対し、修正案に賛成するとともに、審査報告を最大限に尊重し、制度導入が図られるべきものと判断し、私の賛成意見とさせていただきます。

議長（平田喜臣君） 次に、原案に反対者の発言を許します。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（平田喜臣君） 次に、修正案に賛成者の発言を許します。

15番 村上議員。

15番（村上和子君） 私も女性の立場でごみとは毎日対面しておりますが、有料化に踏み切る前に、行政指導によるごみの減量化をしっかりと図ってからということと申し上げまして、またこの町から提案されました金額につきましては、少し高いのではないかと、こういうように申し上げまして、教育民生常任委員会の方に付託をいたしまして、4日間、これを審議いただきました結果、修正の案で出てまいりまして、やっぱり今何でもかんでももう無料とい

うことにはならないのではないのでしょうか。町民もそれは安いにこしたことはございませんが、やっぱり幾らかでも仕方ないのではないかと、こういうふうにとらえていると考えるものでございます。

一昨日いただきました13年度の建設工事発注事業等も見ましても、国の直轄事業も減ってきており、それから町の特別交付税も4%減、あるいは地方総合事業債が廃止、こういう町の非常に厳しい財政の中にありまして、私は受益者負担、これも御審議いただきましたこの金額、この修正案に賛成をさせていただきますかと思っております。

以上です。

議長(平田喜臣君) 他に御意見ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(平田喜臣君) なければ、これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第24号を採決いたします。

この採決は、初めに委員長報告について採決いたします。次に、原案について採決いたします。

本件の委員長報告は、修正であります。

まず、委員長報告のとおり、決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者多数)

議長(平田喜臣君) 起立多数であります。

よって、委員長報告のとおり可決されました。

次に、修正案を除く原案に対し、採決をいたします。修正案を除く原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者少数)

議長(平田喜臣君) 起立少数であります。

よって、修正案を除く原案は、否決されました。

この際、暫時休憩いたします。

午後 1時21分 休憩

午後 1時38分 再開

議長(平田喜臣君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程追加の議決

議長(平田喜臣君) お諮りいたします。

農業委員の推薦の件を日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(平田喜臣君) 御異議なしと認めます。

よって、農業委員の推薦の件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

追加日程第1 農業委員の推薦の件

議長(平田喜臣君) 追加日程第1 農業委員の推薦の件を議題といたします。

(「動議」と呼ぶ者あり)

議長(平田喜臣君) 10番佐藤政幸君。

10番(佐藤政幸君) 議長、動議を提出いたします。

ただいま、農業委員の推薦の件につきまして、議会推薦の農業委員は2名とし、瀬戸勇三君、平吹俊一君を推薦することを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

議長(平田喜臣君) ただいま、10番佐藤政幸議員より、議会推薦の農業委員としては2名とし、瀬戸勇三君、平吹俊一君を推薦するとの動議が提出されました。この動議は、所定の賛成者がありますので、成立いたしました。

農業委員の推薦動議を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は、動議のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(平田喜臣君) 御異議なしと認めます。

よって、議会推薦の農業委員については、2名とし、瀬戸勇三君、平吹俊一君を推薦することと決しました。

日程第14 発議案第1号

議長(平田喜臣君) 日程第14 発議案第1号 上富良野町議会会議規則の一部を改正する規則の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

2番中川一男君。

2番(中川一男君) 発議案1号は、朗読をもって提案理由といたします。

発議案第1号 上富良野町議会会議規則の一部を改正する規則。

上記議案を別紙のとおり、会議規則第14条第2項の規定により提出いたします。

提出者、上富良野町議会議員中川一男。賛成者、上富良野町議会議員清水茂雄、上富良野町議会議員西村昭教。

上富良野町議会会議規則の一部を改正する規則。

上富良野町議会会議規則(昭和62年議会規則第1号)の一部を次のとおり改正する。

目次中「第15章 補則(第121条)」を「第15章 議員の派遣(第121条)」「第16章 補則(第122条)」に改める。

第15章を第16章とし、第14章の次に次の1章を加え、第121条を第122条とし、第120条の次に次の1条を加える。

第15章 議員の派遣。

(議員の派遣)

第121条 法第100条第12項の規定により議員を派遣しようとするときは、議会の議決でこれを決定する。

ただし、緊急を要する場合は、議長において議員の派遣を決定することができる

2、前項の規定により、議員の派遣を決定するに当たっては、派遣の目的、場所、期間その他必要な事項を明らかにしなければならない。

附則。この規則は、公布の日から施行する。

以上でございます。よろしく申し上げます。

議長(平田喜臣君) これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(平田喜臣君) なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、発議案第1号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(平田喜臣君) 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

日程第15 発議案第2号

議長(平田喜臣君) 日程第15 発議案第2号議員派遣の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

2番中川一男君。

2番(中川一男君) 発議案第2号も、朗読をもって提案理由といたします。

発議案第2号議員派遣の件。

上記の議案を次のとおり、会議規則第14条第2項の規定により提出します。

提出者、上富良野町議会議員中川一男。賛成者、上富良野町議会議員清水茂雄、同じく上富良野町議会議員西村昭教。

議員派遣の件。

次のとおり議員を派遣する。

1、北海道町村議会議長会主催の議員研修会及び先進市町村調査。

(1)目的、分権時代に対応した議会の活性化に資するため。

(2)派遣場所、札幌市、由仁町。

(3)期間、7月9日から7月10日、2日間。

(4)派遣議員、全議員20名。

2、北海道町村議会議長会主催の議会広報研修会及び議会広報特別委員会先進市町村調査。

(1)目的、議会広報の向上発展に資するため。

(2)派遣場所、札幌市、道央方面。

(3)期間、8月中旬の3日間。

(4)派遣議員、議会広報特別委員6名。

3、富良野沿線市町村議会議長会主催の議員研修会。

(1)目的、分権時代に対応した議会の活性化に資するため。

(2)派遣場所、中富良野町でございます。

(3)期間、8月28日、1日間。

(4)派遣議員、全議員の20名でございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

議長(平田喜臣君) これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(平田喜臣君) なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、発議案第2号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(平田喜臣君) 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

(「動議」と呼ぶ者あり)

議長(平田喜臣君) 11番梨澤議員。

11番(梨澤節三君) ただいま上富良野町廃棄物の処理及びこの清掃に関する件について採決が行われましたが、採決結果の宣告がなされておられません。こここのところはっきりとしていただきたいと。

以上でございます。

議長(平田喜臣君) ただいま11番梨澤議員からの日程第13番で審議されました委員長報告について採決をしまして、修正案を除く原案に対する起立採決を求めまして、起立少数ということで修正案を除く原案は否決されましたというふうに御報告申し上げたと思いますが。

議長(平田喜臣君) 3番福塚議員。

3番(福塚賢一君) 議会開会中に不手際だとは思いませんけれども、同僚議員から動議が出されて、議長は議会運営委員の方にお集まり願ったわけですよ。その結果の報告がなくて、次の議題に入ったということは、いささか遺漏があったと感じられますので、その点に触れてお答えいただきたいと思えます。

議長(平田喜臣君) ただいま3番福塚議員の方から発言のありました件につきましては、若干の報告漏れがあったかと思えますが、その内容等につきましては、別の機会に改めて御報告をしたいと思いま

す。

3番福塚議員。

3番(福塚賢一君) 別の機会とは、本議会の開会中に問題が提起されているわけですから、別な機会ということは何か理由があるのか、その点お尋ねしたいと思います。

議長(平田喜臣君) 暫時休憩したいと思います。

午後 1時49分 休憩

午後 1時53分 再開

議長(平田喜臣君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第16 閉会中の継続調査申し出の件

議長(平田喜臣君) 日程第16 閉会中の継続調査申し出の件を議題といたします。

議会運営委員長並びに各常任委員長から目下委員会において調査中の別紙配付申出書の事件につき、会議規則第75条の規定により、閉会中も引き続き調査したい旨の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに御異議ありませんか。

11番梨澤議員。

11番(梨澤節三君) 特に、異議があるわけではございませんが、ちょっと参考にさせていただきたいということで、発言させていただきます。

この閉会中の継続調査申出書ということで、継続して調査を要する。そして、なお十分な精査を要するためと、このようにありまして、それでもってまことに言いづらいのですが、言わせていただきますが、教育民生常任委員会は子育て支援対策ということについて件名として上げております。これについて、一般質問を見ますと、委員長みずからの質問があったり、それから子育てについて副委員長が、これは差しかえということにはなりましたけれども、あれは保育所の民間委託について推薦議員になって、先頭に立って反対と、これはよろしいのです。反対しても発言してもよろしいのですが、この委員長、副委員長という立場からすると、方向づけをしてしまうのではないかと、私はうちの委員であれば委員長それはおかしいのではないのと言うのですけれども、そんなのを思ったものですから、こうしろということはいけません。この件名について、もしくは委員長、副委員長という役職について、委員会でもって御検討していただきたいというように思いますが、以上でございます。

議長(平田喜臣君) 他に御意見ございませんか。

12番米沢議員。

12番(米沢義英君) 一般質問ですから、行政全般にわたってどういう立場で、いわゆるいい方向で持っていきたいということにただすわけですから、委員長であろうが、副委員長であろうが、議会と議員ということであれば、ひとしく権利を与えられているということはきちりうたわれているわけですから、そのことを考えたときに、今同僚の議員がおっしゃった内容というのは、その趣旨からいってもちょっと合わないというふうに思いますので、この点御了解お願いいたします。

議長(平田喜臣君) 11番梨澤議員。

11番(梨澤節三君) 実は、これはおっしゃるとおりかもしれませんが、議会というもののその先例ということがあると思います。それから、中富良野の議員の状況を見ますと、委員長になられた方が、私は委員長を辞退しますと。そして一議員として動きやすいようにしていただきたいということでもって委員長辞任をしております。役職につくというからには、それなりの重みがあると思います。例えば、議長は幾ら発言を一般質問やりたくても、これはそういうことはできない。監査の方も同じかと思えます。だから、その委員会でもって長と副というような立場についたならば、その委員会をまとめていく立場にあるのではないかと思うのです。ですから、自分の意見を先に言って片づけてしまうということではちょっとどうかと。これはこうしろということではありません。いかがかなということでは検討されてはいかがかということでございます。

議長(平田喜臣君) 3番福塚議員。

3番(福塚賢一君) 梨澤議員と自分とは、所属も違いますし、心情的には同じ流れの中で来ている傾向にありますが、よく勇気を持って言ってくれたと思います。自分、今日及ばずながら所管教育民生委員ですけれども、委員長、副委員長が所管にかかわる事項で、やはり議員活動をやってきている中で委員会開かれる。その中で自由に討議できるかといったら、その自主性がなくなるのです、私の場合は。梨澤議員と何も示し合わせて僕はあおり立てて言ってもらったと皆さん思っていないと思うけれども、その辺で今後やはり委員会が自由に闊達に議論できるという雰囲気ではないことは自分所属していてその感じを梨澤議員の発言に対して、よく勇気を持ってくれたと、全くその感じを持っていますので、議長参考にさせていただきたいと思います。

議長(平田喜臣君) お諮りいたします。

ただいまの3番、11番、12番、各議員の御発言の要旨をよくわきまえて、今後各常任委員会の委

員長から申し出が現在出ておりますこの閉会中の継続調査を各委員会に付託するというので、御異議ございませんか。

12番米沢議員。

12番(米沢義英君) 厳密に、それではお伺いいたしますが、議長のそういう表現になりますと、実質委員会の中では委員長、副委員長であったとしても、その者は質問できないというような、勘違いでしたら勘違いだと言ってほしいのですが、とらえ方になります。地方自治法でもこの問題については、委員としての権利がきちっと明記されておりますし、行政全般にわたっては、委員長であろうが、委員であろうが、ひとしくそれについては質問できるということがきちっと明記されているわけですから、そのことをやはり過去をさかのぼっても、ずっとそういうことでやられていますし、現在もそれは正しいということですから、そういうことをきちんとわきまえたことを私は少なくとも言っていると思いますので、その点きっちり押さえておいていただきたいと思います。

議長(平田喜臣君) 今、12番の米沢議員の御発言であります。私は各議員として今3方の議員からお話があったことを十分にそれぞれの各議員が御検討した中で、所管の委員会でそれぞれに御意見というか、意見の調整をしていただきたいと。これは私の方からそれぞれの所管に対して、ああしろ、こうしろというような立場には私はないと思いますし、あくまでも議員としてのモラルといいますか、常識を持った中での対応をしていただきたいという一般論的な形で申し上げましたので、誤解のないようお願いしたいと思います。

3番福塚議員。

3番(福塚賢一君) では、議員は自由に議論してもいいと及ばずながら思いますよ。ですけども、常識の問題だと思うのです。では、具体例で言いますけれども、西保育所の合併や民間委託の場合、これは自分なりの考え方持っていると思うのです。西保育所の父母の方と会うまでは、会ってその日までの経過を見ましたら、議員がもう加わっているのです。方向づけ中で決められているのです。そういう中で、僕は是非々々で臨むということをして西保育所の父母と会ったときは言ってきましたけれども、それから所管でやっても、もうしゃべることに対しては、たまたま今梨澤議員言ってくれましたけれども、やはりどうしても自分の思っていることは十分述べられないのです。そういう点があるということで、委員長、副委員長としての良識を持ってやはりかかわりを持っていていただきたいと、こうお願いしたいと思います。

議長(平田喜臣君) 今、閉会中の各委員会からの申し出の件を議題としておりまして、個別につきましては、先ほど申し上げましたように、各所管の中での常識ある対応を望みたいと思います。

よろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(平田喜臣君) よって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決しました。

閉 会 宣 告

議長(平田喜臣君) 以上をもって、本定例会に付議された案件の審議は、すべて終了いたしました。

これにて平成14年度第2回上富良野町議会定例会を閉会いたします。

午後 2時03分 閉会

上記会議の経過は、議会事務局の調製したものであるが、その内容の
正確なることを証するため、ここに署名する。

平成14年6月20日

上富良野町議会議長 平 田 喜 臣

署名議員 佐 藤 政 幸

署名議員 梨 澤 節 三